

142
478

南支那及南洋調查第四百四輯

新嘉坡阿片、印度阿片
(其阿片調查一)

臺灣總督官房調查課



始



14.21-478



凡 例

一、本書は、元休職臺灣總督府專賣局參事鎌田正威氏が、大正十四年三月より同年九月に至る期間に於て、新嘉坡及印度の阿片に就き視察調査せるものを記述したものである。

二、本書に關聯して波斯及土耳其古阿片に就き調査せるものは、阿片調査其二に記述す。

三、本書は閱覽の便を圖り筆寫に代ふるに印刷を以てしたるに止まり、公刊せんとするものではない。

昭和三年一月

臺灣總督官房調査課



ハ
課寄贈本

新嘉坡阿片、印度阿片 (阿片調査 其一) 目次

新嘉坡阿片

第一、阿片專賣の開始 一

 專賣開始年次 一

 生阿片の輸出入權 二

 阿片煙膏製造所及賣下機關 二

第二、阿片煙膏購入の制限 三

第三、生阿片の買入 四

第四、阿片の製造 五

 阿片煙膏のモルヒネ含有量 六

第五、阿片煙膏の賣下 八

 (一) 海峽植民地 八

 カリスマス島 八

 馬來聯邦州 八

 非馬來聯邦州 八

 阿片煙膏賣下數量 八

目次

(一) 阿片煙膏賣下總價格……………10

(二) 新嘉坡及彼南より馬來聯邦州、非聯邦州及クリスマス島に移出したる阿片煙膏數量……………11

(三) 海峽植民地の阿片煙膏より生ずる收入……………12

(四) 阿片より生ずる純收益の總歲入に對する割合……………13

(五) 阿片煙膏の小賣値……………13

(六) 包裝別賣下割合……………16

(七) 小賣店……………17

(八) 阿片煙膏灰……………19

第六、阿片煙膏灰……………19

(一) 阿片灰飲用の害……………19

(二) 阿片灰回收量及買收價格……………21

(三) 阿片灰回收量及買收價格年割……………23

(四) 阿片灰一兩の政府買收價格……………23

第七、阿片の輸出入……………24

第八、專賣取締……………25

(一) 違法行爲摘發件數……………25

(二) 押收物件……………26

(三) 阿片密輸入差押數及量……………27

印度阿片

緒言

第一章 阿片耕作面積……………27

第一節 印度の一般耕作面積……………27

英直轄州の一般耕作面積及阿片耕作面積……………28

第二節 英直轄州阿片耕作面積二十年表……………28

一、英直轄州阿片耕作面積二十年表……………28

一、一九二一—二二年に於ける各州別阿片耕作面積表……………29

第三節 英印度州の一般耕作面積及阿片耕作面積……………30

一、各州別阿片耕作面積十年表……………30

英印度州の一般耕作面積及阿片耕作面積……………31

一、英印度州阿片耕作面積十六年表……………31

目次

一、一九二一—二二二年に於ける各印度州別阿片耕作面積表……………七三

第二章 阿片の競賣……………八一

第一節 阿片輸出に關する英國の方針……………八一

一、一九二四年九月十七日立法議會に於ける阿片貿易に關する應答……………八一

一、一九一〇乃至一九二三年阿片輸出數量及仕向地……………八九

第二節 阿片競賣に關する手續及注意事項……………九一

阿片競賣の實況……………九一

第四節 阿片競賣に空相場の行はるゝ實證……………一〇四

第五節 阿片競賣に關する諸統計及政府直接供給契約に關する事項……………一〇五

一、一九一六年以來競賣結果總括表……………一〇六

二、一九一六年以來阿片船出狀況總括表……………一〇六

三、阿片仲賣人氏名……………一〇七

四、一九二二乃至一九二五年阿片仲賣人別狀況……………一〇九

五、一九一六乃至一九二五年阿片競賣指値別狀況……………一一四

六、仲賣人買入價格及箱數一覽表……………一一三

七、一九一六乃至一九二五年競賣結果……………一一六

八、一九一六乃至一九二五年阿片船積狀況……………一二一

九、一九二二乃至一九二五年競賣濟阿片、倉庫現在狀況……………一二五

十、政府の直接契約にて供給したる阿片の數量及價格……………一三二

十一、直接契約價格と競賣最低價格との差……………一三五

十二、政府の直接契約にて供給せる現行價格……………一三六

十三、政府の直接供給契約條項……………一三六

第六節 阿片の品質試驗……………一三八

第七節 阿片賣買に關する要式の一、二及雜件……………一三九

一、仲賣人より政府に對し、代金納付及品物交附請求通知書……………一三九

二、阿片證券……………一三九

三、阿片の每箱中に挿入せる阿片證明書……………一三九

四、阿片の包裝方法……………一四〇

五、阿片競賣の起源……………一七一

六、プロビジョン阿片の意義……………一七一

七、アンサーテイファイドの意義……………一七一

八、何人にも競賣に参加し得るや……………一七一

九、阿片競賣に参加せる英商人ありや……………一七二

第八節 印度より波斯へ阿片の輸出入……………一七三

第三章 阿片の飲用……………一七四

第一節 總說……………一七四

一、各州に於ける阿片消費量……………一七五

目次

目次

第二節 阿片純收入……………二七六

 ベン、チャラ、ガンダヤ……………二八三

第三節 ヘンブ劑阿片劑等の消費統計……………二八三

 一、ヘンブ劑消費表……………二八四

 二、モルヒネ、モルヒネ鹽類及モルヒネ含有劑消費表……………二八六

 三、ヘロイン消費表……………二八九

 四、阿片劑消費表……………二九二

 五、コカイン消費表……………二九五

 六、寬藥劑一人當消費量……………二九六

 七、密輸入檢舉回數……………三〇一

第四節 英直轄州に於ける阿片消費狀況……………三〇二

 一、ユナイテッド、プロビンス……………三〇三

 二、ユナイテッド州過去十年間阿片消費量、阿片價格、販賣店及阿片收入……………三〇七

第四章 阿片の製造……………三二七

 第一節 ガジプール工場視察……………三二八

 一、ガジプール工場管内阿片耕作面積及生産額……………三二八

 二、一町步當、平均阿片生産高……………三三九

 三、阿片製造高及耕作者への補償金額……………三三九

 四、製造費用及一箱當生産費……………三三〇

 五、ガジプール工場阿片鹽類製造量及倉出數量……………三三一

第二節

六、阿片收入……………三三三

 ガジプール阿片工場一九二四年成績……………三三六

 一、季節及氣候……………三三六

 二、裁定……………三三七

 三、生産……………三三八

 四、最後支拂計算……………三三九

 五、未濟勘定……………三四〇

 六、井戸前貸……………三四〇

 七、工場作業……………三四一

 八、作餅……………三四二

 九、マルワ阿片の受入……………三四三

 十、消費阿片の收入……………三四三

 十一、鹽類の製造……………三四四

 十二、藥用阿片の製造……………三四五

 十三、假箱及材木の供給……………三四五

 十四、經費……………三四五

 十五、販賣……………三四六

 十六、阿片法違反……………三四六

 十七、一般摘要……………三四七

 十八、各種統計表……………三四八

目次……………三四八

新嘉坡阿片

目次

(一)	一九二一—二二年及一九二二—二三年季ベナレス輸出阿片一九二四年中の販賣總額	二四八
(二)	一九二二—二三年期輸出阿片一箱の平均生産額	二四八
(三)	一九二三—二四年耕作及灌溉面積及生産高	二五〇
(四)	一九二三—二四年總生産高詳細	二五二
(五)	一九二三—二四年特許及耕作者數	二五三
(六)	一九二三—二四年期阿片前貸金、拂戻金差引計算	二五三
(七)	一九二三—二四年罌粟花辨前貸金拂戻金計算	二五五
(八)	一九二三—二四年罌粟葉層前貸金拂戻金計算	二五六
(九)	阿片、花辨、葉層前貸金越金拂戻金計算	二五七
(十)	一九二三—二四年井戸建設及修繕前貸金	二五八
(十一)	一九二三—二四年期七〇%實質阿片出納	二五九
(十二)	一九二三—二四年十一月一日乃至一九二四年十月三十一日ベナレス阿片工場に於ける阿片藥劑の製造及拂出高	二六〇
(十三)	一九二三—二四年期總支出、前年との比較	二六三
(十四)	耕作面積、生産高、一ヒガ當平均生産高、純支出額一箱當價格十年表	二六三
(十五)	收入十年表	二六四

附錄

印度阿片狀況

新嘉坡阿片、印度阿片 (阿片調査 其一) 目次終り

新嘉坡阿片

新嘉坡其の他の海峽植民地(新嘉坡、彼南、マラツカ、ラアアン、クリスマス島各植民地)馬來聯邦州(メラ、スラ
ンゴール、ネグリスンピラン、パハン各州) 非馬來聯邦州(シヨホール、ケダ、メルリス、ケランタン、トウレン
 カス各州) プルネイ州(以上を總稱して英領馬來州と云ふ)の數字をも併記することあるべし。

第一 阿片專賣の開始

英領馬來諸州に於ては阿片の請負制度廢止せられて全部政府の專賣制度となれり、其の開始年次
 左の如し。



海峽植民地

シヨホール州

ケダ州

メルリス州

馬來聯邦州

明治四十三年一月一日

同 四十三年四月十二日

同 四十四年一月一日

第一 阿片專賣の開始

ブルネイ州 大正二年一月一日
トウレンガヌ州 同 六年三月二日

備考

海峽植民地の内、ラプアンは大正二年一月一日專賣制度を施行し、クリスマス島（新嘉坡植民地の一部にして爪哇の南にあり）には未だ專賣制度を施行せず同島燐礦會社の請負となしあり

生阿片は海峽植民地以外の土地に輸入することを禁止し、海峽植民地に輸入するは專賣局長の權限内に屬す。

生阿片の積換は輸出入制度に依り取締らる。

『積換を許す宛先は特に限定しあり、佛領印度、暹羅の如きは之に屬するも日本は含まず、故に日本向阿片は當地にて積換ゆるを得ざるなり、大正十一年九月中當地三井物産會社は、カルカッタ出臺灣宛阿片の新嘉坡積換へ方に就き政廳に出願したるも許可せられざりき、尤も阿片搭載の船舶入港の場合には其の旨官憲に通告手續の上更に仕向先へ向ふを妨げず。

英領馬來諸州に於て消費せらるゝ阿片煙膏は新嘉坡に於て生阿片より製造し包裝又は容器に入れて英領馬來各州政府に送附せらる。

阿片煙膏は又其の儘彼南及クーランホールに送附され其の地にて包裝せらる。

阿片煙膏は馬來聯邦州、ケダ州及トウレンガヌ州に於ては多少の小賣をなすも、其の他各地政府の多くは專賣局にて卸賣のみせらるゝに限るを以て、阿片煙膏の殆ど全部は特許小賣人によりて小賣せられ、小賣人は卸値段と法定小賣値段の差額を利得するものなり。

第二 阿片煙膏購入の制限

阿片煙膏を購入するに就き各州政府の定むる制度には多少の相違あり。

○トウレンガヌ州、ケランタン州

婦人及十八歳以下の者に賣下くことを得ず

○ケダ州・ペルリス州

二十歳以上の男子の外賣下げを禁ず

○海峽植民地及ブルネイ州

成年の男子以外に賣下げを禁ず

○馬來聯邦ジョホール州

二十一歳以上の支那人男子並特に政府の許可を有する者以外に賣下げを禁ず

（支那人以外の者に賣下げざる制度は實際行はれ居るや疑問なり、（阿片委員會報告）又馬來

第二 阿片煙膏購入の制限

第三 生阿片の買入第四阿片の製造

聯邦州にては七十人のみ特許せらるると言ふも之は有り得べからざるものと思はる（馬來人男三二、女一二、シーク人男二二、暹羅人女一、印度人男三、計七〇人）

第三 生阿片の買入

新嘉坡阿片專賣局に於て印度政府より直接購入したるベナレス阿片の數量左の如し。

大正十二年（一九二三年）

ベナレス阿片

二、一〇〇函

此の外、地方より購入せる波斯阿片一三函あり。

同 十一年

ベナレス阿片

一、八〇〇函

同 十年

ベナレス阿片

三、〇〇〇函

而して專賣局長の談に依れば、購入價格は、カルカッタ競賣價格より一割乃至二割安價なりと。原料阿片のカルカッタ一箇月平均競賣價格（函當り）左の如し。

大正十二年

最高 一月 四、六七三、一^{留此}

最低 五月 四、五〇〇、〇

同 十一年

最高 四月 四、五六八、五四

最低 十一月 四、五〇一、四

『大正十二年十二月下旬新嘉坡英字新聞紙上に報導せられたる所によれば、英領印度政府は海峽植民地政廳の要求に基き、阿片の直接供給契約の更新方を承諾し、一九二五年一月より向五箇年間一定價格を以て原料阿片を供給することゝなれり。』

第四 阿片の製造

新嘉坡阿片工場に於て製造したる阿片左の如し。

大正十二年（一九二三年）

(A) 使用原料

二、七六二、五^函

(B) 之より製造したる阿片煙膏

二、九〇七、七七二、五^{「テール」}

(C) 沒收阿片より製造したる阿片煙膏

二四、六九〇、七^{（「テール」は約一〇分）}

同 十一年

(A) 使用原料

二、七二五、五^留

(B) 之より製造したる阿片煙膏

二、八八一、九八三、二^{「テール」}

(C) 沒收阿片より製造したる阿片煙膏

五、六四九、一

同 十年

第四 阿片の製造

第四 阿片の製造

(A) 使用原料

三、一七〇、〇^兩

(B) B之より製造したる阿片煙膏

三、三三九、〇七四、七^{テール}

(C) 沒收阿片より製造したる阿片煙膏

一〇、四四一、八

阿片煙膏のモルヒネ含有量(平均量)

(一) 大正十二年製造

(イ) 印度阿片を混合したるもの

試料二四九件、分拆四九回

試料中のモルヒネ

一〇、六八

水分

二〇、五一

乾燥試料中のモルヒネ

一三、四三

(ロ) 波斯阿片を混合したるもの

試料九六件、分拆一六回

試料中のモルヒネ

三、八五

水分

二三、三三

乾燥試料中のモルヒネ

五、〇二

(二) 大正九年製造

(イ) 印度阿片を混合したるもの

試料三三件、分拆三三回

試料中のモルヒネ

八、八五

(ロ) 波斯阿片を混合したるもの

試料二八件、分拆二八回

試料中のモルヒネ

三、九三

(三) 其の他の参考試料

種	目	試	料	モ	試	ル	料	中	ヒ	ネ	の	水	分	モ	乾	燥	試	料	中	の	
和蘭二分管入			三七管					九、七五					二二、〇一								一二、五〇
廈門二品																					
Cook Chiap Jookongsi			「テール」罐					八、二三					一九、九四								一〇、二八
Elephant and Cook Brand			右					八、三二					二一、一九								一〇、五六
Cook Brand(楕圓罐)			右					八、九二					二三、七二								一一、七〇

第五 阿片煙膏の賣下

(一) 海峽植民地阿片煙膏賣下數量(兩)

年	次	新嘉坡	彼南	マラツカ	ラブアン	海峽植民地計	指數
一九	一	一〇六、四九九	五二、七九三	一九三、二二五	一七六、八〇六	一、七六九、五〇六	一一一
	二	一〇三、七三五	四七、七五三	一七六、八〇六	一六三、〇〇〇	一、六九一、七二七	一一〇
	三	九七、五五四	四一、八二五	一五七、五〇八	一四三、〇〇〇	一、四九三、二五五	一〇九
	四	八六、九四七	三九、二五四	一三五、四三六	一四〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一〇七
	五	八六、四九六	三九、二〇九	一六五、九六六	一四〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一〇七
	六	八八、九三二	三七、九三七	一八二、七九四	一四〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一〇七
	七	八〇、七四五	三二、一八六	一七〇、〇五三	一四〇、〇〇〇	一、三九六、二九〇	一〇六
	八	一〇一、八九〇	三六、六九四	一七六、五八六	一四〇、〇〇〇	一、五七〇、八六一	一一六
	九	一〇六、九五〇	四二、〇三〇	一九三、四四二	一四〇、〇〇〇	一、六九四、一三三	一二五
	〇	一一七、三七二	四四、三二七	一八二、八二五	一四〇、〇〇〇	一、八〇一、一六四	一三三
	一	一二七、七七一	四四、三二七	一〇三、八五四	一四〇、〇〇〇	一、五一一、四三三	一二二
	二	一〇五、九五九	三四、六三三	一〇三、八五四	一四〇、〇〇〇	一、五一一、四三三	一二二
	三	九三、二四〇	三〇、九二七	一〇四、三三六	一四〇、〇〇〇	一、三三三、三三三	一〇〇

○ クリスマス島阿片煙膏賣下數量

年	次	賣下量(兩)	年	次	賣下量(兩)
一九	一	九、〇〇〇	一九	一	六、〇〇〇
	二	一一、四〇〇		二	四、二〇〇
	三	一〇、二〇〇		三	六、六〇〇
	四	一〇、二〇〇		四	五、七〇〇
	五	一〇、二〇〇		五	六、九〇〇
	六	七、八〇〇		六	九、〇〇〇
	七	七、八〇〇		七	九、〇〇〇
	八	六、六〇〇		八	九、〇〇〇
	九	六、六〇〇		九	九、〇〇〇

○ 馬來聯邦州阿片煙膏賣下數量(兩)

年	次	ペラ	スランゴール	ネグリ、ス	パハン	馬來聯邦州計	指數
一九	一	一一三、六九三	八〇、八〇七	三二〇、〇九三	三二七、〇一一	二、四六八、〇四〇	二九〇
	二	一一三、二八〇	八二、五二五	二六八、八一五	一五三、五四九	二、四五〇、四三〇	二八八
	三	一〇九、三三七	七二、四九〇	二四一、九三六	一三〇、九四九	二、一八八、六〇二	二七七
	四	八五、〇八二	五五、九八七	一八二、四八四	一一二、五〇九	一、七一九、九四九	二〇三
	五	八八、〇九四	五五、二〇三	二二五、三二一	一一二、五〇九	一、七七三、五四四	二〇九
	六	八八、七九九	五六、〇四九	二四八、七三三	一〇八、七三四	一、七九九、七六四	二二二
	七	七二、三五六	四六、六四〇	二二〇、七七三	九八、〇九七	一、五〇九、八六五	一七八
	八	八六、〇五八	五〇、七六九	二二五、七九九	一一三、五〇六	一、七八三、五五五	二二〇
	九	七三、五三二	四九、九三五	二二七、九四五	一一六、〇九六	一、六五〇、九三八	一九四
	〇	七四、三七八	四七、六六九	二九九、九一九	一一六、五五五	一、五七九、五二二	一八六

第五 阿片煙膏の賣下

一九二三年	四四八六三五	三三二二三	一三三三二	八七〇〇	九六九、六八	二六
一九二二年	四〇九七〇一	二七、三〇九	一〇、八五〇	六六、四〇七	八五〇、六七	一〇〇

○非馬來聯邦州阿片煙膏賣下數量(兩)

年	次	シヨホール	ケ	ダ	パ	リ	ス	ラン	タン	ト	ウ	レ	ン	ガ	ヌ	ア	ル	ネ	イ
一九二三年	一	四九二、五二九																	
	二	四九三、一七三																	
	三	四一五、二五四																	
	四	三五八、一八三																	
	五	四六八、八四六																	
	六	五三四、八三七																	
	七	四八九、六四一																	
	八	四八六、一七二																	
	九	五三八、六七〇																	
	一〇	五八三、二八五																	
	二	三〇一、〇四七																	
	三	三〇〇、八六六																	

(二)海峽植民地阿片煙膏賣下總價格(クリスマス島を除く)

一九二三年

一五、八三九、四七五、〇〇……一、三三二、〇四八・五三の賣下に對するものにして前年より數量三二、一九六・四減少

商業上の景氣幾分良好なるに、右の如き減少を來したるは、一見奇異なる現象の如きも、こは、殊に新嘉坡に於ける阿片煙膏の賣行きは、南支那よりの莫大なる密輸入に依り相當影響を蒙りたるものと信ず(專賣局長意見)

一九二二年

一六、二一七、二五三・一六……一、三五三、二四四・九三の賣下數量に對するもの貨幣の減少と不景氣の爲め一九二一年に比し一〇・五の賣下減少なり。

一九二一年

一八、一〇八、九五六・七六……一、五一一、四二一・九八の賣下數量に對するもの前年に比し一六の減少にして不景氣に伴ふ自然の結果なり。

一九二〇年

二一、六八〇、八七八・四四……一、八一〇、一六三・六二の賣下數量に對するもの

(三)新嘉坡及彼南より馬來聯邦州、非馬來聯邦州及クリスマス島に移出したる阿片煙膏數量

一九二三年

一、六二二、四九九・七六

第五 阿片煙膏の賣下

第五 阿片煙膏の賣下

一九二二年 一、四九三、三九四・六一
 一九二一年 一、五二一、〇一七・七五

(四) 海峽植民地の阿片煙膏より生ずる收入

年次	一九二三年	一九二二年	一九二一年
阿片總收入	一九、一七〇、九三五・四九	一八、六八二、四六九・四八	二一、六九一、一六一・四五
阿片純收益	一五、〇四七、四一八・九八	一五、四六一、九二七・〇八	一四、八七九、九一八・一九

備考

一九二三年海峽植民地歳入 三三三、三一六、〇一四
 一九二四年同 歳入豫算 二七、六〇九、五九五
 一九二三年馬來聯邦州歳入 六三、九五二、一三一

(五) 阿片より生ずる總收益の總歳入に對する割合

年次	海峽植民地	馬來聯邦州	ジヨホールケ	ダ	パリス	ケランタン	ントウレ	ブルネイ	英領馬來總計
1918 總收益(弗) 總歳入に對する割合%	二、五九一、三三三	一五、八四〇、五七	四、二六七、五五七	二、二七四、四四八	一、四七四、四五	二、三四四、三	二、六五〇、八五	二、〇〇五	三、四八〇、三三
1919 總收益(弗) 總歳入に對する割合%	一、四二七、四八九	一四、三九四、六七	四、八三三、〇六〇	二、九一〇、七九九	一、七二五、五四	二、六六一、五〇	三、七九四、四	三、二七六、八	三、七三二、一七

(六) 阿片煙膏の小賣値

1922 總歳入に對する割合%	1921 總歳入に對する割合%	1920 總歳入に對する割合%
總收益(弗) 一四七三〇、七四	總收益(弗) 一五三二六、八九四	總收益(弗) 二〇〇六三、八〇一
總歳入に對する割合% 四二・九	總歳入に對する割合% 三八・七	總歳入に對する割合% 四七・二
總歳入(弗) 八八四〇、六八	總歳入(弗) 九九五、四六	總歳入(弗) 四二〇六、三、八〇六
總歳入に對する割合% 一六八	總歳入に對する割合% 一八二	總歳入に對する割合% 一九四
總歳入(弗) 三、四五一、五四一	總歳入(弗) 三、〇二〇、六五	總歳入(弗) 五、〇四三、四一四
總歳入に對する割合% 四〇・〇	總歳入に對する割合% 三九・〇	總歳入に對する割合% 四二・六
總歳入(弗) 一、六九一、八五〇	總歳入(弗) 一、五七四、〇四	總歳入(弗) 一、五三三、五六九
總歳入に對する割合% 三三・三	總歳入に對する割合% 三〇・九	總歳入に對する割合% 二九・六
總歳入(弗) 一、五五五、四三	總歳入(弗) 一、六三九、八八	總歳入(弗) 一、二五、四六一
總歳入に對する割合% 三九・二	總歳入に對する割合% 四四・四	總歳入に對する割合% 三六・七
總歳入(弗) 三、〇九六、九七	總歳入(弗) 二、七六六、四〇	總歳入(弗) 三、三三、九二九
總歳入に對する割合% 二二・六	總歳入に對する割合% 二三八	總歳入に對する割合% 二五・一
總歳入(弗) 二、五二五、五〇	總歳入(弗) 一、九五、〇七	總歳入(弗) 四、六四、五三
總歳入に對する割合% 三七・四	總歳入に對する割合% 三五・六	總歳入に對する割合% 四七・九
總歳入(弗) 四、〇〇二	總歳入(弗) 一、六五	總歳入(弗) 三、五、四八一
總歳入に對する割合% 一八・六	總歳入に對する割合% 二九、四四、二〇八	總歳入に對する割合% 一七・六
總歳入(弗) 二、九四七、〇七四	總歳入(弗) 二、八〇	總歳入(弗) 四、六八五、九七四
總歳入に對する割合% 二八・六		總歳入に對する割合% 三〇・九

地別 年次 政府の賣下價格(一兩當)

壺 小賣價格(一兩當) 入 竹 皮 包

海峽植民地	一九一〇	一九一〇—四月	一九二一—五月十一日	一九二一—二月廿二日	一九二一—四月廿九日	一九二一—十一月廿三日	一九二一—十月廿八日
壺	三、〇〇	四、三六	五、〇〇	六、〇〇	八、〇〇	一〇、〇〇	一二、〇〇
入	三、三〇	四、八〇	五、五〇	六、五〇	八、五〇	一〇、五〇	一二、五〇
竹	四、八〇	五、五〇	六、五〇	八、五〇	一〇、五〇	一二、五〇	一三、〇〇
皮	三、八三	四、八三	五、五〇	六、六六	八、五〇	一〇、〇〇	一二、〇〇
包	四、八三	五、五〇	六、六六	八、五〇	一〇、〇〇	一二、〇〇	一三、〇〇

備考 一九一〇年以前の請負價格は約三弗

第五 阿片煙膏の賣下

第五 阿片煙膏の賣下

○小賣店種別(一九二三年)

小賣店 Shops.
 吸食所 Public Smoking Shops.
 普通小賣店 Retail Shops

州別	小賣店		吸食所 (小賣をなし且つ賣店にて吸食するもの)
	賣店にて吸食をなさざるもの	賣	
海峽植民地	五三八		二七四
新嘉坡	(一一二)		(一〇一)
彼南	(一五七)		(三一)
マラツカ	(一五三)		(四一)
ラア州	(六)		(一)
馬來聯邦	一五〇(六)		一六四
スランゴール	(五四)(25)(46)		(六九)
ネグリ・スンピラン	(四四)(12)		(五四)
パハ	(二八)(5)		(二五)
シヨホ	(二四)(4)		(一六)
ケヨ	二九六		一六五
ケル	四五		四
パル	六		一
ケラタ	二四		二
トウレンガ	二		二
アネイ	一六		一

下位の数字は政府直營のもの

其の場所にて吸食するものに限る

政府直營 二〇五

ケラタ	二四	二
トウレンガ	二	二
アネイ	一六	一

第六 阿片煙膏灰

(一) 阿片灰飲用の害

阿片煙膏を吸食したる後の灰を再製し、之を吸食用に供するは、純粹の煙膏を吸食する以上に害あり、而して煙膏を飲用するは再製煙膏灰を吸食(喫烟)するに比し一層有害なり、今や英領馬來諸州に於ては、阿片煙膏の價格騰貴に伴ひて、煙膏灰を飲用せんとする傾向、一般に普及しつつあるが如し。

學理的に云はゞ、阿片煙膏より六〇%の阿片煙膏灰を生ず、但し吸食の方法其の他により阿片灰の品質及量に大差あるは勿論なり、然るに馬來聯邦州專賣局官吏の實際的經驗によれば、阿片灰は、五〇%以上に達するを得ず、一〇〇%の煙膏を喫し四〇%の阿片灰を生ずるを以て普通量とす、而して海峽植民地政府の分析者は煙膏を喫烟して身體に同化し得るモルヒネは喫烟したる煙膏の一〇〇%の一に過ぎずと言へり、故に一日三分包(一七、五グリーン)一包の常用者は一日にモルヒネ

〇、〇一七五グレーンを同化する即一箇月にモルヒネ約半グレーンを同化することとなるべし。
 今若し煙膏を喫煙したる後の灰を飲用するとせば状態は一變すべし、即煙膏一七・五グレーンよりモルヒネ五、六五%を含有する阿片灰七グレーンを産出するを以て三分包(一七・五グレーン)より生ずる阿片灰を飲用すれば、一日〇、三九五グレーンのモルヒネを同化する。一日三分包を使用する者之を喫煙し且其の産出する灰を飲用するとせば、一日〇、四一三グレーンのモルヒネを同化し、一日七匁を喫煙によりて常用するものより稍々多量のモルヒネを同化することとなる、然るに一日七匁を吸食するは重態なる阿片癮者なることを思はゞ、阿片灰の飲用に就て之を重大視せざるを得ざるものなり。

『阿片委員會報告拔萃』

- (1) 阿片灰を政府に回収する方法に關し、小賣店制度の改革、吸食所に對する改善及阿片灰買收價格(現在一兩四・五弗)を非常に高價とすべき要あり。
- (2) 上等品質の阿片灰は、一兩十弗迄(煙膏の卸賣下値一兩十二弗として)に買收價格を高むること、即一兩煙膏喫煙者に對し阿片灰の代四弗を提供することとなり、十二弗の煙膏代に對して三三、三三%の減價(現在は一五%)となる。
- (3) 阿片灰の回収量にして、全產出量に對する相當の割合に達するに至らば、少くとも英領馬來の

關係する限り阿片使用に對する非難を大に減することゝ信ず。

(附)

- (1) 海峽植民地專賣局長の報告に依れば、阿片灰を丸藥とし一兩十二弗の價格にて密賣しつゝありと。
- (2) 現在、專賣局にては阿片灰を一等品(モルヒネ含有量五、五%以上)二等品(モルヒネ含有量三、五%以上)(三、五%以下は無價値として買收せず)の二種に別ちて買收す。
 本法は分析を要するを以て、簡單なる分析法を發見するにあらざれば、現金拂の買收は頗困難と言はざるべからず。
- (3) 阿片灰の分析(一九二四年一月)

試料中のモルヒネ	五、六五
水	七、四二
乾燥試料中のモルヒネ	六、一〇

(二) 阿片灰回収量及買收價格

州	別	回 收 量 (兩)	普通產出量に對する割合(%)	阿片灰買收價格(\$)
海峽植民地 (一九二三年)		三七、六八三	七、〇	一六一、一六九

第六 阿片煙膏灰

年次	新嘉坡 (ラアアン含)	彼南	馬來聯邦州	スランゴール	ネグリ・スンピラン	パハ	シヨホ	ケリ	パ	ケラ	トウレン	ア
一九一	(二一、〇八七)	(二一、二七〇)	(三、三二六)	八〇、八七一	(三五、六九八)	(二八、六七一)	(二一、八四七)	(四、六五五)	一、一五一	一、四八九	一、一三〇	九〇
一九二	(六、〇〇)	(一〇、〇〇)	(七、〇〇)	二四、〇〇	(二二、〇〇)	(二七、〇〇)	(二九、〇〇)	(二七、〇〇)	〇、九	二、〇	〇、九	〇、八五
一九三	(六、〇〇)	(一〇、〇〇)	(七、〇〇)	三五四、五〇四								

(三) 阿片煙回收量及買收價格年別

年次	海峽植民地		馬來聯邦州	
	回收量(兩)	普通產出量に對する割合(%)	回收量(兩)	普通產出量に對する割合(%)
一九一	一六	—	—	—
一九二	一五	—	—	—
一九三	四	—	—	—

(四) 阿片煙一兩の政府買收價格(弗)

年次	海峽植民地		馬來聯邦州		シヨホール		ケダ		パリス		ケランタン		トウレンガマ		ア	
	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品
一九一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年次	海峽植民地		馬來聯邦州		シヨホール		ケダ		パリス		ケランタン		トウレンガマ		ア	
	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品	一等品	二等品
一九一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第六 阿片煙膏灰

第八 專賣取締

(二) 押收物件

押收せる物件數量等左の如し。

品名	一九二三年		一九二二年		一九二一年		備考
	件數	數量(兩)	件數	數量(兩)	件數	數量(兩)	
生阿片膏	六、八八七	五九〇	五、三九八	三、七三二	四、四六二	三、八	本數量は全部廈門より來れるものを押收せり此の外廈門の商標あるものを、都會及地方に於て散見するを以て、密輸入の目的を達したるものは相當大量なるべし
阿片煙膏	二九、四三八	一〇	三、七三二	一、三	六、七二三	三、三	
モカ	一、一五	一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	支那に於ける煙膏の價格は、一兩、六弗にして往々四弗のものあり。
カヒ	一、一五	一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	
皮注射藥	三、六七	一	六、五六	一	一、五一	一	專賣法違反檢舉の際偶然發見せるものなり
煙草	二、七七	三	五、二九	九	六、一八	八	
酒	一、七一	二	九、九〇	〇	七、一六	六	
同	八、八三	二	六、四三	七			

(三) 阿片密輸入差押件數及數量

品名	一九二〇年		一九二一年		一九二二年		一九二三年	
	件數	數量(兩)	件數	數量(兩)	件數	數量(兩)	件數	數量(兩)
生阿片	四〇	一、一五五	三八	四、四六二	三七	五、三九九	二〇	六、八八七
新嘉坡	三〇	一、〇五九	二九	四、〇三八	三一	五、一八六	一六	六、七九〇
彼南	一〇	二、〇九六	九	四、二四	六	二、一三	四	九七
海峽植民地	一一五	五、〇八八	八二	六、七二四	六二	三、七三二	二五六	二九、四三八
新嘉坡	九六	三、五六三	七三	六、二三六	五七	三、七一五	二四三	二八、八九一
彼南	一二	一、五〇六	八	四、七九	四	一、四	一〇	三七八
馬來聯邦州	七	一九	一	九	一	三	一〇	一六九
馬來聯邦州	二〇八	一、二七	一五三	三、四	二〇一	九六	二二九	四三
シヨホール	一五	一六	一二	一四	二二	二五	二二	一五
ケル	一	一	一〇	六	八	六	四	三
ア	一	一	一	一	一	一	一	一

第九 酒、煙草及專賣特許收入

海峽植民地に於ける、專賣局關係收入左の如し。(單位弗)

第九 酒、煙草及專賣特許收入

第一〇 英領馬來の面積及人口

收入別	一九二三年	一九二二年	一九二一年	一九二〇年
酒稅	三、二五九、〇九三・八六	三、一三四、〇八五・三一	三、二二九、四六一・五六	三、四一三、八九九・二七
煙草	二、二四六、一六四	二、一二七、〇一七・四三	一、八八三、四二二・一四	一、六七二、六一三・一九
(内ラアアン)	(八、四六九・一六)	(七、六〇一・八七)	(四、九七七・三八)	
特許料	前年より五%増 二、三九、五五〇	前年より一三%増 二、四七、〇〇〇	二、五三、六二九・五〇	二、五六、〇三八

第一〇 英領馬來の面積及人口

(一) 總說

英領馬來の總面積は、五五、六の二方哩にして、英本國の二分の一より稍小なり。
 一九二一年に於ける國勢調査に依る總人口は、三、三五八、〇五四人にして、内男二、〇六一、六二二人女一、二九六、四三二人なり、而して支那人の總數は、一、二七四、七七七人即全人口の三五%に達し、男八四八、七七六人(全男人口の四一%)、女三二六、〇〇一人を算す。
 二十歳以上の男子は、一、四二五、六八二人にして、内支那人は六七九、四八五人即全數の四八%に上る。

地別	面積方哩	總人口
海峽植民地	一、五九九	八八三、七六九
新嘉坡	三〇八	四二五、九一二
彼南	五七一	三〇四、三三五
マラカ	七二〇	一五三、五二二
馬來聯邦	二七、六四八	一、三二四、八九〇
スランゴ	七、八七五	五九九、〇五五
ネグリ・スンピ	三、一九五	四〇一、〇〇九
シヤ	二、五七二	一七八、七六二
パヤ	一四、〇〇六	一四六、〇六四
シヤ	七、六七八	二八二、二三四
ケ	三、六四八	三三八、五五八
パ	三一六	四〇、〇八七
ケ	五、七一三	三〇九、三〇〇
ケ	六、〇〇〇	一五三、七六五
ト	四、〇〇〇	二五、四五二
ア	五、六六二	三、三五八、〇五四
合		

(二) 支那人の種族及割合

英領馬來諸州に居住する支那人には、各種の種族あるのみならず、又馬來にて出生せる者及支那にて出生せる者の區別あり。

第一〇 英領馬來の面積及人口

第一〇 英領馬來の面積及人口

種族は、廣東人、福建人(厦門附近)客家人(Hakka or K'oh. 姓名を福建流に發音す)、潮州人(汕頭附近)及海南人(海南島)の數種に分ち、一般に各種族間は明に區別せらる。而して馬來出生支那人は一五%、支那出生者は八五%を占む。

一九二一年國勢調査に於ける、支那人男子千人當種族の割合左の如し。

地 別	福建人	潮州人	廣東人	客家人	海南人	他種族
海峽植民地	四二三	一六六	二〇〇	七八	八〇	五三
馬來聯邦州	二一四	四六	三五三	二九四	五九	三四
シヨホ	二九八	一八二	二一〇	一二七	一四八	三五
ケダ	二三八	二九六	一八五	二〇七	五七	一七
パリス	二九〇	五七	二〇七	三九六	四八	二
ケラリ	三八一	二三	二六八	一四一	六三	一一四
トウレンガ	一九三	三四	三二四	一〇二	三一九	二八
アレンガ	四三三	八四	二〇一	二〇五	七三	四
英領馬來計	三〇八	一二〇	二六八	一八五	七八	四一

英領馬來諸州に於ける支那人人口中、最も多數を占むるは、福建人にして、阿片吸食量最も多きも亦福建人なり。

(三) 支那人移民轉出入數

年 次	支那より新嘉坡へ到着したる移民		新嘉坡より支那へ去るテツキバツセンジャ(男女共)
	總 數	成 年 男 子	
一九一一年	二六九、八五四	二二六、一二六	六、六三〇
一九一二年	二五一、六四四	二〇六、〇一八	四一、二八二
一九一三年	二四〇、九七九	一九七、八七二	三五、五八五
一九一四年	一四七、一五〇	一二一、三五五	三七、五九〇
一九一五年	九五、七三五	七六、五四五	六八、三八三
一九一六年	一八三、三九九	一四四、四三一	一〇一、三六〇
一九一七年	一五五、一六七	一二二、二〇六	九六、八六九
一九一八年	五八、四二一	三九、六七九	六三、〇五八
一九一九年	七〇、九一二	四四、二七六	
一九二〇年	二六、〇七七	八三、九四〇	
一九二一年	一九一、〇四三	一三八、七八五	
一九二二年	一三二、八八六	九八、三六四	
一九二三年	一三三、四四〇	九七、三二七	

記録なし

備考

- 一、一九一六年より一九二二年に至る七箇年間の支那人移民到着數は九一七、九〇五人にして、内成年男子は、六七一、六八一人なり。
- 二、一九二一年國勢調査に於ける非馬來出生の支那人人口は九一六、二五四人なり。
- 三、支那人は七年に一回故國に歸るを常とし、七年毎に其人口を更新するもの如し

第一〇 英領馬來の面積及人口

第一一 英領馬來阿片調查委員會

一九二三年(大正十二年)十一月二十七日、英領馬來に於ける製造阿片使用に關する事態調査の目的を以て委員を任命せられたり。

一九二四年一月三十日、海峽植民地及屬領の總督兼司令長官並馬來諸州の統監、ローレンス、ナンスギルマード郷は、左の如き教書を、阿片調査委員會に與へたり。

「英領馬來に於ける製造阿片の使用及其の使用を制限する現在の方法に關し調査及報告。其の制限を擴張せんとする場合採るべき手段方法に關する勸告。殊に左に列擧する方法は實行し得べきや、且つ有效にして有益なる方法と思考するや

イ、製造阿片の小賣は政府直營店に限るべきや。

ロ、支那人成年男子人口數に従つて算定せる、一定最高限度を、消費として賣下ぐる製造阿片の數量に特定すべきや。

ハ、阿片喫烟者は登録し且つ特許せらるべきや。』

委員會は、三名の政府官吏及三名の非官吏を以て組織されたり、其委員左の如し。

ポントニー A. M. Pountney 五十歳

一八九六年馬來文官となる。一八九六年より一九一三に至る間廣東語を研究し、新嘉坡、ペラ、スランゴール及彼南の支那人保護官專任官に従事す、海峽植民地財務官、馬來聯邦州國勢調査局長、貨幣鑄造委員、海商委員會議長其他。

ダビッド、ガロウヘー郷、Sir David Galloway 六十五歳

海峽植民地行政委員、阿片委員會副議長、三十八年間殊に支那人間に於ける實際藝術家。

チャン、ゼー、ジン、Chan See Jin 廣東人二十七歳

クーランポに出生し、ビクトリヤ學校(クーランポ)ダウニング學校を経て、ケンブリッジ大學を卒業す、法律學士にして十三年間辯護士として立ち、新嘉坡、海峽植民地出生支那人俱樂部の會長なり。

ゼルフ、A. S. Jelf 四十七歳

一八九九年馬來文官となり、警察情報局長なり。

リム・ニー・スン Lim Nee Soon 四十五歳

支那商業會議所會頭

マクリアン L. Maclean 四十七歳

一九〇〇年馬來文官となり、ジヨホール財政監督代理たり、廣東語に巧なり。

委員會は二十三回の會議を重ね、一九二四年二月二十二日其報告書を提出せり、報告の結論左の如し。

英領馬來に於ける製造阿片の消費は、最近著しく其減少を示したるは満足とする所なり、然れ共現行制限手段により、將來に於ても、尙減少を期し得るや否や疑はしきものあり。

教育に依り、阿片の害毒を覺知せしめんとするは、馬來出生の支那人に對して有效ならんも、支那人成年移民として、常時多數充滿する、支那出生者に對しては、其の効果微弱なりと言はざる可からず。故に英領馬來に於ける、阿片喫烟減少の終局は喫煙者各個に對する自然的制限に依り其目的を達するの外なし。

馬來地方特種の事情は、一人一日量を定限する制度を直に實行すれば、甚しき混亂状態に陥らしむべきも、最終の目的を達する爲には、此種の制度を採る外途なきものとす。

第一步に於て製造阿片(其の消費が其の家屋内に行はるゝと否とに拘らず)の總ての小買は政府の直營となすべきものとす、此特許商店を廢止すると同時に、小賣用に供する製造阿片の包装は、其の方法を變更せんことを勧告す。

製造阿片は、一度限り使用に堪ゆる目的を以て、化學的に、器械作業にて填充密封せる、管のみによりて小賣せらるべきものとす。即之に依り、不正阿片の識別を容易ならしめ、且管の模造作製

上の困難並經費を要する點に於て現行制に優ること數等なり。

現在の三分(十七¹/₂グレーン)包(最も普及して購賣せらるる)を、二分(十一²/₃グレーン)管に改むべきを建言す、本項を實行したる場合、貧民階級喫煙者の消費を減すること顯著なる結果を生ずるものと思ふ。

製造阿片の價格を更に高むることは、假令製造阿片の消費を一層減少せしむべしと雖、必ず阿片灰の飲用を増加せしむるに至る、斯の如き結果は當然避くべきことと信ず、依つて英領馬來を通じて一定の價格を設定する爲めに必要な場合の外は價格の變更をなさざることを勧告するものなり。

阿片灰を飲用することは、英領馬來に於ける阿片習慣の最も慨嘆すべき現象にして、阿片灰飲用を極度に減少せしむべき總ての研究をなすことを勧告す、第一に、必しも有效と稱し難きも、此の目的の爲、政府の定むる阿片灰買収價格を相當に引上げべきを勧告す。

以上提言したる方法及研究は、特許小賣人制より政府直營小賣制に移る迄の過渡期に於て整備せられ得且つ是非之が實行を期せざるべからず。

英領馬來の或地方に於ける、製造阿片賣下特許商店の數に就き反對勸告をなさざるを得ず、政府の直營小賣に依る制限を疑問のものとするも、尙小賣商店の數を著しく減少するの要あるものありと思ふ。

政府直營小賣は、一九二六年上半年迄に、英領馬來に普及せしむること及直營各小賣店に視察人を配置し購賣者の記録をなすことを一般的に實行せんことを希望す。

視察人制度は、全部政府直營となるの時期を待つ必要なし。

英領馬來に於て阿片に關聯する常置顧問委員の選任を要望す、本委員は近き將來に於て選任せらるべく且つ過渡時期に於て視察人制度と連絡して實驗法を指導すべきものとす。

右委員は過渡時代に於て得たる智識を以て、店舗視察人の職務及記録を規定し、一箇年間に本制度を充分普及活用し以て信賴するに足るべき基礎を作り簡單なる阿片喫烟者の強制的登録方法を實行せしむべきものとす。

委員は一九二六年上半年迄に最も適當にして且つ效力大なる喫烟者登録方法を案出するを要す。

喫烟者登録制(二日量を限定せず)は他の手段方法を講ずるに先ち充分研究するを要するものなり。

顧問委員は、本試験が各個人の一曰一定量を定むる豫備行爲なることを銘し、進んで各個人一曰一定量を定むる條項を作製し合理的成功方法を案出すべし。

吾人は成年支那人男子の人口に關し、一人幾兩當りなるやを基準として、賣下製造阿片の最高限度を定むる提案に就き審査したるが、右人口中に含む數種族の嗜好程度に差異あることは、英領馬來に於て、一定の通則を設くること不可能なるを信するものなり。

附 錄

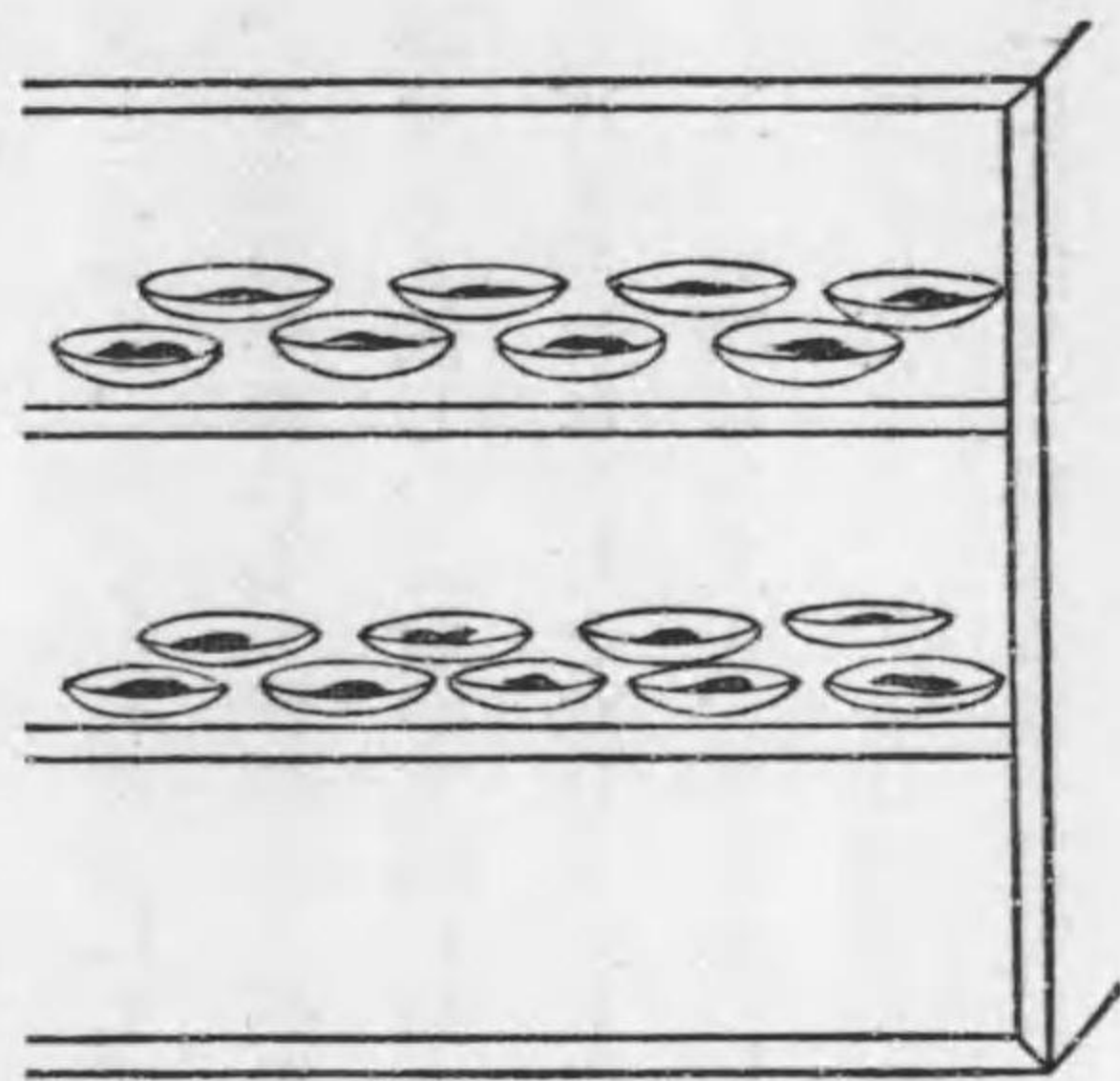
新嘉坡阿片工場視察記

大正十四年三月二十七日、領事館齊藤書記生と同伴して新嘉坡專賣局を訪ひ、局長ウイルソン氏に面會 (G. Gordon Wilson, Superintendent, Government Monopolies Department, Straits Settlements 專賣局と云ふも、阿片の專賣局にして此の外に煙草及酒の税を徵收する機關なり) (ウイルソンは五十四、五歳の年輩にして背細長く熱帯生活の爲めに血色少き方なり、新嘉坡にて此の事業に十四年間従事せりと但し一度途中英國に歸りしことありと、諸事心置きなく案内し呉れる)。

此の專賣局には阿片を求むる爲めに既に十數名の商人來り居りて購入手續をなせるを見る。直に工場見物に出立す、自動車(日本領事館の)にて五、六分間約三十町許り海岸道路を西に行き工場の門前に留まる、門衛は印度人なり。

第一に案内せられたるは標量室にして二階建の家なり、此處には支那人五六名ありて、阿片煙膏を大なる秤にて量り直徑一尺高さ一尺五寸位の圓筒に入れるを見る、此の内に阿片を貯藏し又は他へ送付するものと思はる此の支那人は二十年間同一職務に従事し曾て秤量に過ちなかりしと云ふ。次に案内せられたるは阿片の煮沸室なり。

此處にて阿片の原料を火に溶かして濾過し、之を鍋に入れて煮沸し阿片煙膏を製造す。
濾過するには甚簡單なる装置にして、直徑二尺五寸位の浅き圓形容器に布を置き、之れに阿片の
溶解液を入れて一方に流し込む。



棚の中に阿片を溶解する浅き圓形容器數多列べあり
之を程經て山製樟腦の樟腦油を流す如き板を經て容器に
入れる。



之を直徑三尺高さ三尺位の中鍋に入れて加減を見る、
然る後、直徑四尺高さ五尺位の銅製大鍋に移し、薪火にて盛に煮沸し煙膏を生成するに至る。右
の大鍋は四個竝列されたるを見たり。

斯の如き場所は四箇所ありて、何れも粗末なる平家建にして舊來の儘なりと。煙膏を煮沸する建
物は三棟あり、内一棟は空氣の流通等幾分改善されたり。

煮沸装置は總て支那人の在來式にして決して改善を加へずと、加熱するにも蒸氣を用いず直火に
依り又其の火力も石炭にあらずして薪なり。

何故新式装置にせずやとの質問に對し、ウイルソン氏は一度試みたることあるも能率に於て著し
き經濟とならず僅少の差異なる故依然として支那人式を用ゆるなりと答へたり。香港に於ける装置
も亦支那人舊來の方法を用い、敢て改善を試みざる所に英國政府の深意ありと思はる。

阿片は總て支那專有のものにして、英國の共通し關與すべきものにあらず味の嗜好等總て支那人
の欲するものを興へ又彼等の習慣を改めざれば自然彼等の信用も増すべく、又製造人に支那人を使
用すれば阿片の聲價にも疑を挾む餘地なかるべく、阿片は決して獎勵するものにあらず止むを得ず
支那人の爲めに製造するのみなりとの意を強く印象せしむる爲めに故意に斯の如く放任せる如き形
式を採るにあらずやと察せらる、而も其の實益之より生ずる収入は海峽植民地にて年千三百萬圓に

して之を總歳入二千百萬圓に比して六割以上の収入の利益は英國政府の決して逃がさざる所と推測する所なり果して如何。

モルヒネのパーセンテージにつき質問するに正確なる答を得られず。

煙膏のモルヒネ含有量は一三%位あるべしと、此の含有量は喧しく注意せざる様なり、烟となす故假令含有量多くとも、大なる身體の害とならざるべし、故に自然の製造の儘に放置するなりとの答なり。

原料の買入

印度ベナレス阿片を用ゆ。購入価格は印度政廳と特別契約によるものにして競賣價格より一割乃至二割は安値なるべしと。ベナレス阿片のモルヒネ含有量を問ふに一〇%乃至一三%なりと、但し之だけの含有量あるや頗る疑はしく思はれしも、繰り返し質問して聞きし所には誤りなし参考に供す。波斯阿片は少量混入す、之は昔買ひしものにして近頃は買ひしことなし。他に混合する材料はなく、阿片煙膏は一種のみなり。

密輸入を押へたる原料は如何、との質問に對し、品質を檢定して良好なるものは煙膏原料となすと、其の數量は要するに香港の如く多量ならず、從て密輸入阿片のみにて煙膏を製造する如き事實なしと認めらる。即ち煙膏の種類も、香港と異り一種なることを知り得べし。

包装場

阿片工場より局に歸る、局は三階建の高層なる建物なれども粗雜なり、一階は商人に煙膏を賣下ぐる場所—商人蝟集せり—及び阿片原料倉庫に充てらる、原料はベナレス阿片にして、其の箱を高く積み重ねたる狀、金網を通じ外部より伺はる。二階は局長室と煙草、酒の税を徵收する場所にして、三階は阿片煙膏の包装室なり。

包装室にて最も忙しく包装せるは竹の皮包みなり、竹の皮に容るゝ量は三分（一兩の百分の三即一匁の三分の一）及四分にして、秤によらず目分量にて容る。之を粉藥を包む如くして一定の用紙に包み込むものにして、之に従事する職工約百人總て支那人なり。

次は土壺入りの阿片煙膏を見る、前者に比し其の包装忙しからず、土壺には一兩（一匁）及三チ入りの二種あり、一兩 One Taini は支那の一兩にして約十匁、三チ Three Chin は一兩の十分の三即三匁三釐なり。容器の見本と三チ入りの正味のものとを乞ひしに、快く承諾し直に呉れたり。

最近十年間の賣下數量を示さんことを乞ひしに一九二二年及一九二二年の專賣局報告書を呉れ、其の以前のことをも知りたしと云ひしに阿片委員會の報告書を見れば知り得べしとて民政長官秘書官バットレー氏に紹介し呉れ右報告書を手せり。

印
度
阿
片

印度阿片

緒言

英領印度の面積は、日本本土の十二倍(日本全領土の七倍)、臺灣の百三十倍あり。英國政府直轄領は其の三分の二を占め、英國政府宗主權の下に立つ印度人諸王國領は合して約三分の一に達す。印度は、殆んど全部を擧げて、平原又は高原に屬し、耕地面積の割合甚大にして、英直轄州に於ける、割合を見るに、森林一三%建物、水路及不毛地二三%殘餘の六四%は、耕作適地にして、内四一%は既耕作地、二三%は未耕作地なり。此の未耕作地は六千萬町歩ありて、印度將來の富源たるべく、況んや現今行はれ居る農耕法は、甚だ幼稚にして、一町歩當りの産額多からず、若し臺灣に於けるが如き農民に對する指導方法宜しきを得んか現在の産額を數倍に増加すること、容易にして、誠に恐るべき富源を、包藏するものと云はざるべからず。

然れども、現在に於ける印度人農民は甚だ悲しむべき狀況にあり、最も豊年なりし、一九二四年に於て阿片耕作者に支拂ひたる一町歩當り金額は、二百八十二ルーピー(前年は二百三十七ルーピー)、耕作者一人當り三四ルーピー一五安(前年は三一ルーピー五安)に過ぎず。而して、農民の全

部は、政府の前貸金によりて、耕作しつゝあるに見ても、其の困憊の状、推察するに難からず、之が原因は、宗教上の迷信と、無智なるとによるも、亦一面政府が之に對して強制的に教育指導をなさざるにあり。臺灣人農民の數十年の間に、非常なる富を増加したるに比し、印度人農民の二百年英國政府統治の下にありて、尙ほ貧弱なる状態にあるを對照し、其甚大なる相違に驚かしむるものあり。

而して、英直轄領の阿片耕作面積は、二十年前の二十五萬町歩より、現今の五萬町歩に減じ、漸減の趨勢にあるも、印度人王國領の阿片耕作面積は二萬町歩にして、漸減の趨勢を見ず。

印度政府の、國外に對する阿片販賣政策は、支那に對する阿片の輸出を、大正二年に禁じてより、從來收得したる、一箇年六千萬ルーピー、乃至八千萬ルーピーの純収入を、犠牲にしたることゝて、此の利益の一少部分なりとも、他國が代りて壟斷するなきやを虞れ、又利害よりも寧ろ今は、感情上好まざるものゝ如く、供給を漸減する方針を取り、阿片の耕作面積を縮少し、價格を騰貴せしめたるが如し。而して、阿片を供給するに當りて、商人の手を経ずして、直接他國の政府に、供給することを望めり。此の直接供給を受くるものは、香港、海峽植民地、北ボルネオ、セイロン、蘭領東印度、暹羅の六政府とす、(現今一箱四千ルーピー)、又印度政府の願使に甘んぜずして、依然商人の手を経て、印度阿片の供給を受くるものを、日本、佛領印度支那、マカオ、波斯(表面のみ)とす。(現今一箱四千五百ルーピー以上)

阿片の競賣は、無制限なる需要もなく、供給もなく、甚だ限定せられたる、需要、供給によりて、起るものなるが故に、最早不自然なる状況となりしを免る能はず、嘗て、支那に無制限に供給したる時代の競賣方法は、最高價格を占むる爲めに必要なりしも、現今に於ては權威なきものとなれるに拘らず、依然之が方法を、襲踏しつゝあり。

阿片價格の、正當なる競上の原因としては、何等の認むべきものなく、不正阿片の需要起るか、或は空相場の目的となる場合の外は、價格か釣り上げらるゝ事なし、故に印度阿片を求むる場合には爲替關係を、考慮しつゝ最低價格(四、五〇〇ルーピー)にて購入し得る時機を待つは策を得たるものと云ふべし。叙上の情勢なるを以て、印度政府は、阿片の供給を漸減し、而も尙ほ收入の減少を欲せず、高價に賣らんとするが故に、現在の最低豫定價格を低減する機會は、近き將來に於ては、見る能はざるものと、推測せざるべからず。故に競賣平均價格にて買入るゝ、我局現今の方法は、事實不適合なるものと云ふべし。(又爲替關係に於ても、各商人は、自己の商品を決濟する爲めに、爲替を常に取扱ひ居るものなるが故に、必ずしも銀行爲替たるを要せず、銀行爲替より有利なる場合には、扱ひ商人の、爲替によることを許すは、政府並に、商人に取りて兩得なるべし。)

印度に於ける阿片の飲用は、古來より行はれたる習慣にして、之を一朝にして禁止することは、

事實不可能と云ふべし。然れども、印度人先覺者は、阿片の害毒を説き、絶對禁止政策を稱導し、又之を以て、政府攻撃の料とするもの多きも、當分現状を維持する外、無かるべしと信ず。(大正十四年九月の、印度立法議會に於て、印度に於ても米國の如く、絶對禁酒制度を、施行すべしとの、急進論者を見しが、阿片に對しても、國際阿片會議の、風潮に雷同して、論議をなすは、又當然のことと云ふべし。)而して斯る論難攻撃に對し、印度政府は、其の供給量の制限と、販賣價格の騰貴とを以て、漸減の策となせり。又隣邦ビルマは、以前より阿片癮者に登録制を實行し、アッサム州は、今年九月より同制度を行へり。

然れども、事實は總ての方面が相調和して進歩するにあらざれば、眞の目的は達し得ざるなり。臺灣に於けるが如き、阿片政策の眞に有效なる實績を擧げんとせば、先づ第一に、印度の田舎に對して、豊富なる資格ある醫師の供給と、警察官の善良にして不正ならざるものを必要とすべし。印度は醫師の供給甚不充分にして、農民は文明醫術の恩澤に浴するもの甚少く、依然として草根木皮の治療をなし従て阿片は萬病に對する貴重藥となれり。醫者あり醫藥ありても、施術を受け又買い求めんに金錢なき有様なり。警察官は文字を解せず、一種の勞働者階級に屬し又甚しく薄給なり、賄賂に對して羞恥の感なく、警察官の神聖は何等信賴し得るに由なし。

要するに、阿片を禁じ飲酒を禁ずる如き問題は、印度に於ては最も末に屬するものと云ふべく、

人民の幸福を計る上に於て尙根本的にして急務なるもの多々あり。最も根本的なるは教育なり、初等教育は何を差し措きても最も必要なるべし、次に迷信を打破することなり。(英國は宗教のことに一切タッチせずとして放任せり、人民も之を以て英國政府を徳とせり、英國政府も人民が迷信に固着して無智蒙昧なる間は人民を制御し易きを知れり、ヒンドウ教徒の加きは動物と自己と同一視して牛畜の生活に陥れり)次に文明醫師を供給し文明醫藥を供給することなり、ペスト、コレラ、瘡瘡は常に跡を斷ち得ざるなり。(孟買の繁華なる市街に於てすら、マラリヤは絶えず、之れ印度人のマラリヤ菌を絶やさざるに依る)

人民の智識が開けば是非の區別も判別し、醫者の供給充分なれば強いて阿片に頼る必要もなく、農耕法も改良せられ、富も増加し、人民は眞の幸福を享樂し得るに至るべし。此の根本を努めずして、徒に白人の稱ふる所に従ひて阿片を禁じ飲酒を禁ずることのみに努めんか、人民は幸福を受けずして益不幸に沈倫するの止むなきに至るべし。現在の貧困にして墮落せる生活の唯一の醫藥たり享樂手段たる阿片飲酒をも奪取せらるることとなる。彼等は彼等の感じ得る幸福の資料を一物をも残さずして奪い去らるることとなる。之は目的に對する實績が擧りたることとしての状態なり、況や此の實績を擧ぐるに、警察官の信賴すべき強制力なくして理想を實現せんとするに於てをや、阿片の害を防止せんとして害毒は之より更に大なるものを生ずることを豫め計算に入れ置かざるべか

らす。

印度政府は支那に阿片を禁ずる爲に一億萬ルーピー近くの純収益を犠牲にせり。此の犠牲を何故に自己の統治する人民の幸福の爲に投せざるや大矛盾なり、支那に對する犠牲の幾分の一にても印度人民の爲に拂へば印度人の幸福は計り知れざるにと攻撃するものあり。誠に然り然れども阿片よりも更に根本に必要なものありて、之をも印度政府はなさざるに依り阿片禁止の如き空論に近きことを企てざるは之れ又當然と云ふべし。

斯の如く印度政府は、政府としてなすべき義務を盡さざる側に於て、印度人に對して自治政府の先驅となるべきものを印度人民に許せり。カルカッタ市は英人の建設せし市街なり、英人多數の利害關係ある所なり。然るに其の市長は印度人の撰擧によりて印度人が市長となれり、英國政府は實に寛大なりと言はざるべからず。彼と是とは甚しき矛盾なるが、惟ふに、英國政府と印度人との間の關係は父子の情の關係にあらずして、他人鬭争の關係なり、萬事力によりて關係が成立するなり、歐洲戦争によりて、英人の力滅殺され印度人の力が強く感せられたる時、英國政府は印度人に一步を譲りたるなり、譲りたる結果は英國人自身に關する利益をも犠牲にしたるなり、力の爲に奪はれたる形なり。印度人の英國政府に對して叫ぶ所はチエーンジ、ハート(心を換へよ)なり、さもあるべし。之に考へ及ばず、日本の國是は新領土の民に對しては同化主義にあり、日本人化にあり、日

本人と同一視するにあり、陛下の民を思ふこと赤子の如くにして、一視同仁の恩澤新領土の民に及ぶことは蓋し萬國に比類なく、誠に光輝赫々たる感をなさずんばあらず。

政府の阿片販賣人を指定するに、之を競賣に付し又は特殊の手數料によるが如きは妙なる制度と云ふべし、之れ又政府の得べき利益を極端に大ならしめんことを考ふる外、他に考へ及ばざるものと云ふべし。

輸出阿片の製造費は一函千三百留比なり、内千留比が農民に對して支拂はるゝ阿片の代價なり(一斤九留比一〇安)即一函に付三百留比以上の純益なり、一町歩平均生産量は三十斤なり。

終りに英國政府(印度政府及其の地方各州政府、香港政廳、新嘉坡政廳)は余の視察に對して多大の懇切なる待遇を與へられしことを感謝す。

第一章 阿片の耕作面積

第一節 印度の一般耕作面積

印度の全面積は一、八二三、〇〇〇方哩(三〇四、六二六方里)或は一、一六〇、一七二、〇〇〇エーカー(四六四、〇六八、八〇〇町歩)にして、一九二一年の國勢調査によれば、三億一千九百萬の人口を

有す。

其の内譯左の如し。

	エーカー	人
一、英直轄州	七九三、〇八六、〇〇〇	二七二、四六九、〇〇〇
二、印度州	三一六、一四一、〇〇〇	四三、三八六、〇〇〇
三、西北國境蠻族部落	一六、二三九、〇〇〇	二、五八三、〇〇〇
四、英バルチスタン	三四、七〇六、〇〇〇	四二一、〇〇〇
計	一、一六〇、一七二、〇〇〇	三一八、八五九、〇〇〇

第二節 英直轄州の一般耕作面積及阿片耕作面積

前掲一の、英直轄州面積中には、地方州廳の、法域内にある、印度州の一、二六、四六七、〇〇〇エーカー、人口二千六百萬を、包含せるを以て、之を前掲の、七九三、〇八六、〇〇〇エーカー、或は二、二三九、〇〇〇方哩より、除外したる、殘餘の六六六、六一九、〇〇〇エーカーは、英直轄州の公定測量面積とす。然れども、之を農業統計表と、對照するときは、必ずしも一致せず、農業統計表計示面積は、六六三、五〇八、〇〇〇エーカーにして、是は地方州廳の一部に於て、地租課徴用の村邑臺帳より、計記せるものあるか故なりとす。

此の農業統計面積中、約八千五百萬エーカー即ち、一三%は森林にして、絶體不毛地又は、建物、水路、道路、其他、農業以外に供せられたるもの、一億五千三百萬エーカー、即ち二三%あり、殘餘の四億二千五百萬エーカー即ち、六四%は耕作適地にして、此の内一億五千百萬エーカー即ち、全面積の、二三%は、未耕作地にして、五千萬エーカー即ち七%は一九二二年に於ける休閑地なり。依つて、一九二一年―二二年に於て、實際收穫せられたる面積は、二億二千三百萬エーカー(約八千九百萬町步)即ち全面積の三四%なりとす。(前年は二億一千二百萬エーカー即ち、五%の増加を示せり)

農業統計に、掲記する處左の如し。

	エーカー(一、〇〇〇)	町に換算(一、〇〇〇)	パーセント
森	八五、四一九	三四、一六七	一二、九
耕作不適地	一五三、一七八	六一、二七一	二三、一
耕作適地	一五一、一七三	六〇、四六九	二二、八
現在休閑地	五〇、五五四	二〇、二二一	七、六
實際耕作地	二二三、一八四	八九、二七三	三三、六
計	六六三、五〇八	二六五、四〇三	一〇〇、

各地方州廳別の、全面積に對する收穫面積の割合及收穫面積百エーカーに對する人口は次表に示すが如し。

地方州廳	全面積に對する割合	收穫面積百エーカー當人口	一町當人口
デリー	六〇	二二二	五六
ボンベイ	五五	五五	一四
マドラス	四五	一二七	三二
ベンガル	四八	一三四	三四
アッサム	四七	一八八	四七
オリッサ	四二	八〇	二〇
ウड़ीシヤ	三七	五九	一五
セントラル・プロビンス	二九	九七	二四
ノースウエスト・フロンティア・プロビンス	二三	七一	一八
アッサム	一八	一三一	三三
マドラス	一六	一二五	三一
アッサム・メルワラ	一七	一六七	四二
グジャラト	一四	一二五	三一
シンド	一三	八一	二〇
ビハール	一〇	八三	二一
英直轄州	三三	一〇九	二七

收穫面積の割合最も高きはデリーにして、最も低きはビルマなり、但し二毛作以上の土地は重複して計算せず、二毛作以上のものを重計すれば收穫面積は、二五六、五八二、〇〇〇エーカー（前

年は二三九、二〇一、〇〇〇エーカー）なり、即ち約三三、三九八、〇〇〇エーカーは二毛作の土地と見るを得べく、即ち約一五%が二毛作にして熱帯地としては比較的少きを知るべし。

水利事業は頗る大規模に行はれ、巨額の資本と大工事とにより驚歎に價すべきものもあるも、水利事業施設の餘地は尙ほ多大なり、而して本施設の増進によりて印度の富源は一層増大すべきを思はしむ。

八千五百四十二萬エーカーの森林の内二三%はビルマに、一九%はセントラルプロビンス、ベラルに、一五%はマドラスに一一%はユナイテッドプロビンスに、一〇%はボンベイに、残り二二%は他の州にあり。

不毛にして耕作不適地の大部はビルマの山地、南印度の山地及西北印度の沙漠地帯にあり。

一億五千三百十八萬エーカーの耕作不適地の内ビルマは三六%、マドラスは一四%、シンド九%、バンジャブ八%を占む。耕作適地一億五千百十七萬エーカーの内、四〇%はビルマに、一一%はバンジャブに、一〇%はセントラルプロビンス、ベラルに、九%はアッサムに、八%はマドラスに、殘餘は他の州廳にあり。

休閒地は二年（バンジャブ、ノースウエストフロンティア州）乃至十年（ボンベイ州）間耕作せざるものを稱し、一九二一—二二年には五千五十五萬エーカーにして前年の六千三百三十五萬エーカーに

比し一八%の減少なり。

一九二一—二二年に灌漑總面積は四七、七九〇、〇〇〇エーカー(一九、一一六、〇〇〇町)、前年は四八、九五七、〇〇〇エーカーなり。右の内

官營水路より灌漑せらるるもの	二〇、四七七、〇〇〇エーカー
私營水路よりのもの	二、六七九、〇〇〇エーカー
井戸よりのもの	二、一二七、〇〇〇エーカー
池よりのもの	六、九九九、〇〇〇エーカー
其他よりのもの	五、五〇八、〇〇〇エーカー

にして、下ビルモ、アツサム、東ベルガル、マラバル海岸地方等は降雨多量にして普通灌漑の必要なし。全灌漑面積の内、パンジャブは二八%、ユナイテッドプロビンセスは二一%、マドラスは二〇%、ビハルオリツサは一%、シンドは六%、其他一四%を占む。

各州別收穫面積に對する灌漑面積の割合左の如し。

收穫總面積に對する灌漑面積割合

シンド	七四%
パンジャブ	五一%
ノースウエスト、フロンティア、プロビンセス	四〇%
アジメルメルワラ	四〇%
マドラス	二九%

ユナイテッド、プロビンセス	二八%
ビハルオリツサ	二二%
デリー	一九%
ビルマ	八%
ベンガル	七%
セントラルプロビンセス、ベラール	五%
ボンベイ	四%
アツサム	四%
クールグ	三%

二期以上灌漑したるものを加算すれば灌漑總面積は五〇、九八九、〇〇〇エーカーなり(其の差二、一九九、〇〇〇エーカーなり)。

食料品の中

米	一七、九二二、〇〇〇エーカー
小麦	九、七五五、〇〇〇エーカー
大麦	二、八〇九、〇〇〇エーカー
小麦	一、五三一、〇〇〇エーカー
小麦	一、四二五、〇〇〇エーカー

第一章 阿片耕作の面積

玉蜀黍	一、〇〇一、〇〇〇エーカー
甘蔗	一、六一八、〇〇〇エーカー
其他	八、一八五、〇〇〇エーカー

非食料品の中

綿 一、五六八、〇〇〇エーカー

一九二一—二二年に於ける收穫總面積は前記の如く二億五千七百萬エーカーにして、其の耕作物別面積及其の割合は左表の如し。

品名	單位千エーカー	收穫總面積に對するパーセント
穀類	二〇四、七九一	八〇、〇
藥味、香料	一、四一二	〇、五
菓物、野菜	五、五三八	二、一
砂糖	二、五二二	一、〇
雜食料品	一、二四五	〇、五
食料品計	二二五、五〇八	八、四
油種	一四、九七	五、五
纖維(綿、黃麻、大麻等)	一三、八五四	五、四
染料及澱材料	八五四	〇、三
藥品及麻醉劑(煙草、茶、コーヒー、阿片等)	二、二四七	〇、九
糧秣	八、六〇八	三、四

雜非食料品 非食料品計

九七一 〇、四
四〇、七三二 一五、九

穀類は前年の一七、九〇一、〇〇〇エーカーに比して一〇%の増加せり、而して穀類耕作總面積に對し、一九%はユナイテッドプロビンスに、一五%はマドラスプレシデンシに、一二%はビハール、オリッサに、一一%はボンベイプレシデンシに、七%は他州に屬す。

穀類耕作物別耕地面積及其増減

品名	一九二一—二二年 單位千エーカー	一九二〇—二一年 單位千エーカー	増減(×減) 單位千エーカー
米	七九、七〇〇	七八、一二〇	一、五八〇
小麦	二二、四〇四	二〇、三六八	二、〇三六
大麦	七、三五六	六、二六八	一、〇八八
大豆	二四、二一四	二二、六九〇	一、五二四
小麦	一五、九〇一	一二、〇〇二	三、八九九
小麦	四、二一一	四、二三九	× 二八
小麦	六、三三五	六、二〇六	一二九
豆(山藜豆)	一五、〇五五	九、四六四	五、五九一
其他穀類及豆類	二九、六一五	二七、五三三	二、〇八二

油種は前年に比し一、八二八、〇〇〇エーカー、一五%の増加にしてその耕作面積の二四%はマド

ラズプレシデンシに、一四%はビハール、オリツサ及セントランプロビンセス、ベラールに、一二%はバンジャブに、一〇%はビルマに、九%はベンガルに、六%はボンベイプレシデンシに、五%はユナイテッドプロビンセスに、殘餘六%は他の州に屬す。

油種耕作物別耕作面積及其増減

	一九二一—二二年 單位千エーカー	一九二〇—二一年 單位千エーカー	増減 (×減) 單位千エーカー
亞麻 仁	二、〇五四	一、四九六	五五八
シリアム Sesamum	三、七〇七	三、五九二	一一五
菜種 及 芥	四、二三三	二、九七九	一、二五四
他の油種	四、二〇三	四、三〇三	× 一〇〇

藥味及香料は前年の一、三三四、〇〇〇エーカーに比し七八、〇〇〇エーカー、六%の増加にして、香料は南方印度に主として生産せられ、マドラスプレシデンシのみにも香料耕作全面積の五〇%を占む。

砂糖生産の耕作面積は前年の二、七〇六、〇〇〇エーカーに比して一八四、〇〇〇エーカー、七%の減少なり、此の面積中二、三六二、〇〇〇エーカーは甘蔗なり(前年は二、五四一、〇〇〇エーカー)、甘蔗耕作面積中四九%はユナイテッドプロビンセスに、一六%はバンジャブに、一三%はビハール、オリツサに、九%はベンガルに、五%はマドラスプレシデンシにあり。

他の砂糖生産植物即ち棗^{アイトラム}棕^{バラム}椏及バルミラ^{バラム}椏は一五九、〇〇〇エーカー、(前年一六五、〇〇〇エーカー)にして此の中マドラスプレシデンシは四八%、ベンガルは三五%を有す。

纖維植物は前年の一七、三二六、〇〇〇エーカーに比し三、四六二、〇〇〇エーカーの減少を見、此の中綿の耕作面積は一七%の減少なり。綿の全耕作面積中三八%はセントラルプロビンセス、ベラルに、二四%はボンベイプレシデンシに、一五%はマドラスプレシデンシに、一〇%はバンジャブに、七%はユナイテッドプロビンセスにあり。

黄麻^{フエイト}の耕作面積は三九%減少せり、全黄麻耕作面積中八七%はベンガルに、殘餘の二三%は隣接せるビハール、オリツサ及アッサム州にあり。

又他の纖維植物も前年に比し六%の減少を見たり。

纖維植物別耕作面積及其増減

	一九二一—二二年 單位千エーカー	一九二〇—二一年 單位千エーカー	減 單位千エーカー
綿	一一、六六五	一四、一一四	二、四四九
黄麻	一、五〇六	二、四七三	九六七
其他纖維植物	六八三	七二九	四六

染料及澱材料は前年に比し八八、〇〇〇エーカー、三七%の増加を見、其中藍は三二九、〇〇〇エーカーにして其の耕作面積はマドラスプレシデンシ六〇%、ユナイテッドプロビンセス一四%、ビ

第一章 阿片耕作の面積

ハール、オリツサ一二%、パンジャブ一〇%を占む、他の染料及澱材料は五二五、〇〇〇エーカーなり。

薬品及麻醉剤は前年二、〇三九、〇〇〇エーカー、即ち二〇八、〇〇〇エーカーの増加なり、その作物別耕作面積及其増減は次の如し。

	一九二一—二二 單位千エーカー	一九二〇—二一 單位千エーカー	増減 (×減) 單位千エーカー
阿片	一一三	一二四	一
珈琲	九七	九六	一
茶	七三三	六六一	五二
煙草	一、〇五一	九三二	一一九
他の薬品及麻醉剤	二六三	二二六	三七

果物及野菜は前年五、一七二、〇〇〇エーカーなりしを以て三六六、〇〇〇エーカーの増加となる。以上列記せるもの以外の收穫物耕地面積は二、二一六、〇〇〇エーカー、其中一、二四五、〇〇〇エーカーは雑食料品、九八一、〇〇〇エーカーは雑非食料品なり。

二毛作以上の面積は三三三、三九九、〇〇〇エーカーにして前年は二六、九四二、〇〇〇エーカーなり。

英直轄州阿片耕作面積二十年表

年次	阿片耕作面積		全般耕作面積
	町に換算	町に換算	
一九〇二	六〇八、〇〇〇	二四三、二〇〇	八二、〇九五、六〇〇
一九〇三	六六八、〇〇〇	二六七、二〇〇	八二、九〇九、二〇〇
一九〇四	六一二、〇〇〇	二四四、八〇〇	八二、九八八、四〇〇
一九〇五	六五四、〇〇〇	二六一、六〇〇	八三、〇七三、六〇〇
一九〇六	六一五、〇〇〇	二四六、〇〇〇	八五、六一〇、四〇〇
一九〇七	五三八、〇〇〇	二一五、二〇〇	八四、三五二、六〇〇
一九〇八	四一六、〇〇〇	一六六、四〇〇	八七、二一六、〇〇〇
一九〇九	三七四、〇〇〇	一四九、六〇〇	八九、一六四、八〇〇
一九一〇	三八三、〇〇〇	一五三、二〇〇	八九、二二六、〇〇〇
一九一一	二二〇、〇〇〇	八八、〇〇〇	八六、三九二、八〇〇
一九一二	一九七、〇〇〇	七八、八〇〇	八九、六六六、四〇〇
一九一三	一七〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	八七、六七六、八〇〇
一九一四	一七九、〇〇〇	七一、六〇〇	九一、〇七二、八〇〇
一九一五	一八二、〇〇〇	七二、八〇〇	八八、七一、二〇〇
一九一六	二一七、〇〇〇	八六、八〇〇	九一、八四八、〇〇〇
一九一七	二二一、〇〇〇	八八、四〇〇	九一、一三七、二〇〇
一九一八	二〇七、〇〇〇	八二、八〇〇	八〇、五五三、六〇〇
一九一九	一八二、〇〇〇	七二、八〇〇	八八、七三〇、〇〇〇
一九二〇	一二四、〇〇〇	四九、六〇〇	八四、九〇三、六〇〇
一九二一	一二三、〇〇〇	四九、二〇〇	八九、二七三、六〇〇

第一章 阿片耕作の面積

一九二一—二二三年に於る各州別阿片耕作面積表

州別	エーカー	町に換算
ユナイテッドアラバマ	五六、八五五	二二、七四二
アラバマ	六四、六九九	二五、八八〇
ペンシルバニア	一、三三四	五、三四
マサチューセッツ		
ボストン		
ビハル		
ビハル・オリッサ		
セントラルプロビンス・ベラール		
アッサム		
ノースウエストプロンテイヤ		
ロビンセス		
アジメル		
デリー		
クナール		
マンプール		
バルガナ		
計	一三三、八八八	四九、一五五

各州別阿片耕作面積十年表

年次	アグラ	ウードウ	パンジャブ	上ビルマ	メアジワラル	計
一九二一	100,000	94,535	25,455	200		170,190
一九二〇	92,300	75,453	22,211	200		170,164
一九一九	92,922	84,579	18,921	200		176,622
一九一八	90,705	88,830	22,955	200		182,690
一九一七	25,335	99,088	22,666	200		226,899
一九一六	25,733	103,462	15,000	200	286	244,681
一九一五	96,898	92,143	17,000	200		206,241
一九一四	82,823	82,281	16,000	200		181,277
一九一三	56,462	65,543	15,921	200		138,126
一九一二	56,855	64,697	13,344	200		135,096

ベンガル、マドラス、ボンベイ、シンド、ビハル・オリッサ、下ビルマ、セントラルプロビンス・ベラール、アッサム、ノースウエストプロンテイヤ、アロビンセス、デリー、クナール、バルガナ、マンプール、等には十年間阿片の耕作なし。

第三節 英印度州の一般耕作面積及阿片耕作面積

英印度州の總面積は約四五九、〇〇〇、〇〇〇エーカー(七一七、〇〇〇方哩)人口七千二百萬(一九

二二年の國勢調査を包有せり。今此の印度州を、農業統計により、二種に區別して觀察すれば
 (一) 地方廳の法域内に存するもの
 其の面積一四二、六四六エーカー、人口二千九百萬ありて、更に之れを地方別にすれば左の如し。

	面積一、〇〇〇エーカー	人口千人
ボンベイ及シンド地方王國	四〇、八七八	七、四〇九
マドラス地方王國	六、八四六	五、四六〇
パンヂヤツプ地方王國	二四、五一一	四、四一六
ビハールオリツサ地方王國	一八、三三五	三、九六〇
セントラルプロビンス地方王國	一九、九六一	二、〇六七
ノースウエストフロンティアプロビンス地方王國	一六、三二〇	二、八二五
(蕃族部落ヲ含ム)		
ユナイテッドプロビンス地方王國	四、三四八	一、一三五
ベンガル地方王國	三、四七七	八九七
アツサム地方王國	七、九七〇	三八四
計	一四二、六四七	二八、五五三

英印度州に於て現在農業統計を得らるはマドラス、及ボンベイ、プレシデンシー、パンヂヤブ、ユナイテッドプロビンス地方の四十二國のみなり。

更に、是等の地方王國內に於ける、面積及人口を、細別するときは、次の如し。

地方王國	面積 千エーカー	人口 千人
マドラス地方王國	四、四一四	四、〇〇六
トラヴァンコール	九四七	九七九
コーチン	七五四	四二七
ブドククコツトタイ	一六四	三七
ベンガナパレ	一〇一	一一
サンドウル		
ボンベイ地方王國	一、八〇八	四二六
バザナガール	四五〇	九五
ダランプール	五七一	八三
シヤト	二五四	四三
パルタン	三二一	六五
アウンドウ	二九	二〇
サーチン		
パンヂヤブ地方王國	三、七九五	一、五〇〇
パテイアラ	八五三	三〇八
シンド	六二〇	二六三
ナールバ		

第一章 阿片耕作の面積

バハソルプール	一二、七〇〇	七八一
シルムル	六三二	一四〇
カルシヤ	一二三	五七
パタウテイ	三四	一八
ロハル	一四三	二一
ドウシヤナ	五七	二六
カプルタラ	四二一	二八四
マレルユトラ	一〇七	八〇
フアリドユツト	四二二	一五一
シムラ山岳地方	三、五一五	三〇七

バンヤール、ジャバル、テオグ、クムバルサ
イン、カネテイ、バガル、グンド、メーログ、
バカト、マードン、コーテイ、ケオンタール、
ビヤヤ、ダミ、ダルコテイ及クタール

ユナイテッドプロビンセス地方王國

ベナレス	五七四	三六三
ラムプール	五七一	四五四
テリガルワル	二、八八〇	三一八
計	三七、二四八	一一、二六三

(二) 印度政府ト直接政治關係を有するもの。

之れを地方別にすれば次の如し。

	面積 千エーカー	人口 千人
ハイデラバド	五二、九二七	一一、四七八
マイソール	一八、八六二	五、九七九
ボロダ	五、一一八	二、一二七
ガワリオール	一六、五一一	三、一八六
カシユミル	五三、九二五	三、三二〇
ラジプタナー諸州	八二、四五四	九、八四四
セントラルインディア諸州	三三、二〇五	五、九九七
バルチスタン(諸州)	五一、四六二	三七九
シツキム	一、八〇四	八二
計	三二六、二六八	四三、三八六

バルチスタン及シツキム州よりは、農業統計を得られざるも、殘餘の二十二州の報告によりて、更に之れを細別すれば、左の如し。

	面積 千エーカー	人口 千人
ハイデラバド	五二、九二九	一一、四七二
マイソール	一八、八六二	五、九七九

第一章 阿片耕作の面積

第一章 阿片耕作の面積

パ	ロ	ダ	五、一一八	二、一二七
カ	ワ	リ	一六、五一一	三、一八六
カ	シ	ユ	五三、九二五	三、三二〇
ラジブタナ諸州				
シ	ヤ	イ	一〇、六七六	二、三三九
ビ	カ	ネ	一四、九二二	六六〇
マ	ル	ワ	二二、四一〇	一、八四九
ト	ン	ク	一、六三四	二八八
ア	ル	ワ	二、〇三六	七〇一
キ	シ	ヤ	五四九	七八
パ	ラ	ト	一、二六三	四九六
シ	ヤ	ラ	五二七	九六
ユ	ー	ダ	三、六三八	六三〇
ア	ン	テ	一、四二一	一八七
ド	ル	プ	七四〇	二三〇
セントラルインデイヤ諸州				

前掲、六十四の報告州の、全面積二五七、三〇一、〇〇〇エーカーより、統計を得られざる地方の面積一二三、一〇三、〇〇〇エーカーを、除外せざるべからず。此の地域は主として未測量地區及軍務を條件として公課を免除せられたる、土地又は他の特権を有する、地域に屬するが故に、實際統計に掲記せらるゝは、公定測量面積たる、一三四、一九八、〇〇〇エーカー或は、村邑土地臺帳記載の、一三四、四六九、〇〇〇エーカーに、過ぎざるものとす。

此の地域中、約一七、六〇三、〇〇〇エーカー即ち、全體の一三、二%は、森林にして、耕作し得ざる土地、即ち絶體不毛地又は、耕作不適地、若くは建物、水面、道路、其他農耕以外の用に供せらるゝ地域は、二三、一五七、〇〇〇エーカー即ち一七、三%なり殘餘の、九二、九三六、〇〇〇エーカー

イン	ド	ール	六、〇八〇	一、一五二
ホ	ー	パ	四、六五七	六九二
ラ	ジ	ガ	六一三	一一五
ナ	ル	シ	四六九	一〇一
パ	ル	ワ	七五四	一二〇
ナ	ゴ	ド	三二一	六八
計			三三〇、〇五三	三六、八八六

即ち六九、五%は、耕作可能地にして、此の内一七、八〇〇、〇〇〇エーカー即ち一三、三%は耕作適地なれども、未耕作地に屬し、一二、五二五、〇〇〇エーカー即ち九、四%は此の年に於ける、休耕地とす、故に、實際耕作せられたる地域は、六二、六一一、〇〇〇エーカー(二五、〇四四、〇〇〇町)即ち、全面積の四六、八%なりとす。

一九二一—二二年に灌漑したる總面積は八、二八六、〇〇〇エーカーにして前年は八、一四五、〇〇〇エーカーなり、此の内

官營水路により灌漑せられたるもの	二、六八七、〇〇〇エーカー
私營水路よりのもの	八二〇、〇〇〇エーカー
池水よりのもの	一、二〇八、〇〇〇エーカー
井戸よりのもの	一、九五七、〇〇〇エーカー
其他よりのもの	一、六一四、〇〇〇エーカー

にして二毛作以上に灌漑したるものを重算すれば、總灌漑面積は九、三六五、〇〇〇エーカーなり、内八、一七九、〇〇〇は食料品耕作とす。

而して、一九二一—二二年に耕作せられたる面積は、六千七百萬エーカーにして、今其の收穫物の種類及面積を見るに、全栽培地域中食料品は、五〇、八三〇、〇〇〇エーカー、七七、一%非食料品は

一五、〇七一、〇〇〇エーカー二二、九%なりとす、食料品中主要なるは、穀類にして、四七、九〇九、〇〇〇エーカー即ち栽培面積の、七二、七%他の食料品、(薬味、香料、砂糖、果實、野菜等)は二、九二一、〇〇〇エーカー即ち全體の四、四%とす、非食料品中油種は四、九九八、〇〇〇エーカー即ち七、六%綿、麻等の纖維類は五、一四〇、〇〇〇エーカー七、八%を占め、秣類は三、二五八、〇〇〇エーカー四、八%にして其の他非食料品、即ち染料、澱材料、藥材、魔睡劑(煙草、茶、珈琲、阿片等)は約一、七七五、〇〇〇エーカー二、七%なりとす、左に之を表示せん。

穀類	四七、九〇七、 ^{千エーカー}	七二、七 ^{パーセント}
薬味及香料	五三七	〇、八
砂糖	一七七	〇、三
果實及野菜	四二七	〇、六
雜食料品	一、七八〇	二、七
計	五〇、八三〇	七七、一
油種	四、九九八	七、六
纖維	五、一四〇	七、八
染料澱材料	一五五	〇、二
藥品及麻醉劑	五二八	〇、八

第一章 阿片耕作の面積

秣 類
雜非食料品

三、一五八
一、〇九二
計 一五、〇七一
四、八
一、七
計 三三、九

次に英印度州阿片耕作面積十六年對照表を掲げ之れが消長考察の資とせん。

英印度州阿片耕作面積十六年對照表

年次	阿片耕作面積		耕作全面積
	エーカー	町に換算	
一九〇六	九三、〇〇〇	三七、二〇〇	五、九六九、六〇〇
一九〇七	七七、〇〇〇	三〇、八〇〇	七、九五〇、〇〇〇
一九〇八	八七、〇〇〇	三三、八〇〇	一一、一五一、二〇〇
一九〇九	六九、〇〇〇	二七、六〇〇	一一、五六九、二〇〇
一九一〇	九五、〇〇〇	三八、〇〇〇	一二、〇九二、八〇〇
一九一一	五一、〇〇〇	二〇、四〇〇	一一、一四五、二〇〇
一九一二	四四、〇〇〇	一七、六〇〇	一二、一五八、八〇〇
一九一三	二二、〇〇〇	八、八〇〇	一一、五〇三、二〇〇
一九一四	二四、〇〇〇	九、六〇〇	一二、七七四、〇〇〇
一九一五	一四、〇〇〇	五、六〇〇	一一、八〇二、四〇〇
一九一六	三四、〇〇〇	一三、六〇〇	一三、三六五、二〇〇
一九一七	三五、〇〇〇	一四、〇〇〇	一三、二〇六、八〇〇
一九一八	二一、〇〇〇	八、四〇〇	一一、七四七、六〇〇

一九一九	四一、〇〇〇	一六、四〇〇	二三、九九二、〇〇〇
一九二〇	四八、〇〇〇	一九、二〇〇	二一、六六八、八〇〇
一九二一	四八、〇〇〇	一九、二〇〇	二五、〇四四、四〇〇

更に一九二一—二二年に於ける印度各州別阿片耕作面積表を掲示せば左の如し。

一九二一—二二年に於ける印度各州別阿片耕作面積表

州別	エーカー	町 (換算)
バロダ王國	四、四三八	一、七七五
グワリオル王國	一五、九五四	六、三八二
カシユミール王國	三五四	一四一
セントラルインデア(六王國)	八、五七三	三、四二九
ラジプタナ(十一王國)	一五、一五六	六、〇六二
パンジャブ各州	二、五六二	一、〇二五
ユナイテッドプロビンセス(三王國)	一、三一	五二四
ハイデラバト王國		
マイソール王國		
マドラス諸州		
ボンベイ(六王國)		
計	四八、三四八	一九、三三九

左に印度各州別阿片耕作面積五箇年對照表を掲ぐべし。

第一章 阿片耕作の面積

第一章 阿片耕作の面積

印度各州別阿片耕作面積五年對照表

州名	1917-18年	1918-19年	1919-20年	1920-21年	1921-22年
バラダ	78	78	540	3,400	4,438
エーカ	31	216	1,360	1,775	
グワリオール	13,188	5,716	14,257	17,475	15,954
カシユミール	152	405	405	353	354
セントラルインデア諸州	4,331	2,658	4,910	7,470	7,633
インドーア	1,732	1,063	1,964	2,988	3,053
ナルシンガール	318	180	589	645	319
ラジガール	127	72	236	258	128
ナルシンガール	506	662	935	994	

セントラルインデア諸州

インドーア

1917-18年	4,331	1,732
1918-19年	2,658	1,063
1919-20年	4,910	1,964
1920-21年	7,470	2,988
1921-22年	7,633	3,053

ラジガール

1917-18年	318	127
1918-19年	180	72
1919-20年	589	236
1920-21年	645	258
1921-22年	319	128

ナルシンガール

1917-18年	506	202
1918-19年	662	265
1919-20年	935	374
1920-21年	994	398

第一章 阿片耕作の面積

第一章 阿片耕作の面積

一九二一—二二年

六二一

二四八

「備考」 ホーパール、バルワニ、ナゴツトには阿片の栽培なし

セントラルインデア諸州計

一九二七—二八年

五、一五五^{エーカー}

二、〇六二^町

一九二八—一九年

三、五〇〇

一、四〇〇

一九二九—三〇年

六、四三四

二、五七四

一九三〇—三一年

九、一〇九

三、六四四

一九三一—三二年

八、五七三

三、四二九

ラジプターナ諸州

ジャイプール

一九二七—二八年

四四九^{エーカー}

一八〇^町

一九二八—一九年

二二三

八九

一九二九—三〇年

二七一

一〇八

一九三〇—三一年

三四四

一三八

一九三一—三二年

六三〇

二五二

キシヤンガール

一九二七—二八年

七

三

一九二八—一九年

四

二

一九二九—三〇年

一七

七

一九三〇—三一年

二六

一〇

一九三一—三二年

一

〇、四

ジャラワール

一九二七—二八年

二、五七八

一、〇三一

一九二八—一九年

一、五五二

六二一

一九二九—三〇年

二、四八九

九九六

一九三〇—三一年

二、三八四

九五四

一九三一—三二年

二、一〇〇

八四〇

トシク

一九二七—二八年

四、二二六

一、六九〇

一九二八—一九年

三、一五八

一、二六三

一九二九—三〇年

四、五三六

一、八一四

一九三〇—三一年

三、八〇五

一、五二二

一九三一—三二年

三、二一一

一、二八四

コータ

一九二七—二八年

六、七三一

二、六九二

一九二八—一九年

四、一九五

一、六七八

第一章 阿片耕作の面積

第一章 阿片耕作の面積

一九一九—二〇年	八、〇三九	三、二一五
一九二〇—二一年	八、三〇四	三、三二二
一九二一—二二年	九、〇一二	三、六〇五

ブンデイ

一九一八—一九年	四五	一八
一九一九—二〇年	一七六	七〇
一九二〇—二一年	二四〇	九六
一九二一—二二年	二〇二	八一

バラトプール

一九一七—一八年	一	〇、四
----------	---	-----

「備考」ピカネル、マルワール、アルワール、バラトプール(一九一八年以後)ドールプールには阿片栽培なし

ラジプターナ諸州計

一九一七—一八年	一三、九九二 ^{エーカー}	五、五九七 ^町
一九一八—一九年	九、一七七	三、六七一
一九一九—二〇年	一五、五二七	六、二一一
一九二〇—二一年	一五、一〇三	六、〇四一
一九二一—二二年	一五、一五六	六、〇六二

パンジャブ諸州

ナーバ

一九一七—一八年	二、一六 ^{エーカー}	二 ^町
一九一八—一九年	八	三
一九一九—二〇年	一四	六
一九二〇—二一年	七	三
一九二一—二二年	二四	一〇

カプールターナ

一九一七—一八年	六	二
一九一八—一九年	一七	七
一九一九—二〇年	六二	二五
一九二〇—二一年	一	一
一九二一—二二年	一八	七

シムラ山岳地諸州

一九一七—一八年	二、一一〇 ^{エーカー}	八四四 ^町
一九一八—一九年	二、五〇四	一、〇〇二
一九一九—二〇年	二、二二〇	八八八
一九二〇—二一年	一、四七七	五九一
一九二一—二二年	二、五二〇	一、〇〇八

第一章 阿片耕作の面積

第一章 阿片耕作の面積

「備考」 パテイアラ、シンド、マハワルプール、シルムル、カルシヤ、パタウテイ、ロハル、ドウジヤナ、マールコト
ラ、フアリドコト王國には阿片の栽培なし。

パンジャブ諸州計

一九一七—一八年	二、一二二	八四九
一九一八—一九年	二、五二九	一、〇一二
一九一九—二〇年	二、二九六	九一八
一九二〇—二一年	一、四八五	五九四
一九二一—二二年	二、五六二	一、〇二五

ユナイテッドプロビンス諸州

ペナレス

一九一九—二〇年	一、二一七	四八九
一九二〇—二一年	一、一九九	四八〇
一九二一—二二年	一、三一一	五二四

「備考」 ランプール、テリガル王國には阿片の栽培なし。

前掲の外、ハイデラバート、マイソール兩王國、マドラス諸州の中、ブドックコッタイ、パンガナ
バウレ、サンドウル、コーチン、トラヴァンコール等の各王國、ボンベイ諸州の中、ジャト、バル
タン、アウンドウ、サーチン、バヴナーガル、ダラムプール等の各王國には、阿片の栽培なし。

前掲数の總計左の如し。

一九一七—一八年	三四、六〇九	一三、八四四
一九一八—一九年	二一、四〇五	八、五六二
一九一九—二〇年	四〇、六七六	一六、二七〇
一九二〇—二一年	四八、一二四	一九、二五〇
一九二一—二二年	四八、三四八	一九、三三九

第二章 阿片の競賣

第一節 阿片輸出に關する英國の方針

支那は、印度阿片消費の主要市場なりしが、阿片の濫用を禁止せんとする、支那政府を援助する
政策に従ひて、阿片貿易は、一九〇八年以來、制限を加へられ、一九二三年に至つて全然停止せり。
(一九二三年の一年前には支那は印度全輸出額の過半を輸入したり)此の果斷なる處置は、印度政府
の收入に對し、重大なる犠牲を齎らし、無私の記念碑として、永久に傳へらるべきものなるも、不
幸にして其後支那政狀の混亂に陥るや、印度の供給に代つて、支那國內にて生産せらるゝ結果とな
り、支那人民の公衆衛生に利する處なき狀勢を呈しつゝあり。

左に印度全輸出額中、支那へ輸出せらるるものを、對照して掲出せん。

	支那へ輸出したるもの	印度全輸出額
一九一〇年	三四、二四〇箱	四八、二九〇箱
一九一一年	三一、八三一箱	四四、八一三箱
一九一二年	二三、二〇二箱	三四、八二七箱
一九一三年	四、六一二箱	一五、七六〇箱
一九一四年	—	九、九二四箱
一九一五年	—	一一、二一六箱
一九一六年	—	一一、三三七箱

〔備考〕 阿片一箱は百四十封度入なり

更らに印度政府は、一九一三年に於ける決議の直前に、支那以外の諸國へ輸出する、阿片に對しても制限せり。蓋し適法の需要以上に、輸入する國の商人が、其の過剰部分を、支那に密輸入せんとする虞あるを以て、之れが防止の爲めに外ならず、又關係諸國の適法なる需要量に對しては、慎重なる審査の結果、其の最底査定を以てせり、即ち一九一一年には一四、〇〇〇箱と評定し、一九一二年には、之れを低減して、一三、二〇〇箱とせり。

印度政府は、此の方針に基き、一九一五年以後、阿片輸入國政府に直接供給する、契約の締結をなさんことを、提議せり。是れ、一九一三年に於ける、決議の徹底を期せんと、欲したるものにし

て、其の契約を締結したるは、香港、海峽、植民地(馬來聯邦州を含む)北ボルネオ、錫蘭、蘭領東印度及暹羅の諸國なりとす。而して是等契約締結國への、仕向數量は印度よりの、全輸出數量の過半を占む。

其他の諸國への輸出(即ち日本、佛領印度支那、澳門)は「カルカッタ」に於ける、政府競賣の阿片を購入する、商人の手を経由せり。此等の國に對して、印度政府は、阿片を商人に販賣することを、全然取止め、輸出入國政府間の、直接賣買のみに、限定する制度を、擴張せんとする、商議は實行せられたり。

「一九二〇年に印度政府より、日本政府に此の提案をなしたるも、帝國政府は、之れに應諾せざりき。而して、其の供給條件は、日本に於て需要する、阿片の全部、又は是れに近き數量を、印度より供給するにありたり。予は、大正十四年五月四日シムラに於て、當局者たるロイド氏と、會見の際「印度政府より全部の供給を仰ぐと云ふ、條件を附せずして、臺灣に直接供給せずや」と尋ねしに「自分としては返答し難し」と答へたり」斯の如き目的を達成すれば國際的見地より非常なる價值あるものと云ふべし(印度政府の言を、其の儘譯載するものにして、記者の意見にあらざる取締をなすは、單に理想とのみ見るべからず、事實印度政府は、海港並に阿片が海港に流出する

虞ある、各州に對しては、密輸出防止のため、高價なる取締職員を配備して、警戒と、維持に努めつゝあり。

次に、印度政府と、直接賣買契約せる國にして、其の契約有効期間を、列記せば、左の如し。

英領北ボルネオとは、一九二三年一月一日より、向ふ五箇年有効のものに更新せり。

蘭領東印度とは、一九二三年一月一日以降、一箇年間なりしを、更らに一九二四年一月一日以降五箇年間に更新せり。

海峽植民地とは、一九二五年一月一日より五箇年間に更新せり。

支那へ罌粟種子の輸出は、一九二一年三月十九日より禁止せり。

印度政府と直接賣買契約のある國への阿片の輸出は、個人取扱のものは、一九二二年五月一日より全然禁止せり。

茲に注意すべきは、印度政府と直接供給契約をなしたる政府と雖も、阿片の最低限量を、引取らざるべからざる、何等の拘束はなきものとす、又直接供給契約を爲さざる諸國に就いては、印度政府に於て輸入國との協力を俟つことなく、其の輸出货量につき制限をなせり。

印度より阿片を輸出するは、「カルカッタ及ボンベイ」の二港に限定せられたるも、ボンベイ港よりの輸出は、僅少量にして、事實上はカルカッタに限れりと言ふも過言ならず、今一九二三年中に於

て政府より直接輸出したるものと、貿易商より輸出せられたるものとを、對照すれば、次表の如し

年	次	政府直接輸出ノ箱數	貿易商輸出ノ箱數	計
一九二三年		四、九五四	三、五九〇	八、五四四

一箱＝一四〇封度＝六三、六キログラム

更らに、一九二三年中に於ける、輸出仕向國は左の如し。

海峽植民地	二、一〇〇箱
蘭領東印度	九〇〇箱
暹羅	一、六〇〇箱
英領北ボルネオ	八四箱
セイロン	三〇箱
香港	二四〇箱
澳門	二四〇箱
佛領印度支那	二九七五箱
ブシャイアー	一〇〇箱

第二章 阿片の競賣

日本
サラワク
モーリチウス

一五〇箱
一二五箱

計

八、五四四箱

次に一九一九年より、一九二三年に至る、輸出阿片四箇年對照表を示せば左の如し。

自一九一九年
至一九二二年輸出阿片四箇年對照表

年次	政府直接輸出箱數	貿易商輸出箱數	計
一九一九年	八、三七六	三、八五五	一二、二三一
一九二〇年	七、九七八	二、五四四	一〇、五二二
一九二一年	七、四三〇	二、三四〇	九、七七〇
一九二二年	五、五二〇	二、六〇八	八、一二八

更らに、一九二〇年より一九二二年に至る、三箇年間に於ける、輸出阿片を、仕向國別に對照すれば左の如し。

自一九二〇年
至一九二二年輸出阿片仕向國別對照表

國別	一九二〇年	一九二一年	一九二二年
海峽植民地	三、〇九〇	三、〇二〇	一、八二〇
暹羅	二、九〇〇	二、三〇〇	一、八〇〇
英領北ボルネオ	一、七〇〇	一、七〇〇	一、六五〇
香港	一七六	二四〇	六〇
澳門	一八〇	七〇	六〇
佛領印度支那	五三一	一二〇	一五〇
日	九〇〇	一五〇	五〇〇
サラワク	三五	一五〇	五〇
モーリチウス	一〇、五二二	九、七七〇	八、一二八
計			

前掲中、葡萄牙と締結したる、條約中澳門植民地に對し、阿片の輸出を制限する規定あるを以て、之れに従ひ、現今にては、過剰と認めらるゝにより、「リスボン」に於ける英國公使は、政府を代表して、一九二二年二月四日、此の制限を低下する見解を以て、其の條項を廢棄せり。

附 一九二四年九月十七日、印度立法議會に於ける、阿片貿易に關する應答を掲げ參考とせ

輸入證明書制度の、印度阿片輸出額に、及ぼしたる影響。

エヌ、エム、モシー君、輸入證明制度を採用したることにより、印度阿片輸出に及ぼしたる影響ありとすれば、其の説明を政府に求む。

サー、バシル、ブラケット殿、輸入證明制度は、一九二三年一月一日より實施されたり。輸入證明制度の効果として、輸出數量上に現はれたるものとして見るべきもの現在にてはなし。

極東の、非支那市場に於ける、輸出阿片の販賣制度。

エヌ、エム、モシー君、次項に就き、政府の説明を求む。

(イ) 極東の非支那市場に、輸出阿片の販賣を、一九一一年頃に政府は、一四、〇〇〇箱に、制限したることは事實なりや。

(ロ) 若し然りとせば、何故に右制限をなせしや。

(ハ) 一四〇〇〇箱の、數量の根據如何。

(ニ) 一九一一年以來、其の制限を超過したることなきや。若しありたとせば、何故なりや。

サー、バシル、ブラケット殿

然り

(イ)(ロ) 支那に密輸入するを、防止するため。

過去の經驗を基礎とし、其等の市場の適法の需要を參考として。

(ハ)(ニ) 然り、唯一度即ち一九一八年に、一四、五五箱に上れり、其の増加は暹羅、日本、印度支

那より幾分多數の需要ありしによる。而して、一四、〇〇〇箱の制限は、大約の指示標準に

過ぎず、絶對の制限に非るを以て、僅少の超過は、政府は之を默認したり。茲に、一九一

〇年以來各輸入國に對する、阿片の輸出數量を、記載せるものを回章す。右によれば年平

均は一四、〇〇〇箱より甚だ少く、又次第に減少せることを見るべし。

仕 向 地	年										
	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年
支那	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
新嘉坡	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六
香港	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九
ペナン	四六三	四六三	四六三	四六三	四六三	四六三	四六三	四六三	四六三	四六三	四六三
ベトナム	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七
コロンボ	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
バダホ	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
パダ	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
ハダ	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五
マダ	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
スダ	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
シダ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第二章 阿片の競賣

計	其	フ	サ	ニ	北	サ	壑	サ	ド	横	マ	メ	マ	モ	ロ	西	バ	神	バ
	シ	ン	ユ	ホ	サ	ラ	ラ	ラ	ハ	演	ザ	キ	カ	リ	ン	貢	ク	戸	ナ
	ア	ト	ー	ル	バ	ク	ク	ム	ハ	演	ト	シ	コ	チ	ド	ク	ク	戸	ナ
	ヤ	ウ	タ	ネ	オ	ク	ク	ム	ハ	演	ト	シ	コ	チ	ド	ク	ク	戸	ナ
	他	ウ	タ	ネ	オ	ク	ク	ム	ハ	演	ト	シ	コ	チ	ド	ク	ク	戸	ナ
四八二六〇	三三三二																		
四八二六〇	五七三三																		
四八二六〇	三三〇三																		
一五七六〇														三九五	一七	八五	四五〇	一一九	
九九四												一九〇		二五	四五八	二一五〇	二二〇〇	八〇〇	
二二二六												二二五		四〇	一五〇	二六七五	一七〇〇	九三〇	五
二二二七												二二〇		二二五	二六五	二六五〇	一三〇〇	一三〇〇	
二二八〇														三〇		二九五五	一三〇〇	一三〇〇	
二四五一														四七		三七九〇	一七〇〇	一六五〇	
二二二二																二九二〇	一七〇〇	一一五〇	
一〇五三																九五〇	一七〇〇	九〇〇	
九七七〇	八五															一六五五	一七〇〇	一五〇	
八二八	二八三															一七〇〇	一六五〇	五〇	
八五四四	一〇〇															二九七五	一六〇〇	一五〇	

第二節 阿片競賣に關する手續及注意事項

一九二五年の阿片競賣に關する手續及注意事項に就き、印度政府は、左の如き告示をなせり。
告示第二一四〇エス、アール號一九二四年十二月六日

一九二五年の、公競賣によりて販賣する、輸出阿片は、ガジブール工場に於て調製したる、ベナレス阿片三千箱の豫定にして、各箱は一マウンド、十八シリア、十二チタークス、(十四貫六百十九匁)の純阿片と、九シリア、六チタークス、(二貫三百三十二匁)阿片丸塊の葉を糊着するために、使用したる、阿片を容有し、左記割合に依る一九二二―二三年及一九二三―二四年の季節ものなることを告知す。

- 一、ガジブール工場製造阿片
 - 一九二二―二三年の供給 一、二五〇箱
 - 一九二三―二四年の供給 一、七五〇箱
- 計 三、〇〇〇箱

二、販賣期日左記の如し、但ベンガル政府の都合によりて、變更することあるべし。

第一回販賣

火曜日 一月六日

第二章 阿片の競賣

第二回販賣	火曜日	二月三日
第三回同	火曜日	三月三日
第四回同	火曜日	四月七日
第五回同	火曜日	五月五日
第六回同	火曜日	六月九日
第七回同	火曜日	七月七日
第八回同	木曜日	八月六日
第九回同	火曜日	九月一日
第十回同	火曜日	十月六日
第十一回同	火曜日	十一月三日
第十二回同	水曜日	十二月二日

三、毎月の販賣數量は、毎回の販賣以前に告示するを例とす、但し政府は、何時にても豫告せずして販賣申出の阿片の數量を低下し、又は種類を變更することあるべし、

四、販賣條件左の如し、但し政府は、三箇月以前に告示して、此の條件の全部又は一部を變更することあるべし、又條件第三項の、豫定價格を、何時にても豫告せずして變更することあるべし。

(イ) 阿片は、海路のみによりて輸出するものに販賣せらるべきものとす、右以外の輸出は證明書を交付せず。

(ロ) 印度より阿片を輸出する願書には、國際聯盟所定の、一九二二年九月二十日の、カルカッタ官報に掲載せる、一九二二年九月六日付ベンガル政府告示、第二、四四九エス、アール號の様式の、輸入證明書を添付するを要す。

(ハ) 阿片は無證明阿片一箱に付、四、五〇〇留比の豫定價格にて、販賣申出をなすを例とす、販賣條件第十四項の場合を除く外、右價格以上の最高競買人に賣渡さるべきものとす、指價は一回五留比宛高進すべきものとす。

(ニ) 販賣は豫め告示したる期日の、午前十一時に開始し、午後五時以後には繼續せざるものとす、但し其の時刻迄に、販賣廣告したる區分が、賣渡されずして殘留する場合には、販賣は政府の指示によりて、其の次の日の午前十一時に再開することを得、(日曜又は公休日にあらざる限り)尙ほ殘留區分全部が、處分せらるゝまで右に従ふか、若くは、廣告したる全數量か、指定日に賣渡されざる場合には、政府は手下殘留區分を、後日の販賣に處分することを得。

(ホ) 一區分は、五箱よりなるを例とす。

- (へ) 左記標準によりて計算したる額の約束手形を、區分が販賣簿に登録せらるゝ以前に、販賣室にある購買者より、各區分に對する供託として徴收す、此の約束手形を、購買者は、當局に於て印度帝國銀行の受領證、又は印度政府の他の公證券の代用物を以て、販賣後第五日の土曜日を除き、午後三時三十分前に引換ふべきものとす、土曜日の場合は、午後一時三十分迄に、前記證券を引換ふべきものとす、若し、右時刻までに引換へられざる場合には、印度帝國銀行の受領證又は前述の他の公證券の供託をなされざる區分は、政府の適當と認むる條件、及日時により、再販賣せらるべきものとす、此の再販賣によりて生ずる損害及費用は不履行人の負擔とし辨償せらるべきものとす、但し再販賣によりて生じたる利益は、政府に歸屬す。

供託

指値額が、一箱に付四、八〇〇留比以下なる時は、一箱に就き一、二〇〇留比。

指値が一箱に就き、四、八〇〇留比、又は其れ以上にして、五二〇〇留比以下のときは、一箱に就き一、二〇〇留比。

指値が一箱に就き五、二〇〇留比又は其れ以上にして五六〇〇留比以下のときは一箱に就き

一、二〇〇留比。

右に従ひ、指値が四〇〇留比を増す毎に、一〇〇留比を供託額に増加す

- (ト) 前記の約束手形は、如何なる場合にも絶對的支拂を要す、前記の損害額は絶對に徴收を要し、再販賣による損害及費用は、輕減せらるゝことなく、再販賣せらるゝと否と又は再販賣によつて損害あると、否とに拘はらず、回收するを要す。

- (チ) 第六項により、販賣の日に徴せられたる約束手形が、販賣日以後第五日の午後三時三十分、又は土曜日の場合には、午後一時三十分前に請戻されずに殘留するときは、政府の辯護士に其の適當と認むる方法により換價するために、交付せらるべきものとす。

- (リ) 販賣日以後第五日の第六項に規定したる時刻以前に、規定の供託が行はれざる場合には、後に至りて、阿片に關する現金、印度帝國銀行の受領證、又は公證券は受領せらるゝことなし、尤も後に至つて提供せられたる金員は、約束手形の支拂として、常に受領することを得、但し金員の受領によつて前記手形に對する區分の交付を請求する權利を生ずることなく、又之によりて購買人に何等權利を生ずることなし、又右手形の不支拂による責任、若くは第六項及第七項の再販賣による損害、又は費用の附加責任を減免せらるゝことなし。

(ヌ) 販賣廣告せられたる阿片は、土曜日を除き、販賣後第十五日の午後三時三十分以前に支拂をなさるべきものとす、土曜日の場合には、午後一時三十分とす、阿片區分の代價を支拂はず、又は整理をなさざる場合には、第六項による現金の供託、又は區分、若くは箱に對してなしたる、供託公證券は、之を沒收し阿片は政府の適當と認むる時日及方法により、政府之を處分す、第一購買人は、尙ほ諸費用並に損害、又は阿片の最初の購買價格と、再販賣價格の差額（再販賣により生ずる利益は沒收す）を辨償するを要す、損害價格の差違及費用に對する責任は、沒收したる供託金の額に、全然獨立して、重課せらるべきものとす。

(ル) 購買人は右規定の全部の支拂を終りたる後、阿片の交付命令又は證明書を提出して其の命令書又は證明書に記載しある購買せる區分の番號を撰擇指名することを得、右提出したる證明書又は命令は最終的のものにして、後に至つて、一區分又は證明書又は命令に通常記載されある區分又は箱數より多きと少きとに拘らず區分又は箱數の異りたる番號の交付を請求し得る他の證明書又は命令と變更することを能く心得置くべし。

(オ) 條件第六項による公證券の供託は、販賣簿に購買人として登録しある當事者、又は正當代理人よりするにあらざれば、當局に於て受領せず、公證券供託の受領書は、右購買人の名義に限りて許可す、供託したる證券は、前記購買人、又は其の指圖人によりて、全額の支拂ありたる場合には返却す。

(ワ) 政府の販賣を管掌せる官吏は、其の認むる處によりて、條件第六項により、提供すべき約束手形の額に等しき金額の、印度政府紙幣、印度帝國銀行の受領書、又は政府證券の供託を要求によりて、即刻なすにあらざれば、何人の指値をも拒否することを得。

(カ) 販賣を妨害せんとする、假裝指値を防止するために、販賣を管掌せる政府の官吏は、販賣中何時にても、未販賣の區分を撤回し、而して直ちに、最高豫定價格にて再び販賣に付し、指値を得るまで、五留比宛低減する方法を取る事を得、右方法により販賣をなしたる場合は、區分に對し第一の善意の指値者を、前區分の購買人とし、宣告せらるべきものとす。販賣を管掌せる政府の官吏は、同様に他の區分をも、引續きて適當と認むる所によりて、處分することを得、但し條件第三項に記載の、四、五〇〇留比の最低限度以下に、區分を販賣することを得ず。

(コ) 區分の購買人は、合計十區分を超へざる限り、阿片區分を同價格、同條件にて、即刻引續き指名し購買する撰擇をなすを得、但し右の十に達するまでの、阿片區分の殘餘ある場合

に限る。

- (タ) 此の告示に關する阿片の販賣、又は其の計算の整理によりて生ずる問題、又は事件に關聯せる爭議、又は異議ある場合は之をベンガルウイリアム城高等法院に訴訟することを得。
- 五、左の書類は販賣の當日に閱覽に供し、又はベンガル政府の事務所に願出て、其の日以前に見ることを得。

第一號 販賣の廣告せられたる阿片の證明書

第二號 右阿片の試験報告

- 六、ガジプール工場に於て、製造したる阿片を豫備するに當り藥品の採取、純正状態の輸送、阿片塊形成用の葉の規定の分量のみなること、阿片塊中の阿片の適當割合を有することに就き、過去數年に於て守りたると、同様の注意を以てなしたることを、一般に告知す。ガジプール工場に於て、包装したる當時の藥品の重量、及カルカッタ到着品中より、任意撰定したる箱の平均重量との、比較説明書は、ベンガル政廳に出願して閱覽することを得。

- 七、販賣廣告の阿片の重量及品質に就き、取引當事者が、尙ほ詳細を知らんと欲するときは、以前の如くベンガル政廳に出願して、之を得べし、但し既成の慣習に従ひて、如何なる場合にも政府は販賣して船積のために阿片を交付したる後に於ては、箱に關する重量の不足、阿片剽窃、

藥品の變造より生ずる、損害の賠償要求を容れ、又は之を承認することなし。

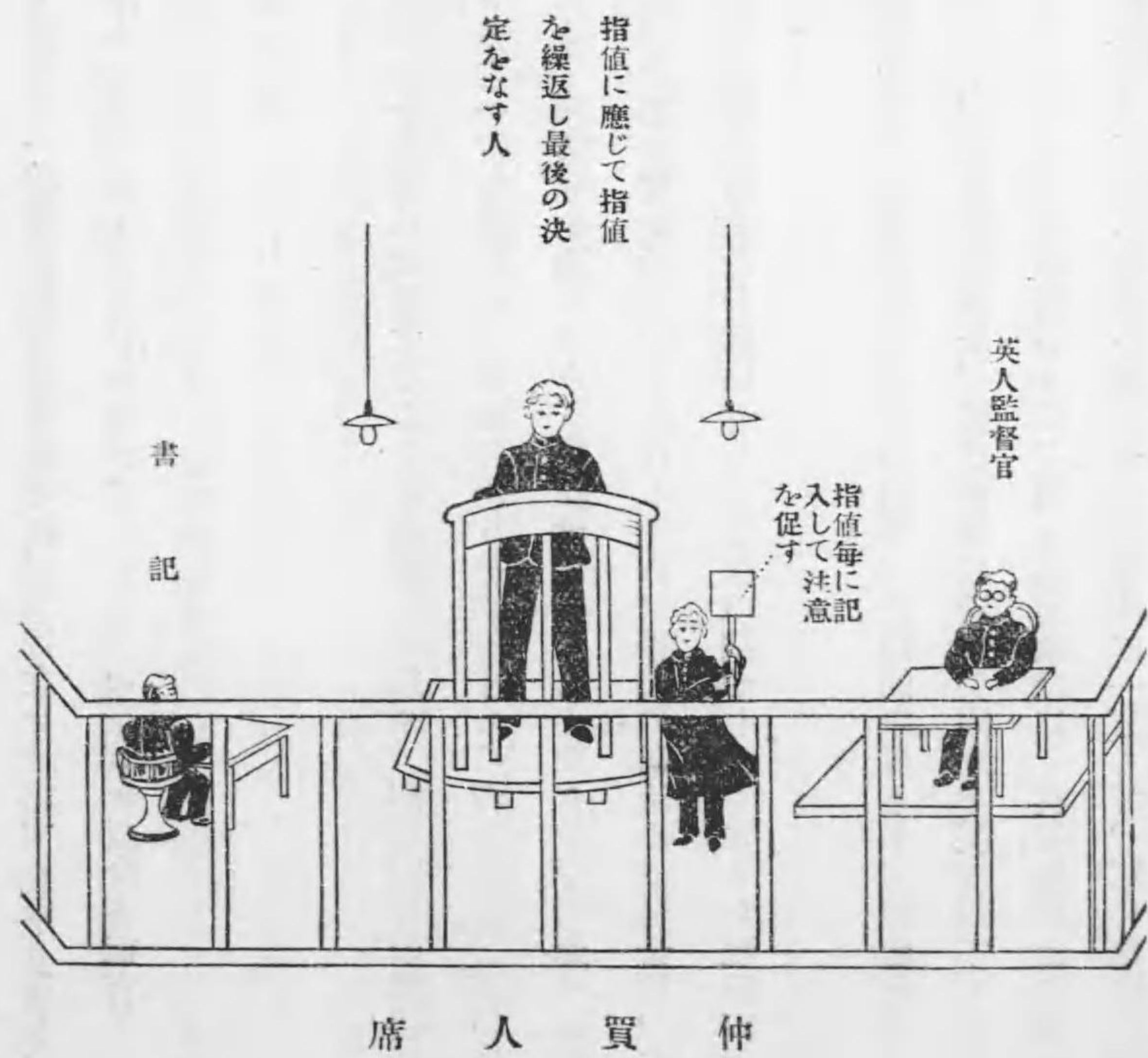
總督の命に依り ぜ、エー、ウツドエツド ベンガル政府書記官

第三節 阿片競賣の實況

英國政府は、印度阿片を支那に輸出することを禁絶して以來、印度阿片の間接に、支那に輸入せらるゝことを防止するため、支那以外の他國に阿片を供給するにつきても、其の供給量に制限を加へ、自國の遺棄したる、利益を他國によりて壟斷せらるゝことなきやを掛念せるが如く、又密輸入等によりて商人の私腹を肥やす餘地なからしむるため、各國の適法の需要量は、直接に各國に供給する方策をたて、之が直接供給契約を締結せしことは前陳せし如くなるが現行阿片競賣制度たるや幾多の缺陷を存せり。

印度阿片競賣市場に於て、需要供給の經濟原則を、自然的限界として競賣をなさんとするも、事實不可能なるを見るべし、阿片仲買人が、競賣市場に於て、阿片を競り落すも、供給するに處なく、又阿片の輸出入に就ては嚴重なる制限ありて、而も英國政府は、其の供給量につき制限を加ふるが故に、自由競争の餘地なく、殊に各國の適法なる需要量は一定して、單に價格の差違によりて、無

カルカッタ阿片競賣市場



限に需要を喚起し得るものにあらず、何等かの無理が行はるるにあらざれば此の競賣制度は成立するを得ざるなり。

次に、阿片競賣制度の缺陷に對し二、三の實例を掲げん。

其一、カルカッタ阿片競賣市場に於ける仲賣人の指値は、需要供給の實際よりする外に、往々賭博の性質を含みたる指値をなす、即ち印度商人間に於て、阿片競賣市場に於ける、平均價格につき空取引をなし、巨額の金員の取引をなすものあり、茲に於て平均價格に豫想外の事實を生ぜしむる目的を以て法外の指値をなす。

大正十四年四月七日の例。

午前十一時より、ストランド道路に於ける、河岸に面する税關倉庫に近き、阿片倉庫内にて、阿片の競賣行はる、政府當局者としては、英國人一名、印度人三名、その他仲買人及其使用人として、印度人十數名來る。

賣渡豫定數量は、二百五十箱なり、之を一組五箱を單位として、競賣をなす。

第一回は四、五〇〇留比に始まりて、仲買人は五留比宛繰上げ、呼直をなし、四、五七〇留比に至つて止む、而して十組の買入申込をなす、即ち五十箱の取引を終る。

第二回も四、五〇〇留比より繰上げて、四、五七〇留比に至つて止む十組の買入申込をなし、五十箱の取引を終る。

第三回第四回共に四、五七〇留比にて止む。

第五回始まりしに、場面俄かに緊張し、仲買人は各紙片を手にし呼値毎に、記入計算に多忙を極めたり、呼値は四、五七〇留比は瞬時に経過し、五、〇〇〇留比となり、五、二一五留比となり五、二四五留比に飛び、更に昇りて五、五七五留比を以て鐘音を入れ、残餘の十組五十箱の取引を終る。最後の取引に至りては、直面目に格安なるものを手に入れんとするにあらず、明かに賭博的のものなることを直感し得べく、從來の取引にも此の形跡多きを認めらる。依て三井物産保存の材料に就き、一九一六年より競賣出來相場を、掲載することとせり。

(之れによりて見るも、現在臺灣總督府にて、阿片の買付を命じつゝある平均價格によることは、實際に適合せざることを知り得べし)

阿片仲買人は、印度商人中にも、大商人に屬す、由來印度人には數多の種族ありて、性僻習慣宗教を異にすれども、阿片仲買人に屬する印度人は、マルワリ族と稱し、印度人中の猶太族にして、金錢の外何等の樂をみ有せず、英國政府の阿片を支那に輸出することを禁絶するや、彼等の多數は「ジユート」の商人となり、多額の資産を有し更らに其の蓄財に吸々たるの結果は、自然空

相場(Sitta)の大なるものを生じ、此の取引による利益を打算して、平均相場を作らんと欲し、阿片の買付けに多少の損失を忍ぶも、尙ほ利益ありとする場合は、右の如き豫想外の相場を生せしむることあり、故に眞面目なる多量の取引きは、常に低き價格によつて行はれ居るを察し得べし、右の相場に就いて見るも二百五十箱中二百箱は四、五七〇留比にて取引せられたるに拘らず、五十箱のみが突飛相場五、五七五留比にて取引せられたる事實に見るも、察知するに難らず。

其二、印度阿片が、仕向地を「ブシャア」として船積せられ居る事實あり、由來波斯は阿片の原產地にして、而も多量に輸出しつゝある現狀にあり、故に印度阿片を輸入するの要なきは諒解に難からざる處なるが、其の眞相として傳へらるゝ處によれば、印度より「ブシャア」行きとして船積せられたる阿片は、外洋に於て他船に移積せられ、阿片は遂に波斯に到らずして消失す、(阿片の行先きは支那とのみ限らず、米英佛國等も阿片の需要を喚起しつゝありと)之れを波斯の輸入統計に就いて見るも、印度より阿片を輸入したる形跡なきなり、(阿富汗斯坦よりの移入はあり)要するに、阿片競賣制度は英國政府の、阿片に對する政策が、那邊に存するやを疑はしむるものにして、英國政府及印度政府より見れば支那へ阿片の輸入を禁絶したるの結果は、巨額の利益を犠牲とせしのみならず、單に感情上より見るも、主旨の徹底を期せざるべからず、況んや支那に於ては、阿片の禁絶に依つて、代ふるに自國阿片を以てし、ガシプール工場は阿片の貯藏山積し

て消費は急速に行はれざるべく、ブシャアー仕向け阿片を公然許可するの醜を演じつゝありて、阿片政策に對する英國政府の窮狀想像に餘りあり。

右二點の發見は、三井物産カルカッタ支店、目賀田龜之助氏に負ふ所なり。

第四節 阿片の競賣に空相場の行はるゝ實證

大正十四年七月七日、再び阿片競賣を見る。

阿片仲買人及其の使用人三十名許り集合せり。場内には嚴重なる監督ありて、豫め交付せる、切符の所持人にあらざれば、入場を許可せず、余は當事者たる、ウォルカー氏と約束せしを以て、固より無切符なり、門衛の英人爺頑として、無切符の故を以て入場を拒絶す、偶々余を知れる印度人の、阿片仲買人ありて、余がために切符を提供し、入場するを得たり。

午前十一時に開始。

第一回 四、五一〇留比にて五十箱の買注文をなし終る。

第二回 四、五〇〇留比の呼値は繰返されたるも、應ずるものなく、之れに決定五十箱の注文を終る。

第三回 第二回と同様四、五〇〇留比以上に進まず、五十箱の注文を終る。

第四回 も亦四、五〇〇留比にて、五十箱の注文を終る。

第五回 非常に活氣付き四、五〇〇留比が分秒にして四、九〇〇留比に騰り更らに四、九三〇留比に躍進し三五、一四〇、一四五、一五〇、六〇、一と進みて遂に五、〇〇〇留比を突破し、五、一九〇留比に止まる、十組即ち五十箱を申込みて、此日の取引き、二百五十箱の競賣を終る、最後のものは、ウォルカー氏 (R. L. Walker, Under Secretary to the Government of Bengal, Finance Department.) 余に告げて曰くガンブリング (Gambling) なりと、以て阿片競賣には、眞面目なる取引(前記最低價格の取引は最も眞面目なるものなり)の外に吾人が臺灣にありて想像せし以外の不眞面目なる取引あるを知るべく之れによりて得たる平均相場たるや又不眞面目なるものと云ふべし。

第五節 阿片競賣に關する諸統計及政府の直

接供給契約に關する事項

以下一九一六年以來の競賣成績を掲ぐ。

一、一九一六年以來競賣結果總括表

競賣年區分	競賣總箱數	競賣箱數		價格		總價格
		最高	最低	平均	平均	
1916	9,840	3,730	1,805	2,644	26,026,425	
1917	4,615	3,480	3,200	3,257	15,031,335	
1918	5,600	3,515	3,200	3,320	18,592,575	
1919	3,600	5,325	3,700	4,308	15,500,750	
1920	2,320	6,775	5,000	5,500	12,899,800	
1921	705	5,515	4,500	4,073	3,294,825	
1922	2,500	4,910	4,500	4,529	11,321,700	
1923	3,000	4,820	4,500	4,540	13,618,050	
1924	2,240	6,455	4,500	5,178	11,597,950	

二、一九一六年以來阿片船出狀况總括表

×印ハ政府ノ直接契約阿片
即チ競賣ニヨラザル阿片

仕向先 年別	香港	新嘉坡	バノン コック	バタ ビヤ	コロ ンボ	西貢	神戶	橫濱	シ ドニ	ス バ	モ ス リ チ カ	ド サ ル ソ	サ リ ナ ク ル	マ サ ト ラ ン	サ ソ ト ス	サ ン ダ カ ン	マ カ カ	マ シ ヤ カ	サ ラ カ	合 計
1916	410	4,029	1,300	2,085	50	2,625	860	200	1	1	145	1120	50	—	—	—	—	—	—	4,439
	450	164	1,300	2,085	50	2,625	860	200	1	1	145	1120	50	—	—	—	—	—	8,052	
	860	4,193	1,300	2,085	50	2,625	860	200	1	1	145	1120	50	—	—	—	—	—	12,491	

1917	410	4,375	1,300	2,100	60	2,595	1,143	20	4	1	30	—	—	—	—	—	—	—	—	6,885
	450	7,18	1,300	2,100	60	2,595	1,143	20	4	1	30	—	—	—	—	—	—	—	—	6,321
	860	5,033	1,300	2,100	60	2,595	1,143	20	4	1	30	—	—	—	—	—	—	—	—	13,207
1918	505	4,544	2,125	2,300	60	3,210	1,536	75	2	—	47	—	—	—	20	—	—	—	—	9,404
	351	314	2,125	2,300	60	3,210	1,536	75	2	—	47	—	—	20	—	—	—	—	—	5,597
	856	4,858	2,125	2,300	60	3,210	1,536	75	2	—	47	—	—	20	—	—	—	—	—	15,091
1919	540	3,920	1,700	2,500	60	2,500	1,300	20	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,360
	374	345	1,700	2,500	60	2,500	1,300	20	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,000
	914	4,265	1,700	2,500	60	2,500	1,300	20	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,360
1920	310	2,910	1,700	2,300	60	1,050	800	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	7,732
	476	466	1,700	2,300	60	1,050	800	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	2,875
	786	3,376	1,700	2,300	60	1,050	800	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	10,607
1921	235	3,341	1,700	2,400	70	1,655	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,746
	215	20	1,700	2,400	70	1,655	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,375
	450	3,361	1,700	2,400	70	1,655	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,121
1922	180	1,845	1,647	1,800	66	1,700	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,532
	425	45	1,647	1,800	66	1,700	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,303
	605	1,890	1,647	1,800	66	1,700	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,925
1923	280	2,298	1,603	900	20	2,625	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,168
	50	45	1,603	900	20	2,625	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,582
	330	2,343	1,603	900	20	2,625	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,750
1924	240	3,014	1,500	300	—	1,755	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,054
	240	3,014	1,500	300	—	1,755	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,796
	240	3,014	1,500	300	—	1,755	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,850

三月分除外

三、阿片仲買人氏名

Messrs F, D, Sassoon & Co Ltd	E, D, S.
Messrs M. A, Sassoon & Co Ltd	M. A. S.
Messrs Hurdutray Chammria & Sons	H, ch.
Sri'at Chamoria	S, ch.
Durga, Dutt Jalan	D, D, J.
M, K. Shirazi & Co	M. K, sh.
Rai Bahadur Ram Protap Chammria	R. P. ch.
Ganesh Das Jannadhar	G, D, J.
Ram Protap Nemance	R, P, N.
Madanlal Seksharia	M, S.
Golalrai Sarwagi	G. S.
Labu Onkarmull Allarka	O. A.
Messrs S. Manassch & Sons	S, M.
Batu Golap Rai Sarawagee	G, R, S.
B, A. Basil	B, A. B.

四、阿片競賣仲買人別狀況

1925年

競賣月日	仲買人	競賣價格	競賣箱數	箱數計	阿片ノ季節
1 — 6	B. A. B	ルピー 4,775	5	50	1922—23年モノ
		4,750	5		
		4,705	5		
		4,570	10		
		4,565	5		
		4,500	20		
		4,510	10		
	S. ch	4,500	10	20	
2—3	二月ハ入札人ナキ故競賣行ハレズ				
3 — 3	R. p. ch	4,560	50	50	同
	G. D. J	4,560	50	50	
	E. D. S	4,550	50	150	
		4,560	50		
		4,565	50		
4 — 7	H. ch	4,570	50	50	同
	G. D. J	4,570	50	50	
	M. S	5,575	50	50	
	E. D. S.	4,570	100	100	
5 — 5	S ch	4,600	5	5	同
	G. D. J	4,540	45	45	
	E. D. S	4,535	150	200	
		4,540	50		

競賣月日	仲買人	競賣價格	競賣箱數	箱數計	阿片ノ季節
7 — 2	R. P. ch	5,600	35	45	1922—23年モノ
		4,615	5		
		4,595	5		
	D. D. J	4,615	5	90	
		4,610	10		
		4,605	10		
		4,600	60		
	G. D. J	4,590	5	105	
		4,910	5		
		5,000	5		
		4,605	100		
4,595		5			
8 — 5	S. ch	6,455	50	60	1922—23年モノ
		4,800	10		
	D. D. J	4,625	5	85	
		4,605	80		
	M. A. S.	4,725	5	105	
		4,700	50		
		4,575	50		
9 — 3	S. ch	4,670	45	100	1922—23年モノ
		4,520	5		
		4,500	50		
	D. D. J	4,540	50	90	
		4,535	5		
		4,500	35		
	G. D. J	4,500	50	50	
		4,670	5		
	R. P. N	4,670	5	10	
		4,505	5		
10 — 15	M. S.	4,510	5	15	1922—23年モノ
		4,505	10		
11 — 4	G. S.	4,515	5	10	1922—23年モノ
		4,510	5		
12 — 2	G. S	4,550	5	5	1922—23年モノ
		4,550	5		
		4,545	5		

1924年

競賣月日	仲買人	競賣價格	競賣箱數	箱數計	阿片ノ季節	
1 — 8	M. A. S	ルーパー 4,535	100	200	1921—22年モノ	
		4,540	100			
2 — 5	M. A. S	4,510	50	250	同	
		4,515	200			
3 — 4	S. ch	ビーカー 5,715	50	50	同	
		D. D. J	4,505			50
			4,600			25
	M. A. S	4,635	30	105		
		4,555	50			
		4,585	5			
		4,600	5			
		4,605	5			
		4,615	25			
		4,630	5			
4 — 2	S. ch	4,610	50	50	同	
		M. A. S	4,590			200
5 — 8	S. ch	4,625	5	60	同	
		4,630	10			
		4,865	5			
		4,945	40			
		4,550	50			
	M. A. S	4,590	50	180		
		4,600	50			
		4,620	25			
		4,630	5			
		4,590	5			
	M. K. sh	4,590	5	10		
		4,605	5			
6 — 8	S. ch	4,905	50	70	1921—22年モノ 1922—23年モノ	
		4,600	5			
		4,595	15			
	R. P. ch	4,500	30	30		
		M. A. S	4,500			100
			4,500			100
			4,500			50

1922年

競賣月	仲買人氏名	競賣箱數	阿片ノ季節
一 月	S. ch R. P. N	50 50	1918—19年モノ
二 月	S. ch	10	同
三 月	S. ch S. M	50 200	同
四 月	S. ch S. M	50 250	同
五 月	R. P. ch G. D. J S. M M. A. S	15 5 230 50	同
六 月	R. P. N S. M M. A. S	46 204 50	1918—19年モノ 1919—20年モノ
七 月	S. ch R. P. ch S. M M. A. S	50 50 50 150	1919—20年モノ
八 月	S. ch R. P. N S. M M. A. S G. R. S	30 25 70 45 5	同
九 月	S. M M. A. S	100 100	1919—20年モノ 1920—21年モノ
十 月	S. M M. A. S	100 25	1920—21年モノ 同
十 一 月	G. D. J R. P. N S. M M. A. S	50 50 50 50	同
十 二 月	S. ch R. P. N M. A. S	100 90 50	同

1921年以下略す

1923年

競賣月	仲買人氏名	競賣箱數	阿片ノ季節
一 月	S. ch S. M M. A. S	15 55 180	1920—21年モノ
二 月	S. M M. A. S	90 160	同
三 月	O. A S. M M. A. S	30 5 215	同
四 月	S. ch R. P. N S. M M. A. S	75 50 15 110	同
五 月	S. M M. A. S M. K. sh	50 200 50	1921—22年モノ
六 月	M. A. S	250	同
七 月	R. P. ch L. A. S	50 200	同
八 月	M. A. S	250	同
九 月	M. A. S	200	同
十 一 月	M. A. S	200	同
十 二 月	M. A. S	350	同

1924年

競賣月日	仲買人氏名	區分數	箱數	指 値	補 償 金 納 付 月 日	代 納 金 納 付 月 日	
1月—8日	M. A. S	20	100	ル—ビー 4,540	1月—14日	1月—23日	
	同	20	100	4,535			
	計	40	200				
2 — 5	M. A. S	10	50	4,510	2 — 11	2 — 20	
	同	40	200	4,515			
	計	50	250				
3 — 4	S. ch	10	50	5,715	3 — 10	3 — 19	
	D. D. J	6	30	4,635			
	M. A. S	1	5	4,630			
	同	5	25	4,615			
	同	1	5	4,605			
	D. D. J	6	30	4,600			
	M. A. S	1	5	4,585			
	同	10	50	4,555			
	D. D. J	10	50	4,505			
	計	50	250				
	4 — 2	S. ch	10	50			4,610
M. A. S		40	200	4,590			
計		50	250				
5 — 8	S. ch	8	40	4,945	5 — 13	5 — 23	
	同	1	5	4,865			
	同	3	15	4,630			
	同	1	5	4,625			
	M. A. S	5	25	4,620			
	M. K. sh	1	5	4,605			
	M. A. S	10	50	4,600			
	M.A.S(50) M.K.sh(50)	11	55	4,590			
	M. A. S	10	50	4,550			
	計	50	250				
6 — 4	R.P.ch(30)M.A.S(100)	1921— 22年	26	130	4,500	6 — 10	6 — 19
	S. ch	1922— 23年	10	50	4,905		
	同		1	5	4,600		
	同		3	15	4,595		
	M. A. S		10	50	4,500		
計	50	250					

五、阿片競賣指値別狀況

1925年

競賣月日	仲買人氏名	區分數	箱數	指 値 ル—ビー	補 償 金 納 付 期 日	代 納 金 納 付 期 日
1 — 6	B. A. P.	1	5	4,775	1月—12日	1月—21日
	同	1	5	4,750		
	同	1	5	4,705		
	同	2	10	4,570		
	同	1	5	4,565		
	B. S. ch	2	10	4,510		
	B. S ch(10)B. A. B(20)	6	30	4,500		
計	14	70				
2 — 3	二月ハ賣買成立セス					
3 — 3	E. D. S.	10	50	4,550	3月—9日	3月—18日
	E. D. S(50)R. P. ch (50)G. D. J(50)	30	150	4,560		
	E. D. S	10	50	4,565		
	計	50	250			
4 — 7	H. ch(50)G. D' J (50)E. D. S(100)	40	200	4,570	4月—14日	4月—22日
	M. S	10	50	5,575		
	計	50	250			
5 — 5	S. ch	1	5	4,600	5月—11日	5月—20日
	G. D. J(40)E. D. S(50)	19	95	4,540		
	E. D. S	30	150	4,535		
	計	50	250			

1923年

第二章 阿片の競賣

競賣月	仲買人氏名	箱數	指 値
一 月	S. ch	15	4,820
	M. A. S	10	4,705
	S. M. (5) M. A. S(70)	75	4,670
	M. A. S	30	4,665
	同	25	4,660
	S. M(50) M. A. S(45)	95	4,655
	計	250	
二 月	S. M	20	4,575
	S. M(20) M. A. S(100)	120	4,570
	M. A. S	5	4,565
	S. M(50) M. A. S(50)	100	4,560
	M. A. S	5	4,555
計	250		
三 月	O. A	30	4,650
	S. M	5	4,550
	M. A. S	5	4,525
	同	5	4,515
	同	5	4,510
	同	200	4,505
計	250		
四 月	R. P. N	50	4,570
	S. ch	5	4,545
	同	5	4,540
	S. M	10	4,535
	S. ch(15) M. A. S(25)	5	4,530
	同	40	4,525
	M. A. S	30	4,520
	S. ch(50) M. A. S(25)	75	4,510
計	250		

競賣月日	仲買人氏名	區分數	箱數	指 値	補 償 金 日	代 納 付 月 日
7 - 2	R. P. ch	7	35	5,600	7 - 7	7 - 17
	R. P. N	1	5	5,000		
	G. D. J	1	5	4,910		
	R.P.ch(5) D.D.J(5)	2	10	4,615		
	D. D. J	2	10	4,610		
	D.D.J(10) M.A.S(100)	22	110	4,605		
	D. D. J	12	60	4,600		
	R.P.ch(5) M.A.S(5)	2	10	4,595		
	D. D. J	1	5	4,590		
	計	50	250			
8 - 5	S. ch	10	50	6,455	8 - 13	8 - 20
	同	2	10	4,800		
	M. A. S	1	5	4,725		
	同	10	50	4,700		
	D. D. J	1	5	4,625		
	同	16	80	4,605		
M. A. S	10	50	4,575			
計	50	250				
9 - 3	S. ch(45) R. P. N(5)	10	50	4,670	9 - 8	9 - 18
	D. D. J	10	50	4,540		
	同	1	5	4,535		
	S. ch	1	5	4,520		
	R. P. N	1	5	4,505		
	G. I. J(50) S. ch(50) D. D. J(35)	27	135	4,500		
計	50	250				
10 - 5	M. S	1	5	4,510	10 - 20	10 - 30
	同	2	10	4,505		
計	3	15				
11 - 4	G. S	1	5	4,515	11 - 11	11 - 19
	同	1	5	4,510		
計	2	10				
12 - 2	M. S	1	5	4,545	12 - 8	12 - 17
	G. S. (5) M. S(5)	2	10	4,550		
計	3	15				

第二章 阿片の競賣

1922年

第二章 阿片の競賣

競賣月	仲買人氏名	箱数	指 値
一 月	S. ch 同 同 R. P. N	5	4,560
		40	4,555
		5	4,550
		50	4,505
		計 100	
二 月	S. ch 同	5	4,505
		5	4,500
		計 10	
三 月	S. ch 同	50	4,780
		200	4,500
		計 250	
四 月	S. ch 同	50	4,910
		250	4,500
		計 300	
五 月	S. m 同 同 R. P. ch(15) G. D. J(5) S. M(215) M. A. S(50)	5	4,625
		5	4,585
		5	4,560
		285	4,500
		計 300	
六 月	S. M R. P. N(30) S. M. (100) M. A. S(50) 1918—19年モ / R. P. N. (10) S. M(54) 1919—20年モ /	50	4,500
		186	4,505
		64	4,505
		計 300	
七 月	S. ch (50) R. P. ch(50) S. M(50) M. A. S(50)	200	4,525
		100	4,520
		計 300	

競賣月	仲買人氏名	箱数	指 値
五 月	S. M(50) M. A. S(200) M. K. sh(50)	300	ルビー 4,500
六 月	M. A. S R. p ch(50) M. A. S(100)	225	4,510
		25	4,520
		計 250	
七 月	M. A. S R. P. ch(50) M. A. S(100)	100	4,555
		150	4,550
		計 250	
八 月	M. A. S 同	50	4,505
		200	4,510
		計 250	
九 月	M. A. S 同	160	4,540
		40	4,535
		計 200	
十 月	M. A. S 同	120	4,505
		80	4,500
		計 200	
十 一 月	M. A. S 同 同	20	4,525
		175	4,520
		5	4,500
計 200			
十 二 月	M. A. S 同	250	4,545
		100	4,540
		計 350	

第二章 阿片の競賣

1921年

競賣月	箱数	指値
八月	40	4,815
	5	4,760
	5	4,750
	50	4,650
	計 100	
九月	15	4,820
	10	4,815
	10	4,755
	5	4,685
	5	4,570
	5	4,505
	105	4,500
計 155		
十月	5	4,530
	10	4,525
	5	4,520
	5	4,515
	65	4,500
	計 90	
十一月	5	4,515
十二月	5	4,695
	5	4,660
	5	4,655
	10	4,600
	65	4,500
計 90		

競賣月	箱数	指値
一月	5	5,115
	5	5,075
	5	5,000
	計 15	
二月	5	5,270
	35	5,085
	55	5,065
	5	5,050
計 100		
三月	5	5,060
	10	5,000
	計 15	
四月	5	5,515
	10	4,555
	30	4,545
	5	4,535
	50	4,525
計 100		
五月	5	4,525
	10	4,500
	計 15	
六月	5	4,570
	5	4,550
	計 10	
七月	5	4,525
	5	4,500
	計 10	

競賣月	仲買人氏名	箱数	指値
八月	G. R. S	5	4,730
	S. ch	5	4,545
	R. P. N	15	4,535
	同	10	4,530
	S. ch(5) R. P. N(5)	5	4,525
	S. M(10) M. A. S(10)	10	4,510
	S. ch(5) R. P. N(5) S. M(60)	20	4,505
	M. A. S(5)	105	4,500
	計 175		
	九月	S. M(25) M. A. S(50) } 1919-20年	75
同 (50) 同 (10) } 同		60	4,525
同 (25) 同 (40) } 1920-21年		65	4,525
計 200			
十月	S. M(50) M. A. S(25)	75	4,545
	S. M	50	4,540
	計 125		
十一月	R. P. N	50	4,505
	G. D. J(50) S. M(50) M. A. S(50)	150	4,500
計 200			
十二月	15	R. P. N	4,595
	5	同	4,590
	15	同	4,580
	45	R. P. N(5) M. A. S(40)	4,575
	10	M. A. S	4,560
	50	R. P. N	4,550
	50	S. ch	4,525
	50	同	4,520
	計 240		

1919年

競賣月	箱	數	指	値	
一 月	1917-18 年モノ	25		4,055	
		5		4,000	
		5		3,925	
		5		3,915	
		10		3,845	
		61		3,820	
		50		3,815	
		50		3,800	
		50		3,700	
		1916-17 年モノ	39		3,870
		計	300		
二 月	1917-18 年モノ	30		3,900	
		130		3,895	
		140		3,890	
		計	300		
		計	300		
三 月		40		3,800	
		160		3,795	
		100		3,790	
		計	300		
四 月		50		4,140	
		100		4,150	
		50		4,160	
		20		4,165	
		5		4,170	
		25		4,180	
		50		4,200	
		計	300		
七 月		5		5,025	
		110		5,000	
		計	115		
		計	115		
八 月		15		5,005	
		30		5,000	
		計	45		
九 月		5		5,000	
十 月		20		5,065	
		5		5,050	
		5		5,020	
		65		5,015	
		計	50		5,005
十一 月		5		5,035	
		50		5,000	
		計	55		
十二 月		50		5,300	
		5		5,220	
		5		5,150	
		5		5,130	
		5		5,040	
		計	80		5,000
計	150				

1920年

競賣月	箱	數	指	値	
四 月		15		5,990	
		50		5,950	
		5		5,945	
		5		5,940	
		5		5,935	
		5		5,930	
		5		5,905	
		5		5,895	
		50		5,875	
		30		5,865	
		5		5,855	
		10		5,845	
		15		5,835	
		70		830	
		計	300		5,825
五 月		50		5,100	
		50		5,080	
		50		5,075	
		5		5,070	
		50		5,050	
		45		5,030	
		50		5,025	
		計	300		
六 月		10		5,050	
		5		5,045	
		50		5,040	
		10		5,015	
		225		5,010	
		計	300		
		計	300		
一 月		5		6,025	
		45		6,015	
		5		5,765	
		5		5,710	
		15		5,700	
		50		5,680	
		5		5,655	
		50		5,650	
		5		5,635	
		10		5,615	
		5		5,610	
計	300		5,600		
二 月		50		5,600	
		50		5,500	
		計	300		
		35		6,775	
		5		6,695	
		50		6,685	
		5		6,660	
三 月		5		6,655	
		100		6,645	
		50		6,600	
		50		6,500	
		計	300		
		45		6,070	
		50		6,040	
		100		6,000	
三 月		5		5,960	
		100		5,900	
		計	300		
		計	300		
		計	300		

1918年

第二章 阿片の競賣

競賣月	箱 數	指 値
一 月	26	3,290
	25	3,250
	60	3,240
	5	3,220
	350	3,200
	計	466
二 月	10	3,385
	50	3,400
	5	3,405
	60	3,410
	50	3,415
	5	3,420
	150	3,430
	60	3,465
	5	3,475
	5	3,480
	10	3,485
	10	3,490
	5	3,500
	5	3,505
	31	3,510
	5	3,515
計	466	
三 月	資料 缺 除	

競賣月	箱 數	指 値
十 一 月	50	4,500
	5	4,795
	150	4,800
	5	4,805
	90	4,825
	計	300
十 二 月	45	5,325
	15	5,245
	35	5,240
	40	5,235
	10	5,225
	15	5,220
	5	5,215
	10	5,210
	55	5,200
	5	5,195
	5	5,180
	10	5,145
	10	5,120
10	5,105	
5	5,100	
5	5,095	
15	5,070	
5	5,065	
計	300	

競賣月	箱 數	指 値	
八 月	5	4,415	
	20	4,385	
	45	4,380	
	70	4,375	
	5	4,365	
	5	4,340	
	50	4,335	
	100	4,310	
	計	300	
	九 月	200	4,400
50		4,405	
5		4,410	
45		4,440	
計		300	
十 月	15	4,885	
	65	4,880	
	10	4,875	
	50	4,870	
	5	4,865	
	5	4,840	
	45	4,810	
	5	4,805	
	50	4,800	
50	4,770		
計	300		

競賣月	箱 數	指 値
五 月	10	4,105
	5	4,100
	50	4,095
	5	4,085
	5	4,080
	125	4,075
	50	4,060
50	4,030	
計	300	
六 月	40	4,215
	5	4,190
	5	4,185
	5	4,180
	5	4,175
	50	4,170
	30	4,165
60	4,160	
100	4,155	
計	300	
七 月	10	4,250
	90	4,230
	50	4,225
	100	4,220
	50	4,205
	計	300

第二章 阿片の競賣

1917年

競賣月	箱數	指	値
五月	60		3,260
	1915-16年モノ	5	3,235
		5	3,225
		55	3,200
	1914-15年モノ	5	3,200
	計	130	
六月	10		3,250
	5		3,245
	5		3,210
	190		3,200
	計	210	
七月	5		3,315
	5		3,275
	5		3,255
	5		3,235
	55		3,200
	計	75	
八月	5		3,220
	10		3,215
	15		3,210
	5		3,205
	55		3,200
	計	90	

競賣月	箱數	指	値	
一月	43		3,315	
	30		3,290	
	210		3,285	
	50		3,280	
	65		3,275	
	115		3,270	
	20		3,265	
	50		3,260	
	計	583		
	二月	15		3,270
40			3,265	
20			3,260	
115			3,255	
53			3,250	
240			3,245	
100		3,240		
計	583			
三月	48		3,265	
	20		3,230	
	130		3,225	
	385		3,220	
	計	583		
四月	5		3,205	
	20		3,200	
	計	25		

競賣月	箱數	指	値
八月	5		3,480
	15		3,475
	35		3,470
	80		3,465
	80		3,460
	75		3,455
	40		3,450
	25		3,445
	111		3,440
	計	466	
九月	36		3,490
	430		3,475
計	466		
十月	410		3,440
	56		3,450
計	466		
十一月	10		3,225
	5		3,220
	60		3,215
	260		3,210
	130		3,205
	1		3,200
計	466		
十二月	29		3,370
	20		3,360
	250		3,355
	125		3,350
	50		3,340
計	474		

競賣月	箱數	指	値
四月	466		3,205
五月	1915-16年モノ	50	3,255
		55	3,270
		75	3,275
	10	3,280	
	5	3,290	
	5	3,300	
	210	3,280	
	1916-17年モノ	10	3,285
		10	3,290
	36	3,295	
計	466		
六月	5		3,310
	41		3,305
	50		3,300
	220		3,285
	150		3,280
計	466		
七月	5		3,290
	25		3,285
	61		3,280
	10		3,270
	15		3,265
	100		3,255
200		3,245	
50		3,240	
計	466		

第二章 阿片の競賣

競賣月	箱	數	指	値	
六 月	1914-15 年モノ	5		2,815	
		5		2,810	
		10		2,805	
		100		2,800	
		540		2,795	
		5		2,785	
		5		2,775	
		150		2,770	
		計	820		
		七 月	65		2,950
			5		2,945
5			2,860		
5			2,850		
5			2,845		
65			2,840		
65			2,835		
15			2,830		
30			2,825		
40			2,820		
140			2,815		
380			2,810		
計	820				

競賣月	箱	數	指	値
五 月	15		2,810	
	5		2,835	
	5		2,840	
	5		2,850	
	75		2,860	
	5		2,865	
	5		2,885	
	5		2,890	
	80		2,895	
	25		2,900	
	70		2,905	
	110		2,910	
	55		2,915	
	60		2,920	
	45		2,925	
	45		2,930	
	20		2,935	
20		2,940		
10		2,945		
15		2,950		
5		2,960		
15		2,970		
80		2,980		
45		2,985		
計	820			

競賣月	箱	數	指	値
十二月	585		3,200	
	2		3,200	
	計	587		

1916年

競賣月	箱	數	指	値	
一 月	1913-14 年モノ	815		1,805	
		5		1,810	
		計	820		
二 月	1913-14 年モノ	60		1,915	
		75		1,875	
		80		1,870	
		85		1,865	
		90		1,860	
		200		1,855	
		230		1,850	
		計	820		
		三 月	165		1,960
			655		1,955
計	820				
四 月	745		2,000		
	75		2,025		
	計	820			

競賣月	箱	數	指	値
九 月	5		3,255	
	10		3,250	
	65		3,245	
	5		3,240	
	50		3,235	
	200		3,230	
	198		3,225	
	50		3,215	
	計	583		
	十 月	35		3,435
315			3,440	
95			3,445	
15			3,450	
15			3,455	
5			3,460	
50			3,465	
5			3,475	
48			3,480	
計		583		
十一月	270		3,205	
	238		3,210	
	40		3,215	
	10		3,220	
	5		3,225	
	5		3,230	
	5		3,235	
	5		3,240	
	5		3,245	
	計	583		

第二章 阿片の競賣

六 仲買人買入價格及箱數一覽表

1924年

第二章 阿片の競賣

箱數 價格	M.A.S	S.ch	D.D.J	R.P.ch	G.D.J	M.S	G.S	R.P.N	M.K.sh	計
6,455	—	50,	—	—	—	—	—	—	—	50
5,715	—	50,	—	—	—	—	—	—	—	50
5,600	—	—	—	35,	—	—	—	—	—	35
5,000	—	—	—	—	—	—	—	5,	—	5
4,945	—	40,	—	—	—	—	—	—	—	40
4,910	—	—	—	—	5,	—	—	—	—	5
4,905	—	50,	—	—	—	—	—	—	—	50
4,865	—	5,	—	—	—	—	—	—	—	5
4,800	—	10,	—	—	—	—	—	—	—	10
4,725	5,	—	—	—	—	—	—	—	—	5
4,700	50,	—	—	—	—	—	—	—	—	50
4,670	—	45,	—	—	—	—	—	5,	—	50
4,635	—	—	30,	—	—	—	—	—	—	30
4,630	5,5,	10,	—	—	—	—	—	—	—	20
4,625	—	5,	5,	—	—	—	—	—	—	10
4,620	25,	—	—	—	—	—	—	—	—	25
4,615	25,	—	5,	5,	—	—	—	—	—	35
4,610	—	50,	10,	—	—	—	—	—	—	60
4,605	5,100,	—	10,80,	—	—	—	—	5,	—	200
4,600	50,5,	5,	25,60,	—	—	—	—	—	—	145
4,595	5,	15,	—	5,	—	—	—	—	—	25
4,590	200,50,	—	5,	—	—	—	—	5,	—	260
4,585	5,	—	—	—	—	—	—	—	—	5
4,575	50,	—	—	—	—	—	—	—	—	50
4,555	50,	—	—	—	—	—	—	—	—	50
4,550	50,	—	—	—	—	5,	5,	—	—	60
4,545	—	—	—	—	—	5,	—	—	—	5
4,540	100,	—	50,	—	—	—	—	—	—	150
4,535	100,	—	5,	—	—	—	—	—	—	105
4,520	—	5,	—	—	—	—	—	—	—	5
4,515	200,	—	—	—	—	—	5,	—	—	205
4,510	50,	—	—	—	—	5,	5,	—	—	60
4,505	—	—	50,	—	—	10,	—	5,	—	65
4,500	100,50,	50,	35,	30,	50,	—	—	—	—	315
計	1,285	390	370	75	55	25	15	15	10	2,240

1,270

970

競賣月	箱數	指	值
十月	125		3,005
	40		3,010
	155		3,015
	195		3,025
	105		3,030
	105		3,035
	25		3,045
	5		3,215
	5		3,265
	5		3,310
	5		3,315
	5		3,465
	5		3,505
	40		3,550
計	820		
十一月	150		3,125
	650		3,130
	20		3,135
計	820		
十二月	5		3,205
	75		3,225
	25		3,230
	5		3,240
	75		3,245
	390		3,260
	105		3,265
	75		3,275
	65		3,300
計	820		

競賣月	箱數	指	值
八月	25		3,730
	5		3,315
	10		3,310
	25		3,300
	5		3,290
	5		3,280
	5		3,130
	45		3,125
	145		3,120
	155		3,115
	395		3,110
計	820		
九月	70		3,150
	5		3,130
	20		3,000
	10		2,995
	50		2,990
	10		2,985
	60		2,975
	15		2,970
	250		2,965
	330		2,960
計	820		

第二章 阿片の競賣

1922年

第二章 阿片の競賣

箱數 價格	s. M	M. A. s	s. ch	R. P. N	R. P. ch	G. D. J	G. R. s	計
4,910	—	—	50,	—	—	—	—	50
4,780	—	—	50,	—	—	—	—	50
4,730	—	—	—	—	—	—	5,	5
4,625	5,	—	—	—	—	—	—	5
4,595	—	—	—	15,	—	—	—	15
4,590	—	—	—	5,	—	—	—	5
4,585	5,	—	—	—	—	—	—	5
4,580	—	—	—	15,	—	—	—	15
4,575	—	40,	—	5,	—	—	—	45
4,560	5,	10,	5,	—	—	—	—	20
4,555	—	—	40,	—	—	—	—	40
4,550	—	—	5,	50,	—	—	—	55
4,545	50,	25,	5,	—	—	—	—	80
4,540	50,	—	—	—	—	—	—	50
4,535	—	—	15,	—	—	—	—	15
4,530	—	—	—	10,	—	—	—	10
4,525	25,50, 50,	40,10, 50,	50, 50,	5,	50,	—	—	380
4,520	25,	50,100,	50,	—	—	—	—	225
4,515	—	—	—	—	—	—	—	—
4,510	—	—	5,	5,	—	—	—	10
4,505	10,54, 100,	10,50,	5,	50,10, 36,	—	—	—	325
4,500	215,250, 200,50,60, 50,	50,35, 50,	5,5,	5,50,	15,	50,5,	—	1,095
計	1,254	520	340	261	65	55	5	2,500

1923年

第二章 阿片の競賣

箱數 價格	M. A. S	S. M	s. ch	R. P. N	M. K. sh	R. P. ch	O. A	計
4,820	—	—	15,	—	—	—	—	15
4,705	10,	—	—	—	—	—	—	10
4,670	70,	5,	—	—	—	—	—	75
4,665	30,	—	—	—	—	—	—	30
4,660	25,	—	—	—	—	—	—	25
4,655	45,	50,	—	—	—	—	—	95
4,650	—	—	—	—	—	—	30,	30
4,575	—	20,	—	—	—	—	—	20
4,570	100,	20,	—	50,	—	—	—	170
4,565	5,	—	—	—	—	—	—	5
4,560	50,	50,	—	—	—	—	—	100
4,555	5,100,	—	—	—	—	—	—	105
4,550	100,	5,	—	—	—	50,	—	155
4,545	250,	—	5,	—	—	—	—	255
4,540	100,160,	—	5,	—	—	—	—	265
4,535	40,	10,	—	—	—	—	—	50
4,530	—	5,	—	—	—	—	—	5
4,525	5,25,20,	—	15,	—	—	—	—	65
4,520	175,25, 30,	—	—	—	—	—	—	230
4,515	30,5,	—	—	—	—	—	—	35
4,510	200,225, 25,5,	—	50,	—	—	—	—	505
4,505	120,50, 200,	—	—	—	—	—	—	370
4,500	5,80, 200,	50,	—	—	50,	—	—	385
計	2,515	215	90	50	50	50	30	3,000

前掲數種の計表に就いて見るも、仲買人中には、眞面目に最低値段にて、多量を得んと欲するものと、突飛なる價格に昂騰せしめ、而も極めて少量のみを求むるが如き、甚だ不眞面目なるものと、二種あるが如く、M. A. S.の如きは、常に眞面目なる買方に出て、而も最も多數量の、取引をなすものゝ如し。

而して、價格は競賣最低價格たる四、五〇〇留比より、四、五五〇留比のもの、最も多量を占め居れり。即ち左の如し。

一九二四年 總箱二、二四〇中九七〇箱

一九二三年 總箱三、〇〇〇中二、三二〇箱

一九二二年 總箱二、五〇〇中二、二四五箱

是れについて見るも、眞面目なる取引は、自ら隠然勢力をなすものと認め得べく、不自然なる、還境の變化によりて、特殊の状態を現はすこと、恰一九二〇年の如きことあらんも、現今の狀態に於ては、相制禦して、進展の路を辿るものと、認め得べし。斯るが故に、買入注文をなすに當つては、先づ、最低値段に指値すべく、然ども、競賣市場は、自然或る種の活氣を呈し、普通の冷性狀態にあらざるを以て、(突飛なる、思惑値段を指値せることは、前掲諸表中にて認め得べし)四、五〇五留比乃至四、五一五留比にて指値すべく、多くとも、四、五五〇留比を出るは策の得たるものにあらず、

平均値段にて、買入を命ずるが如きは、實行不可能に屬するか、或は虚偽の行爲の行はるか若くは損益を度外したる結果にして(現に、三井物産は、仲買人と特約して、平均價格にて買入るゝこととし、三井は自店の損益を、仲買人に轉嫁し、又仲買人は、思惑或は空相場より生ずる、利益に より、其の損益を補填するか、或は三井との取引關係を、保有することは、仲買人の、信用を増加することとなり、他の取引によりて、利益を補填する方法を購する等兎も角も、三井の特約に應せり)實際には、適合せざるのみならず、思惑又は空相場による、突飛なる價格を現出するが故に、平均價格によることは、高値に購ふ結果となるを以て、寧ろ進んで價格を、前記の標準によりて、指定するに如かざるなりと信ず。

此の標準にて、毎月之れを試みんか、所要數量を買入れ得る期月は必ずや、到來すべく、但し爲替關係は之れを考慮に入らざるべきや勿論なり、又仲買人の、既買付品にして、未處分のもの往々あるべきを以て、豫定價格以下にて、買入れ得る場合は、之が買入を命ずることも、亦一方法なりとす。

1923年

品 種	競賣月	箱數	最高	最低	平均	總價格	備 考
ペナレス	一月	250	4,820	4,655	4,673	1,168,275	
同	二月	250	4,575	4,555	4,566	1,141,500	
同	三月	250	4,650	4,505	4,524	1,131,000	
同	四月	250	4,570	4,510	4,528	1,132,225	
同	五月	300	4,500	4,500	4,500	1,350,000	
同	六月	250	4,520	4,510	4,511	1,127,750	
同	七月	250	4,555	4,550	4,552	1,138,000	
同	八月	250	4,510	4,505	4,509	1,127,250	
同	九月	× 200	4,540	4,535	4,539	907,800	競賣品250箱内200箱競落
同	十月	× 200	4,505	4,500	4,503	900,600	同
同	十一月	× 200	4,525	4,500	4,520	904,000	同
同	十二月	350	4,545	4,540	4,543	1,590,250	
計		3,000	4,820	4,500	4,540	13,618,650	

1922年

品 種	競賣月	箱數	最高	最低	平均	總價格	備 考
ペナレス 1918—19 年モノ	一月	100	4,560	4,505	4,530	453,000	競賣豫定品100箱
同	二月	× 10	4,505	4,500	4,502	45,025	
同	三月	250	4,780	4,500	4,556	1,139,000	
同	四月	300	4,910	4,500	4,568	1,370,000	
同	五月	300	4,625	4,500	4,504	1,351,350	
同	六月	236	4,505	4,500	4,503	1,062,930	
同	六月	64	4,505	4,505	4,505	288,320	
同	七月	300			4,504	1,351,250	
同	八月	× 175	4,730	4,500	4,514	790,025	競賣豫定品300箱
同	八月	135	4,525	4,520	4,522	610,500	
同	八月	65	4,525	4,525	4,525	294,125	
同	九月	200			4,523	904,625	
同	十月	× 125	4,545	4,540	4,543	567,875	競賣豫定品200箱
同	十一月	200	4,505	4,500	4,501	900,250	
同	十二月	240	4,595	4,520	4,549	1,091,800	
計		2,500	4,910	4,500	4,529	11,321,700	

七、競賣結果

1925年

品 種	競賣月日	箱數	最高	最低	平均	總價格	備 考
ペナレス 1922—23 年モノ	一月六日	70	4,775	4,500	4,568	319,775	250箱ノ賣出ニ對シ70箱 ノミ賣レ殘品買手ナシ
同	二月	競賣不成立	—	—	—	—	
同	三月三日	250	4,565	4,550	4,559	1,139,750	
同	四月七日	250	4,575	4,570	4,771	1,192,750	
同	五月五日	250	4,600	4,538	4,538	1,134,550	

1924年

品 種	競賣月日	箱數	最高	最低	平均	總價格	備 考
ペナレス 1921—22 年モノ	一月八日	200	4,540	4,535	4,538	907,500	250箱ノ申込ニ對シ、 200箱ノミ賣レ殘リ買 手ナシ
同	二月五日	250	4,515	4,510	4,514	1,128,500	
同	三月四日	250	5,715	4,505	4,801	1,200,275	
同	四月二日	250	4,610	4,590	4,594	1,148,500	
同	五月八日	250	4,945	4,550	4,653	1,163,175	
同	六月四日	130	4,500	4,500	4,500	585,000	
同	六月四日	120	4,905	4,500	4,685	562,175	
同	六月四日	250			4,589	1,147,175	
同	七月二日	250	5,600	4,590	4,757	1,189,250	
同	八月五日	250	6,455	4,575	4,999	1,249,650	
同	九月三日	250	4,670	4,500	4,543	1,135,800	
同	十月十五日	15	4,515	4,505	4,507	67,600	250箱競賣ニ付ス殘品 買手ナシ
同	十一月四日	10	4,515	4,510	4,513	45,125	同
同	十二月二日	15	4,550	4,545	4,548	68,225	同
計		2,240	6,455	4,500	5,178	11,597,950	

1919年

品 種	競賣月	箱數	最高	最低	平均	總價格	備 考
ペナレス 1916—17 年モノ 1917—18 年モノ 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	一 月	39	3,870	3,870	3,870	150,930	
		261	4,055	3,700	3,823	997,795	
		300	4,055	3,700	3,829	1,148,725	
	二 月 三 月 四 月 五 月 六 月 七 月 八 月 九 月 十 月 十一 月 十二 月	300	3,900	3,890	3,893	1,167,950	
		300	3,800	3,790	3,794	1,138,200	
		300	4,200	4,140	4,162	1,248,650	
		300	4,105	4,030	4,070	1,221,000	
		300	4,215	4,155	4,169	1,250,800	
		300	4,250	4,205	4,222	1,266,700	
		300	4,415	4,310	4,343	1,304,400	
		300	4,440	4,400	4,407	1,322,100	
		300	4,885	4,770	4,834	1,450,225	
300	4,825	4,500	4,758	1,427,250			
300	5,325	5,065	5,213	1,563,750			
計		3,600	5,325	3,700	4,308	15,509,750	

1918年

品 種	競賣月	箱數	最高	最低	平均	總價格	備 考
ペナレス 1915—16 年モノ 同 同 同 1915—16 年モノ 1916—17 年モノ 1916—17 年モノ 1916—17 年モノ 同 同 同 同 同 同	一 月	466	3,290	3,200	3,213	1,497,290	
		466	3,515	3,385	3,437	1,601,660	
		466	3,205	3,205	3,231	1,505,680	三分資料缺如
	二 月 三 月 四 月	466	3,205	3,205	3,205	1,493,530	
		200	3,300	3,255	3,269	653,975	
	五 月	266	3,295	3,280	3,282	873,170	
		466			3,277	1,527,145	
	六 月	466	3,310	3,280	3,287	1,531,755	
	七 月	466	3,290	3,240	3,255	1,516,830	
	八 月	466	3,480	3,440	3,455	1,610,065	
	九 月	466	3,490	3,475	3,476	1,619,890	
	十 月	466	3,450	3,440	3,441	1,603,600	
十一 月	466	3,225	3,200	3,209	1,495,700		
十二 月	474	3,370	3,346	3,353	1,589,430		
計		5,600	3,515	3,200	3,320	18,592,575	

1921年

品 種	競賣月	箱數	最高	最低	平均	總價格	備 考
ペナレス 1917—18 年モノ 同 同 同 同 同 1918—19 年モノ 同 同 同 同 同 同	一 月	× 15	5,115	5,000	5,063	75,950	競賣豫定品ハ150箱
		100	5,270	5,050	5,081	508,150	
		× 15	5,060	5,000	5,020	75,300	競賣豫定品ハ100箱
	二 月	× 15	5,515	4,525	4,584	458,400	競賣豫定品ハ100箱
	三 月	× 15	4,525	4,500	4,508	67,625	競賣豫定品ハ100箱
	四 月	× 10	4,570	4,555	4,563	45,625	同
	五 月	× 10	4,525	4,500	4,513	45,125	同
	六 月	× 10	4,815	4,650	4,727	472,650	
	七 月	× 155	4,820	4,500	4,576	709,300	競賣豫定品300箱
	八 月	× 90	4,530	4,500	4,506	405,575	同
	九 月	× 5	4,515	4,515	4,515	22,575	同
	十 月	× 90	4,695	4,500	4,539	408,550	同
計	—	705	5,515	4,500	4,673	3,294,825	

1920年

品 種	競賣月	箱數	最高	最低	平均	總價格	備 考
ペナレス 1917—18 年モノ 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	一 月	300	6,026	5,500	5,686	1,705,825	
		300	6,775	6,500	6,636	1,990,925	
		300	6,070	5,900	5,983	1,794,950	
	二 月	300	5,990	5,825	5,879	1,763,775	
	三 月	300	5,100	5,025	5,061	1,518,200	
	四 月	300	5,050	5,010	5,017	1,505,125	
	五 月	× 115	5,025	5,000	5,001	575,125	競賣豫定ハ300箱
	六 月	× 45	5,005	5,000	5,002	225,075	同
	七 月	× 5	5,000	5,000	5,000	25,000	同
	八 月	150	5,065	5,005	5,020	752,925	
	九 月	× 55	5,035	5,000	5,003	275,175	競賣豫定ハ300箱
	十 月	150	5,300	5,000	5,118	767,700	
計		2,320	6,775	5,000	5,560	12,899,800	

第二章 阿片の競賣

區別	船積月日	船名	香港	新嘉坡	ツクバ ンコ	西貢	オマ カ	ア シ ヤ ア	ビヤ ド タ	神戸	計
同第七回以後	7月5日	Goalpara	—	—	—	—	—	50	—	—	50
	同7日	Takeda	× 20	× 250	—	—	—	—	—	—	270
	同9日	Chanda	—	—	—	—	—	90	—	—	90
	同12日	Fooksang	—	× 7	—	155	—	—	—	—	162
	同31日	Kutsang	—	—	× 200	—	—	—	—	—	200
同8月1日	Bondowoso	—	—	—	—	—	—	100	—	100	
	計	× 20	× 257	× 200	155	—	140	100	—	—	872
同第八回以後	8月7日	Laisang	× 20	× 250	—	—	—	—	—	—	270
	同16日	Namsang	—	× 7	—	—	—	—	—	—	7
	同16日	Compioas	—	—	—	155	—	—	—	—	155
	同9月2日	Hosang	—	—	× 200	—	—	—	—	—	200
	計	× 20	× 257	× 200	155	—	—	—	—	—	632
同第九回以後	9月2日	Ceram	—	—	—	—	—	—	× 100	—	× 100
	同17日	Takeda	× 20	× 257	—	—	—	—	—	—	277
	同26日	Sirsa	—	—	—	—	—	205	—	—	205
	同27日	Wakasa maru	—	—	—	—	—	—	—	50	50
	同10月4日	Kutsang	—	—	× 300	—	—	—	—	—	300
	計	× 20	× 257	× 300	—	—	205	× 100	50	—	932
同第十回以後	10月2日	Bondowoso	—	—	—	—	—	—	× 100	—	100
	同18日	Namsang	× 20	× 257	—	—	—	—	—	—	277
	同11月1日	Golconda	—	—	—	—	—	100	—	—	100
	計	× 20	× 257	—	—	—	100	× 100	—	—	477
同第十一回以後	11月21日	Tairea	× 20	× 257	—	—	—	—	—	—	277
	計	× 240	× 3,014	× 1,500	1,755	100	891	× 300	50	× 5,054	2,796
											7,850

1924年 ×印ハ非競賣品

區別	船積月日	船名	香港	新嘉坡	バン コ ック	西貢	マカ オ	ア シ ヤ ア	バ タ ヤ	神戸	計
1923年第十 二回賣出以 後	12月10日	Namsang	× 20	× 187	—	350	—	—	—	—	557
	同24日	Talma	—	× 187	—	50	—	—	—	—	50
	計	× 20	× 187	—	400	—	—	—	—	—	607
1924年第一 回以後	1月7日	Fooksang	—	× 7	—	—	—	—	—	—	7
	同10日	Fanda	—	× 250	—	200	—	—	—	—	450
	同23日	Takeda	× 20	—	—	—	—	—	—	—	20
	同2月1日	Hosang	—	× 7	—	—	—	—	—	—	7
	計	× 20	× 264	—	200	—	—	—	—	—	484
同第二回以後	2月13日	Namsang	× 20	× 250	—	200	100	—	—	—	570
	同23日	Colaba	—	—	—	—	—	200	—	—	200
	同3月1日	Mausang	—	× 7	—	—	—	—	—	—	7
	計	× 20	× 257	—	200	100	200	—	—	—	777
同第三回以後	3月8日	Japan	× 20	× 250	—	110	—	—	—	—	380
	同11日	Hatimura	—	—	—	—	—	196	—	—	196
	同22日	Kutsang	—	—	× 200	—	—	—	—	—	200
	同4月1日	Laisang	—	—	× 200	—	—	—	—	—	200
	計	× 20	× 250	× 400	110	—	196	—	—	—	—
同第四回以後	4月7日	Hosang	× 20	× 257	—	200	—	—	—	—	477
同第五回以後	5月10日	Fooksang	—	× 7	× 200	—	—	—	—	—	207
	同13日	Talma	× 20	× 250	—	135	—	—	—	—	405
	計	× 20	× 257	× 200	135	—	—	—	—	—	612
同第六回以後	6月5日	Canara	—	—	—	—	—	50	—	—	50
	同15日	Namsang	× 20	× 257	× 200	200	—	—	—	—	677
	計	× 20	× 257	× 200	200	—	50	—	—	—	727

第二章 阿片の競賣

1921年 ×印ハ非競賣品

仕向地 區分	香港	新嘉坡	バンコ ック	コロ ンボ	パタビ ヤ	西貢	神戸	アシヤ ア	マカ オ	計
一月分迄	× 15 50	× 266	—	—	× 100	50	100	—	—	581
二月分迄	× 10	× 270	× 200	× 10	—	100	—	20	—	610
三月分迄	× 10	× 270	× 400	× 10	× 500	—	50	—	150	1,390
四月分迄	× 20	× 395	—	× 20	× 200	905	—	15	—	1,555
五月分迄	× 10	× 270	× 200	—	× 200	100	—	—	—	780
六月分迄	—	× 145	× 200	× 10	× 200	—	—	—	—	555
七月分迄	× 110	× 270	× 200	× 10	× 200	—	—	—	—	790
八月分迄	× 10	× 270	× 200	× 10	—	—	50	—	—	540
九月分迄	× 10 65	× 270	× 200	—	× 200	150	—	—	—	895
十月分迄	× 20 100	× 395	× 100	—	× 400	150	50	50	—	1,275
十一月分迄	—	× 125	—	—	× 200	—	—	—	—	335
十二月分迄	× 20 215	× 395	—	—	× 200	200	—	—	—	815
計	× 235 450	× 3,341 3,361	× 1,700 1,700	× 70 70	× 2,400 2,400	1,655 1,655	250 250	85 85	150 150	7,746 10,121

1920年 ×印非競賣品

仕向地 區分	香港	新嘉坡	バンコ ック	コロ ンボ	パタビ ヤ	西貢	神戸	モーリ チウス	計
一月分迄	× 45 90	376	—	—	—	150	—	—	666
二月分迄	× 15 15	× 282 250	× 400	20	× 400	50	200	23	990
三月分迄	× 15	× 282 50	× 200	10	—	—	—	× 12	800
四月分迄	× 15 101	× 250	× 200	10	× 400	25	—	—	1,001
五月分迄	× 15 30	× 266	× 200	—	× 200	—	—	—	711
六月分迄	× 15 115	× 250 266	× 200	—	—	—	200	—	665
七月分迄	× 15 50	× 266	× 200	—	× 200	—	—	—	781
八月分迄	× 15 50	× 266	× 200	—	× 850	200	50	—	1,631
九月分迄	× 15 50	× 266	× 100	—	× 200	100	150	—	881
十月分迄	× 15 50	× 266 40	—	—	× 350	400	100	—	1,221
十一月分迄	× 15 100	× 266	—	—	× 200	—	100	—	691
計	× 310 476 786	× 2,910 466 3,376	× 1,700 — 1,700	— 60 60	× 2,800 — 2,800	× 1,050 — 1,050	— 800 800	× 12 23 35	× 7,732 2,875 10,607

1923年 ×印ハ非競賣品

仕向地 區分	香港	新嘉坡	バンコ ック	コロ ンボ	パタビ ヤ	北ボル ネオ	サラ ワク	西貢	アシヤ ア	マカ オ	神戸	計
1922年第十 二回賣出以 後	× 20 50	× 170 20	× 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1923年第一 回以後	× 40	× 182	× 200	10	—	—	187	150	—	—	—	769
第二回以後	× 20	× 175	—	× 10	—	—	10	425	100	95	—	835
第三回以後	× 20	× 175	—	× 10	—	×	7	400	—	—	50	677
第四回以後	× 20	× 175	—	50	—	—	15	50	—	× 25	—	360
第五回以後	× 20	× 175	× 300	—	× 300	×	14	10	250	—	—	1,069
第六回以後	× 20	× 175	× 300	—	× 300	×	7	10	250	—	—	1,062
第七回以後	× 40	× 350 10	—	—	× 300	×	7	—	250	—	—	957
第八回以後	× 20	× 175	—	—	—	×	7	10	200	—	50	462
第九回以後	× 20	× 182 15	× 200	—	—	—	—	200	—	95	—	712
第十回以後	× 20	× 182	× 600	—	—	—	10	200	—	—	—	1,012
第十一回以 後	× 20	× 182	—	—	—	—	10	200	—	—	—	412
計	× 280 50 330	× 2,298 45 2,343	× 1,603 — 1,603	× 20 60 80	× 900 — 900	× 42 — 42	— 277 277	— 2,625 2,625	— 210 210	— 215 240	— 100 100	× 5,168 3,582 8,750

1922年 ×印ハ非競賣品

仕向地 區分	香港	新嘉坡	バンコ ック	コロ ンボ	パタビ ヤ	西貢	アシヤ ア	神戸	計
前同ヨリ一 月競賣迄	25	× 145	—	—	—	50	—	—	220
二月分迄	× 25 10	× 150	× 200	× 10	× 150	—	—	—	545
三月分迄	× 10	× 10 100	× 200	× 10	× 150	150	—	—	690
四月分迄	× 10	× 150	× 200	× 10	× 150	250	—	—	770
五月分迄	× 10 100	× 150	—	× 10	× 150	250	—	—	670
六月分迄	× 25 20	× 300	× 200	× 10	× 300	300	—	—	1,155
七月分迄	—	—	× 400	—	—	300	—	—	700
八月分迄	× 10 150	× 150 10	—	× 9	× 150	50	—	—	520
九月分迄	× 20	× 300 5	× 200	—	× 150	250	—	50	975
十月分迄	× 50	10	—	—	× 300	100	—	—	460
十一月分迄	× 20	× 170	× 247	—	× 298	—	—	—	735
十二月分迄	× 20 100	× 170 10	—	× 1	× 2	—	173	—	476
計	× 180 425 605	× 1,845 45 1,890	× 1,647 — 1,647	× 60 — 60	× 1,800 — 1,800	— 1,730 1,730	— 173 173	— 50 50	× 5,532 2,393 7,925

1918年 ×印ハ非競賣品

仕向 区分	香港	新嘉坡	バンコック	コロボンボ	パタピヤ	サンダカン	シドニー	西貢	神戸	横濱	モリス	サンフランシスコ	計
一月競賣迄	—	× 125	—	10	× 100	—	2	200	120	50	—	—	607
二月競賣迄	× 30	× 375 102	× 425	10	× 200	× 10	—	300	1	—	5	—	1,458
三月競賣迄	—	—	資料 缺如	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四月競賣迄	× 60	× 664 60	× 425	10	—	× 10	—	1,050	—	—	—	—	2,279
五月競賣迄	—	× 339 50	× 425	10	× 400	—	—	100	300	—	—	—	1,624
六月競賣迄	× 90 100	× 1,007 50	× 425	10	× 600	—	—	—	250	—	—	—	2,532
七月競賣迄	× 30 100	× 339	—	—	× 400	—	—	—	100	—	—	—	969
八月競賣迄	× 60	× 668	—	—	× 200	—	—	260	150	—	—	—	1,338
九月競賣迄	× 145	× 339	× 425	10	× 200	—	—	550	215	25	—	—	1,909
十月競賣迄	—	× 10	—	—	—	—	—	250	100	—	—	—	360
十一月競賣迄	× 45 30	× 339	—	—	× 200	—	—	100	100	—	—	2	816
十二月競賣迄	× 45 121	× 339 52	—	—	—	—	—	400	200	—	42	—	1,199
計	{ × 505 351 856	{ × 4,544 314 4,858	{ × 2,125 — 2,125	{ — 60 60	{ × 2,300 — 2,300	{ × 20 — 20	{ — 2 2	{ — 3,210 3,210	{ — 1,536 1,536	{ — 75 75	{ — 47 47	{ — 2 2	{ × 9,494 5,597 15,091

注意三月分除外

1919年 ×印ハ非競賣品

仕向 区分	香港	新嘉坡	バンコック	コロボンボ	パタピヤ	西貢	神戸	横濱	シドニー	計
一月分迄	—	× 10 20	—	10	200	830	100	—	—	1,170
二月分迄	× 45	× 325	× 300	10	200	585	100	—	—	1,565
三月分迄	× 45	× 345	—	10	200	270	200	—	—	1,070
四月分迄	× 45 100	× 545 20	× 600	10	200	315	200	—	—	2,035
五月分迄	× 45	× 160	—	10	200	—	—	20	—	435
六月分迄	× 90	× 500 20	—	—	—	—	200	—	1	811
七月分迄	—	× 185 70	—	—	200	—	—	—	—	455
八月分迄	× 90 274	× 495 40	—	—	200	—	100	—	—	1,199
九月分迄	—	× 175	× 400	—	200	—	100	—	—	875
十月分迄	× 90	× 510 80	× 400	—	200	150	50	—	—	1,480
十一月分迄	× 45	× 150 80	—	—	200	—	50	—	—	525
十二月分迄	× 45	× 520 15	—	10	200	350	200	—	—	1,340
計	{ × 540 374 914	{ × 3,920 345 4,265	{ × 1,700 — 1,700	{ — 60 60	{ × 2,200 — 2,200	{ — 2,500 2,500	{ — 1,300 1,300	{ — 20 20	{ — 1 1	{ × 8,360 4,600 12,960

1916年 ×印ハ非競賣品

仕向地 區分	香港	新嘉坡	パタピヤ	バンコック	コロンボ	スガア	シドニー
一月競賣迄	—	× 370	150	200	—	—	—
二月競賣迄	×	30 × 250	350	200	—	—	—
三月競賣迄	×	30 × 250 30	—	100	—	—	—
四月競賣迄	×	30 × 375 74	220	100	10	—	—
五月競賣迄	×	30 × 125 25	—	100	10	—	—
六月競賣迄	×	60 × 500 15	500	200	10	—	—
七月競賣迄	—	—	—	—	10	—	—
八月競賣迄	×	80 × 375	300	300	10	1	1
九月競賣迄	ビハル ベナレス ×	50 × 625 60 100	—	—	—	—	—
十月競賣迄	×	30 × 534	155	—	—	—	—
十一月競賣迄	ビハル ベナレス ×	25 × 250 30 125	160	—	—	—	—
十二月競賣迄	×	30 × 375 100	250	100	—	—	—
計	×	410 × 4,029 450 164	2,085	1,300	50	1	1
		860 4,193	2,085	1,300	50	1	1

1917年 ×印ハ非競賣品

仕向地 區分	香港	新嘉坡	バンコック	コロンボ	パタピヤ	サバ	シドニー	西貢	神戸	横濱	モリス ウス	計
一月競賣迄	—	× 125 50	200	10	—	1	—	300	200	—	—	386
二月競賣迄	×	60 × 375 45	—	10 × 200	—	—	—	495	—	—	—	1,185
三月競賣迄	—	× 250 25	100	10 × 200	—	—	—	150	100	—	20	855
四月競賣迄	×	35 × 125 25	200	10 × 200	—	—	—	ビハル35 ベナレス265	203	—	—	1,098
五月競賣迄	×	35 × 500	100	10 × 200	—	2	—	—	200	—	—	1,047
六月競賣迄	×	35 × 53 750	100	10	—	—	—	—	—	—	—	948
七月競賣迄	×	35 200	250	150	— × 200	—	—	—	100	—	—	935
八月競賣迄	×	35 125	—	— × 400	—	1	—	—	40	—	1	601
九月競賣迄	×	70 250	ビハル40 750 180	200	— × 200	—	1	ビハル95 ベナレス530	100	—	1	2,426
十月競賣迄	—	×	500 50	100	— × 200	—	—	625	—	—	—	1,475
十一月競賣迄	×	35 × 125	150	— × 200	—	—	—	ビハル10 90	100	20	—	730
十二月競賣迄	×	70 × 750	—	— × 100	—	—	—	—	100	—	—	1,020
計	×	410 × 4,375 450 718	1,300	60 × 2,100	—	1	4	2,595	1,143	20	4	× 6,885 6,321
		860 5,093	1,300	60 2,100	1	4	2,595	1,143	20	4	13,206	

第二章 阿片の競賣

第二章 阿片の競賣

九、競賣濟阿片倉庫現在狀況

1923年

現在月日	阿片ノ種類	箱	數
一月八日	ベナレス		871
二月五日	同		966
三月五日	同		586
四月三日	同		371
五月一日	同		481
六月四日	同		521
七月二日	同		511
八月六日	同		501
九月四日	同		491
十月四日	同		381
十一月五日	同		371

1925年

現在月日	阿片ノ種類	箱	數
一月五日	ベナレス		150
二月二日	同		70
三月三日	同		70
四月六日	同		170
五月四日	同		180

1924年

現在月日	阿片ノ種類	箱	數
一月八日	ベナレス		306
二月五日	同		306
三月四日	同		50
四月二日	同		—
五月八日	同		50
六月四日	同		165
七月二日	同		165
八月五日	同		120
九月三日	同		215
十月十五日	同		210
十一月四日	同		125
十二月二日	同		135

1922年

現在月日	阿片ノ種類	箱	數
1921年	ビハル	40	1,004
十二月三十日	ベナレス	964	
1922年	ビハル	40	1,079
一月三十一日	ベナレス	1,039	
二月二十八日	ビハル	40	919
	ベナレス	879	
四月一日	ビハル	40	919
	ベナレス	879	
四月二十九日	ビハル	40	869
	ベナレス	829	
六月二日	ビハル	40	844
	ベナレス	804	
七月三日	ビハル	25	829
	ベナレス	804	
七月三十一日	ビハル	25	919
	ベナレス	894	
九月二日	ビハル	25	804
	ベナレス	775	
十月九日	ビハル	25	844
	ベナレス	819	
十月三十一日	ビハル	25	969
	ベナレス	944	
十二月四日	ベナレス		861

1916年(續) ×印ハ非競賣品

區分	仕向地							計
	ドウ ル ベン	モー リス チ ウス	西貢	神戸	臺北	サリ ナ クル ゼ	マザ ト ラン	
一月競賣迄	—	20	300	—	—	—	—	1,040
二月競賣迄	—	—	—	ビハル 45 ベナレス 255	—	—	—	1,130
三月競賣迄	—	—	220	100	—	120	50	900
四月競賣迄	1	25	80	10	—	—	—	925
五月競賣迄	—	—	475	100	—	—	—	865
六月競賣迄	—	—	645	—	—	—	—	1,930
七月競賣迄	—	—	—	—	—	—	—	10
八月競賣迄	—	—	80	—	ビハル 100 ベナレス 100	—	—	1,397
九月競賣迄	—	40	—	100	—	—	—	975
十月競賣迄	—	—	—	—	—	—	—	
十一月競賣迄	—	—	—	ビハル 20 ベナレス 80	—	—	—	819
十二月競賣迄	—	—	—	—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	—	—	× 4,439
	1	145	2,625	860	200	120	50	8,052
	1	145	2,625	860	200	120	50	12,491

一箱當價格

年次	供給地	海峽殖民地	香港	暹羅	蘭領印度
		RS		RS	ルーピー
1912—13年					
1913—14年	パトナ		R. A. P 1,558,15,9		
	ベナレス		1,552,11,2		
	平均		1,555, 63		
1914—15年	パトナ		1,623, 2,0		
	ベナレス	2,000	1,600, 3,6		
	平均				
1915—16年	ベナレス	2,000	2,000		
1916—17年	同	2,000	2,000		2,500
1917—18年	同	2,000	2,000	2,500	2,500
1918—19年	同	2,000	2,000	2,500	2,500
1919—20年	同	2,000 (1919年四月 乃至十二月)	2,000	2,500	2,500
		3,000 (1920年一月 乃至三月)			
1920—21年	ベナレス	3,000	2,000 (1920年十二 月迄)	2,500	2,500
			4,000 (1921年一月 以降)		
1921—22年	ベナレス	3,000	4,000	2,500	2,500 (1921年四月 乃至十二月) 4,000 (1922年一月 乃至三月)

十、政府の直接契約にて供給したる阿片の數量及價格
數量(箱)

年次及品種	供給地	海峽殖民地	香港	暹羅	蘭領印度	モーリ チウス	北ボル ネオ	セイ ロン	計
1912—13年	供給セズ								
1913—14年	パトナ		30						
	ベナレス		40						
	計		70						70
1914—15年	パトナ		150						
	ベナレス	600	200						
	計	600	350						950
1915—16年	ベナレス	2,550	90						2,640
1916—17年	同	3,750	365		600				4,715
1917—18年	同	4,789	405	850	2,200		30		8,274
1918—19年	同	4,136	450	1,750	2,200		130		8,666
1919—20年	同	3,575	450	1,400	2,200	12	160		7,797
1920—21年	同	3,000	165	1,700	2,800		172	40	7,877
1921—22年	同	2,700	120	1,700	2,050		180	70	6,820

十一、直接契約價格と競賣最低價格との差

年次	直接契約價格	競賣最低價格	差
	ルーピー	ルーピー	
1915—16年	2,000 (新嘉坡、香港)	1,805	195
1916—17年	2,000 (同 同)	2,000	0
	2,500 (爪 哇)		500
1917—18年	2,000 (新嘉坡、香港)	3,200	1,200
	2,500 (暹羅、爪哇、北ボルネオ)		700
1918—19年	2,000 (新嘉坡、香港)	3,200	1,200
	2,500 (暹羅、爪哇、北ボルネオ)	3,700	700 1,700 1,200
1919—20年	2,000 (新嘉坡、香港)	4,030	2,030
	3,000 (新嘉坡1920年一月ヨリ三月)		3,500
	2,500 (暹羅、爪哇、北ボルネオ)		1,030
	4,000 (モーリチウス)		2,500 1,530 3,000 30 1,500
1920—21年	2,000 (香港 1920年十月迄)	5,000	3,000
	3,000 (新嘉坡)		2,000
	2,500 (暹羅、爪哇、北ボルネオ)		2,500
	4,100 (香港1921年以降セイロン)		1,000
1921—22年	2,500 (暹羅、爪哇、北ボルネオ)	4,500	2,000
	3,000 (新嘉坡)		1,500
	4,000 (香港、爪哇1922年一月ヨリセイロン)		500

一箱當價格 (終)

年次	供給地			總價格	
	モーリチウス	北ボルネオ	セイロン		ルーピー
1912—13年	—	—	—	—	
1913—14年	}	}	}	46,769	
				ベナレス	62,108
				平均	108,877
1924—15年	}	}	}	243,469	
				ベナレス	1,520,044
				平均	1,763,513
1915—16年	—	—	—	ベナレス	5,280,000
1916—17年	—	—	—	同	9,730,000
1917—18年	—	2,500	—	同	18,088,000
1918—19年	—	2,500	—	同	19,372,000
1919—20年	4,000	2,500	—	同	18,248,000
1920—21年	—	2,500	4,000	ベナレス	21,230,000
1921—22年	—	2,500	4,000	同	19,360,000

十二 政府の直接契約にて供給せる阿片の現行價格 (大正十四年八月一日現在)
左に印度政府との直接契約により供給を受けつゝある諸國及價格を掲げん。

香 港	一 箱	四、〇〇〇留比
海峽植民地	同	四、〇〇〇同
暹 羅	同	四、〇〇〇同
ネーザランド	同	四、〇〇〇同
セイロン	同	四、〇〇〇同
北ボルネオ	同	四、〇〇〇同

モーリチウスとは現今契約なし。

十三 政府の直接供給契約條項 (大正十四年八月一日現行)

Form of agreement

1. The Government of.....agrees to take to whole or substantially the whole, of its requirements of Indian opium from the Government of India.
2. The agreement to come into force on.....
3. The agreement to remain in force.....for unless earlier terminated in accordance with

para, 4.

4. The agreement may be terminated by either party giving year's notice.
5. The opium will be sold by the Government of India at the price of.....per chest.
6. The Government of.....will be under no obligation to take a minimum quantity of opium and the Government of India will be under no obligation to supply and minimum quantity.
7. The number of chests of opium required for each year will be notified by the Government of.....to the Government of India before.....in the preceding year.
8. Each year's notification of the number of chests required for the succeeding year will be accompanied by a certificate by the Government of.....(in such form as may from time to time be prescribed) stating that the import of the amounts notified is approved by the Government of.....and is required for legitimate purpose.
9. The amount of opium to be supplied month by month will be fixed and.....month's notice will be given of any increase or decrease in the monthly fixed amount.
10. The Government of.....will intimate to the Government of India the cause of

any variation in the quantity taken.

11. Details arising out of the agreement to be settled between the Government of India and the Government of.....

12. If arrangements for direct sales are hereafter made by the Government of India to other Governments at a price below Rs.....per chest, a corresponding reduction is to be made in the price charged to the Government ofwith effect from the date on which the lower price comes into operation.

第六節 阿片の品質試験

競賣阿片は毎年一回、在庫品中より任意の阿片二箱を、仲買人に撰定せしめて、重量及品質試験をなし、又見本として、阿片の適當量を、仲買人に、交付するを例とせり。

一九二四年四月二十八日の試験。

一九二二—二三年季のベナレス阿片。

書記官補及化學技師立會。

其他の立會人左の如し。

ゼ、エム、サツスーン(エム、エ、サツスーンアンドソン會社)

マテイラル、チャムリア。ナボゴバル、ダス。ガネシユ、チャンドラ、ゴホース(フルド、

トロイ、チャムリヤ會社)

ナゴレ、ムルネマネー、ラメツシユワル、シユロフ。ラム、ク्रीメル、チャムリア。(スリ

ラル、チャリア商會)

アナンガモハン、サルケル(ガネシユ、ダス、シユムナダール商會)ナンド、キンソン、ポ

ーワルカ。マヒム、ラルナート(グロメル會社)其他

斯くて、仲買人の任意撰定したる、左記箱を開函し、試験したる結果、政府の化學技師の檢定左の如し。

阿片ノ種類	箱 番 號	工場ニ於ケル記載日ノ重量	一九二四年四月二十八日「カルカッタ」ニ於ケル重量	化學技師ノ檢定
ベナレス	七、八二四	一九二四年 二月十四日 モンド シーア チタジ 二、二、一〇 (二十貫五百六十匁)	モンド シーア チタジ 二、二、六 (二十貫四百五十八匁)	香氣 良
同	八	一九二三年 十一月十三日 二、三、二 (二十貫六百八十四匁)	二、二、〇 (二十貫四百四匁)	同

第二章 阿片の競賣

一九二二—二三年季節輸出阿片試料二個の分析結果

摘	ガジプーアル 阿片試料		要	香氣	長	同	上
	阿片ノ實質 (阿片全重量一〇〇ニ對スル割合)	阿片試料					
攝氏一〇〇度ニテ乾燥シタル水分	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	四七、〇〇	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	六六、一六	四八、九	同	同
ナルコチン	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	四、二〇	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	六六、一六	六八、九四	同	同
英藥局方ニヨル純無水「モルヒネ」	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	六、七六	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	九、五二	六、六五	同	同

一九二五年四月十五日一九二二—二四年季節輸出阿片の驗査
 一九二二—二四年季節ベナレス阿片の試験を、四月十五日（一九二五年）カルカッタ阿片倉庫に於て、大藏省書記官及政府化學技師の現前に於て施行せり。立會人左の如し。

イ、エリス(イ、デイ、サツスーン會社)ガネーシユ、チャンドラグース(ハルドウトロイ、チャムリア、アンド、ソン會社)スリラル、チャムリヤケ、目賀田(三井物産會社)モヒム、ラルナート(グロムメルス會社)バジラン、ラルネマネー(ラム、プロタブ、ネマネー組合)ラダーキセン、チャムリヤ、プロラードライ、チヨールワラ。ラメシユーワル、シユロフ、ブリヂイ、チャンド、ジャラン(エム、ケー、シラジ、アンド、ソン會社代表)の諸氏其の他
 仲買人の、任意に撰定したる函を開き、検査したる結果、政府の化學技師の、阿片に對する評言左の如し。

阿片ノ種類	箱 番 號	左記日ノ工場ニ於ケル重量	一九二五年四月十五日「カルカッタ」ニ於ケル重量	化學試験官ノ評言
ベナレス	六	一九二四年十二月一日 マウソンド シーア チタタ (一二七斤三三三)	二、〇、一一 マウソンド シーア チタタ (一二五斤四八五)	香氣 長
同	七、二三六	一九二五年三月十九日 二、一、四 (一二六斤三六〇)	二、〇、九 (一二五斤二九〇)	同 同

第二章 阿片の競賣

第二章 阿片の競賣

一九二二—二四年季輸出阿片餅試料二個の分析結果

實	ガジプール 阿片試料		第一號球(一九二四年五月二十七日製造)		第三號球(一九二四年四月二十八日製造)	
	實 (阿片全重量一〇〇ニ對スル割合)		實 (阿片全重量一〇〇ニ對スル割合)		實 (阿片全重量一〇〇ニ對スル割合)	
攝氏百度ニ乾燥シタル水分	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	五〇、六〇	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	七二、〇一	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	五〇、〇〇
ナルコチン	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	四、三〇	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	六、〇三	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	四、四〇
英藥局方ニヨル純無水「モルヒネ」	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	九、〇四	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	六、四四	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	六、六九
實	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	七、二五	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	九、四〇	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	九、四〇
摘	要	香氣	同	香氣	同	香氣
		良	同	良	同	上

一九二三年四月十日、一九二二—二三年季、ベナレス阿片を、任意に撰定したるものに付試験したる成績左の如し。

阿片ノ種類	箱番號	工場ニ於ケル左記ノ重量	一九二三年四月十日「カルカツタ」ニ於ケル重量	試験官評言
ベナレス	七	一九二二年十二月十七日 (二十貫三百七十三匁)	マウンド シーア チタク 二、〇、四 (十九貫九百六十九匁)	香氣 良 他物ノ混合ナシ
同	六、二〇九	一九二三年一月四日 (二十貫四百二十五匁)	マウンド シーア チタク 二、一、四 (二十貫二百十八匁)	香氣 良 他物ノ混合ナシ

一九二二—二三年季輸出阿片試料二個の分析成績

ガジプール 阿片試料		第一號球(一九二二年五月十八日製造)		第二號球(一九二二年五月十一日製造)	
阿片ノ實質	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	七三、	阿片ノ實質	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	七二、二
攝氏一〇〇度ニ乾燥シタル水分	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	四九、	阿片ノ實質	阿片全重量一〇〇ニ對スル割合	五〇、二
		六七、二			七〇、五

第二章 阿片の競賣

第二章 阿片の競賣

摘	要	ナ ル コ チ ン	
		阿片ノ全量一〇〇ニ對スル割合	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合
英藥局方ニヨル純無水モルヒネ	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	四、二六	五、二六
		五、八三	七、三〇
同	同	六、五八	六、八三
		九、〇二	九、六〇
香氣良夾雜物ナシ	同	同	上

一九二二年四月十一日、一九二〇—二一年のベナレス阿片の、任意に撰擇したるものにつき試験したる成績左の如し。

同	ベナレス	阿片ノ種類	箱 番 號	工場ニ於ケル左記日ノ重量	一九二二年四月十日「カルカツタ」ニ於ケル重量	試験官ノ評言
同	五、七八八	マウンド シープ チタダ	一八五	一九二一年十一月十七日 （二十貫四百三十五匁）	マウンド シープ チタダ （二十貫六十二匁）	香氣 良
同	一九二二年二月八日 （二十貫八百九匁）	二、一〇	二、二	（二十貫五百六十匁）	同	同

一九二〇—二一年季輸出阿片試料二個の分析成績

摘	要	ガ ジ ブ ー ル 阿 片 試 料	
		阿片ノ全量一〇〇ニ對スル割合	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合
英藥局方ニヨル純無水モルヒネ	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	七二、四八	七〇、九七
		四九、〇〇	四七、四〇
攝氏一〇〇度ニ乾燥シタル水分	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	六七、六〇	六六、七八
		五、五〇	五、三九
ナ ル コ チ ン	阿片ノ實質一〇〇ニ對スル割合	七、五八	七、五九
		六、七二	六、五八
同	同	九、二八	九、二八
		第一號球（一九二一年六月一日製造）	第三號球（一九二一年五月二十一日製造）

第二章 阿片の競賣

阿片證券

トス文字入記ハ

3/36

Benares Opium
1922—1923

Lot No 31 & 32 Pass No 35

Deliver for an immediate shipment to Mitsui Bussan kaisha, Ltd., or order ten chests of Benares Opium, purchased on the 7th April 1925 by Hurdutroy Chamria & sons.

Govt. of Bengal, Financial Department
Calcutta

The 15th April 1925 } (sd) —
Regstrar

To, The Intendent
Opium Godowns (sd)
Exd. Accountant.

TEN chests 101—

Government of Bengal Financial Department.

活字不動他ハ文字入記ノモタルシテ

Benares.

Opium

1925, sale, 4th
Calcutta, 8th April 1925

Deliver to Messrs. Mitsui Bussan Kaisha, Ltd., or onder (10) ten chests of Benares opium, Lot No. 31, 32 of the sale of 7, 5 1925. after receiving the amount value there of, viz., Rupees 4,570/— per chest, being the price at which hit was purchased by us

Hurdutroy Chamaria & sons

to

The Secretary to the Government of Bengal,
Financial Department.

第七節 阿片賣買に關する要式の一、二説明及雜説明

一、仲買人より政府に對し代金納付及品物交付請求の通知書

二、右の代金を支拂ひたる場合には、政府は、品物の交付として、左の阿片證券を交付す、阿片の賣買は、此の阿片證券の賣買によりて、行はるゝものにして、阿片其物は、船積せらるゝまで政府の倉庫に、嚴重に保管せらるゝものとす。

阿片證明書

記入文字

6

Season 1923-24.

Benares Opium.

40 cakes of Consistence $\frac{71}{100}$

Indian standard weight Mds 2 S 1 C 14.

W. Gaskell I. C. S.
Agent.

Benares Opium Agency, Ghazipur.

the 1 of 12 1924.

B. O. Factory 68 .A. 06 B. O. A. 1924.

其ノ裏面

1

Cakes examined, weighed & packed in my presence

sd/—

Assistant.

Weighment & packing conducted under my general
superintendence.

D. G. Harris.

Factory Superintendent.

J. H. Hill I. C. S.

Managing Director.

右ノ裏面

Two annas stamp.

- 1st Endorsement
- 2nd DO
- 3rd DO
- 4th DO
- 5th DO
- 6th DO
- 7th DO
- 8th DO

四 阿片の包装方法

Packing of Opium chests for export.

A layer of powdered leaf is spread on the inside bottom of the chest and over that is placed a wooden frame consisting of 20 compartments, each compartment to hold one ball of opium (weighing about 2 seers.)

The opium balls are covered with a thick crust (made up of pappy leaves) and pasted with sticky opium known as lava. Another layer of pappy leaf is spread over the 20 bottom balls. After which a mat of the size of the chest is placed, over which another layer of powdered leaf is sprinkled and over that is put another wooden frame consisting of 20 compartments to hold another 20 balls, and this completes the 40 balls of the 2 layers. Over that again is spread another layer of powdered leaf and the chest is nailed down securely.

After which the lids on all side are properly dammered and covered with gunny cloth and numbered.

Inside each chest is placed a ticket giving particulars of the opium and season to the Government stating that the opium is packed under strict supervision.

五、阿片競賣の起原

印度に於ける阿片競賣の起原に就き、カルカッタ阿片競賣當局者たる、アール、エル、ウォルカー氏に訊したるに、氏は「阿片競賣最初の期日の正確なる所は、速答し難きも、阿片の競賣は少くとも、一八三七年前より行はれ居りしことは確なり。」と

六、プロビジョン阿片の意義

プロビジョン阿片の意義を、同氏に訊したるに、氏は「外國に輸出する目的の阿片を、區別としてプロビジョン阿片」と云へり。

七、アンサータイプアイドの意義

更らに氏は言へり「支那に阿片を積出すを、制限する爲め、一九一一年以來、支那に賣りたる阿片の箱には、他と區別する標識を付し、政府の特別許可書を付したり、此の證明を付したる阿片箱を「サータイプアイド阿片」とし種類別をなしたることにより。」と

八、何人にも競賣に参加し得るや

競賣條件は、別に示すが如し、競賣人となるに、何等の制限なし、唯新競買人は、槌の落下によりて、競落したる價格の、二五「パーセント」を支拂ふを要す、即ち、條件第四項第六號に示すか如し。

九、阿片競賣に参加せる英商人ありや

ウォルカー氏の就任以來、十八箇月間、阿片競賣に参加せる、英商人は見ざりしと云へり。
(大正十四年八月一日回答)

第八節 印度より波斯へ阿片の輸出入

印度より波斯へ、阿片の輸入なきことは、前述せる處なるが、更らに茲に、波斯政府の、輸出入統計表より、阿片の部を摘掲す。ブシャア行として、船積せられつゝある阿片は、中途外洋に於て匿晦し、他方面に流入しつゝあることを知り得べし(カルカッタに於て阿片仲買人に就き内密に調査したる處と、一致するものと云ふべし。)

阿片の輸入 (クランは邦貨略二十四錢五厘)

國別	一九二二年三月二十一日ヨリ		一九二一年三月二十一日ヨリ	
	數量	價格	數量	價格
アフガニスタン	二、三〇九、 $\frac{1}{2}$	六二一、四〇四	八六、 $\frac{3}{4}$	二一、九七三
ロシア	三、 $\frac{3}{8}$	九三七	六〇	一九、五〇一
メソポタミア	$\frac{1}{4}$	一二〇		
オスマン	$\frac{1}{2}$	二八〇		
計	二、三一三、 $\frac{5}{8}$	六二二、七四一	一四六、 $\frac{3}{4}$	四一、四七四

阿片の輸出

國別	一九二二年三月二十一日ヨリ		一九二一年三月二十一日ヨリ	
	數量	價格	數量	價格
支那	二五、六四九、 $\frac{3}{4}$	一一、〇〇五、〇〇〇	二五、二四七	九、九六七、一〇〇
埃及	一七一	七〇、〇〇〇	一、〇二一	四二二、〇〇〇
英領印度	四四、六三七、 $\frac{1}{2}$	一八、〇九九、四二〇	八、一八一	三、四一八、九九六
英領	五、六七二、〇〇	二、〇九二、〇〇〇	一、〇七二	三五三、五〇〇
西班牙	$\frac{1}{8}$	一六八	$\frac{1}{4}$	一、四〇〇
佛蘭	三、二七九、 $\frac{3}{8}$	一、一八〇、〇〇〇		一〇〇
日露	二二、〇四八	八、三七二、四四〇	三、八一四、〇〇	一、二八六、八六七
メソポタミア	一七六	八八、〇〇〇		
計	一〇一、六三七、 $\frac{3}{4}$	四〇、九〇八、一二八	三九、三三八、 $\frac{1}{8}$	一五、四四九、六六三

英領印度に輸出したるものも、印度に入らずして、他へ積換へらるゝものならん、現に、一九二一年に、日本に輸入したるものは、英領印度其他へ仕向けられたるものが、日本に入りたるものなるべし。

カルカッタよりブシャアに積出したるもの。

(印度政府統計)

自一九二二年三月
至一九二三年三月
自一九二一年三月
至一九二二年三月

三八三箱

六五箱

以上 波斯政府の統計表記載のものと、印度政府のものとを、相對照せんか、阿片は中途洋上に於て、匿晦しつゝあるを洞察するに難からず。

第三章 阿片の飲用

第一節 總

說

印度に於ける阿片は、國産にして、古來より適當に使用し來りたる、永き歴史を有するものにして、其の使用の目的は、左の如し。

印度に於ける阿片食用者 (Opium Eaters) の大部分は、其の習慣に奴隸となれるものにあらず、必要の場合に少量を服用し、必要去れば服用せざるを得る状態にして、阿片は實際全印度を通じて、最も通俗に使用せらるゝ、民衆的家庭醫藥なり。

例へば疲勞を輕減する爲め、或は腹痛の特効藥とし、マラリア熱に對する豫防藥となり、(マラリ

ア熱に、對しては、比較的高きアナルコチンの含量は、特に有效なり、) 糖尿病に於ける、糖分を減少せしむる爲に使用する等、老幼患者の疾病苦を緩和し。治癒せしめつゝあるの現状にして、草根木皮を以て、唯一の醫藥とせる、印度人民の多くは、更らに交通の不便と其の貧困なる生活の状態等相倚つて今日文明醫術の普及を、阻害しつゝあり。

斯る状態なるを以て、阿片の使用を抑制するために、重税を課し、又は不正なる生産分配に對する、嚴密なる豫防をなし、阿片の消費を全然禁止せんとすることは、既に一世紀以前より考慮されたるも、状態止むを得ざるを以て、之れが實行は放棄せられたるも、一方罌粟栽培を制限して、三、四僻遠の地を除きては、ユナイテッド州ガジプールの、政府阿片工場に供給する區域のみに限りて、許可し、印度州よりの輸入は、之れを禁止し、是等の州と協定以外のものは、又其の輸出を許可せざることとし、以て阿片の使用を抑制するの政策をとるに至れり。

斯くの如く其の生産を制限すると共に、分配は價格を引續き騰貴せしめ、又各個人の一時に求め得る、阿片の量を限定して、防止するに意を用ゐたり。

此點に就きては、地方の状況に應じて、實行上各州に於て多少の差違の存するは、免れざれども、制度上に於ては相一致せり。即ち

各地方の販賣店は、特許によりて數を限定し。

販賣店たるの権利は、公競賣に付して附與し、又は定額若くは、消費量に應じて遞増する料金を課して、指定人に附與す。

特許販賣人は、政府の貯藏品を以て供給するを要す。顧客が所持する量は嚴重に制限す。

而して、印度本土の各州（ビルマを除く）に於ては、政府より販賣店に賣渡す價格は、一シーア（二四八匁八三二）に付、六十留比乃至七十五留比とす。（百匁當り二四〇留比乃至二三〇留比）又個人の所持し得る限量は、一トラ乃至三トラとす。（二匁八三五乃至八匁五〇）

緬甸は特殊の状況にあり、即ち緬甸人は、阿片使用の歴史的習慣の源因を有せず、従つて緬甸人の阿片使用を、全然防止する爲には、斷固たる努力をなせり。

現今の政策の確立する以前に、阿片使用の習慣に陥りたる、下緬甸住民の生殘者を除きては、緬甸人は眞呼醫藥用以外には、阿片を所持するを得ず、該州には、支那人及び印度人の大民衆ありて、彼等は一回に三トラ（八匁五〇五）を限度として、阿片を所持するを得、且つ該州に於ては特許販賣店に賣渡さるる價格は他に比して甚だ高く、一シーア七四留比乃至一五八留比とす、（百匁當り二十九留比一〇安乃至六十三留比七安）

特許販賣店に對しては、印度全地方、及緬甸に於て、嚴密なる監督を維持せり、特許條件として、

左の事項を必要とす。

店舗は何時にても検査す。

阿片は小兒及悪性人物に販賣するを得ず。

販賣は、特許したる構内に於て、規定の時間内のみに限る。

純粹の政府阿片のみを販賣すべし。

懸賣をなすを得ず。

構内にて飲用するを得ず。

全計算を記帳すべし、且つ一若くは二トラ以上の購買者の姓名、及住所を記入すべし。

等にして、前掲の條件は、各州消費稅局によりて、有效に勵行せり。但し印度州、及國境地方より、印度へ阿片の多少は密輸入、行はれ居るなるべし。

各州に於ける阿片の消費量

州	名	一九二三年（封度）	一九二二年（封度）
マ	ド	七二、七三九	七一、五〇〇
ホ	イ（シンドラ含ム）	八一、九八五	七六、七九七
ベ	ン		八三、二二八

第三章 阿片の飲用

州名	一九二三年	一九二二年	一九二一年	一九二〇年	一九一九年
アケラ及ウードウ合同州	五三、八四二	六八、七六八	七〇、七五三	七〇、八九七	七〇、八九七
パシヤ	六八、七六八	七〇、七五三	七〇、七五三	七〇、七五三	七〇、七五三
ビハル及オリッサ	六二、五三七	七六、二五〇	一五、六一七	一七、二一〇	一七、二一〇
セントラルプロビンス	七六、二五〇	一五、六一七	一五、六一七	一五、六一七	一五、六一七
アッサム	一五、六一七	一五、六一七	一五、六一七	一五、六一七	一五、六一七
行政區域	(西北國境州、バルチスタン、アジメ ル、メルワラ、クールガ、パンガロ) (ア、デリー、英直轄印度)				
一人當消費	(英直轄州一九二二年國勢調査人口) (二四七、〇〇三、二九三)				
計	六七四、四二一	六七四、四二一	六七四、四二一	六七四、四二一	六七四、四二一

各州阿片純收入五箇年對照表印

州名	一九二三年	一九二二年	一九二一年	一九二〇年	一九一九年
ホーン	三、七六一、〇三	三、七六一、〇三	三、七六一、〇三	三、七六一、〇三	三、七六一、〇三
ベガ	三、七六一、〇三	三、七六一、〇三	三、七六一、〇三	三、七六一、〇三	三、七六一、〇三
マド	二、三三三、三六	二、三三三、三六	二、三三三、三六	二、三三三、三六	二、三三三、三六
ユナイテッドプロビンス	一、八五五、四九	一、八五五、四九	一、八五五、四九	一、八五五、四九	一、八五五、四九
パンジャブ	四、七五八、一七〇	四、七五八、一七〇	四、七五八、一七〇	四、七五八、一七〇	四、七五八、一七〇
セントラルプロビンス	三、三三三、三六	三、三三三、三六	三、三三三、三六	三、三三三、三六	三、三三三、三六
計	二、四六六、〇〇〇	二、四六六、〇〇〇	二、四六六、〇〇〇	二、四六六、〇〇〇	二、四六六、〇〇〇

印度人の阿片使用の目的に關し、政府の説明する處を記載せんに、印度、及他の東方諸國に於ける、阿片の使用は、大概正規の醫師の處方に従ふものに非れども、其の大部分は、醫藥用にして、一八九三年に任命せられたる、勅定委員は左の如く報告し居れり。

「阿片は一般普通家庭醫藥とし、殊に熱病の場合、竝にマラリヤ熱豫防藥として使用するに、重寶なるものと信せり。」と

單に、豫防藥としてのみならず、興奮劑としては、老衰に對する特效藥として尊重し、健康を害せる多くの人は、十五年乃至五十年間、阿片を使用して、效驗を得るもの如く、或は印度の各地方に於ては、冬期嚴寒の際に、又は旅行竝に苛酷なる筋肉勞動の場合、疲勞に堪へ得る目的の爲に常用せり。ラジプタナに於ては、社會的、竝に儀式的祝典の際に、阿片を使用することは、宗教上

是認せらる。間接に社會的習慣に基く、他の使用方法としては、緬甸に於て、現今文身をなすことは、次第に行はれざることとなり居れど數年以前には、青年には必要缺くべからざるものにして、其の施術の苦痛を減殺するため、特許を得て、文身施術者が、阿片を使用したることありしなり。喫煙用の、阿片烟膏を使用することは、印度政府にて、方法を盡して反對し、烟膏の販賣を禁止し、従つて其の製造を禁止せり、但し個人が適法に所持することを得たる阿片より、自家用に供する爲め自ら調製するものは例外なり。

此の除外例は生阿片が、適法に所持し得る限りは、明かに必要にして、之をも禁止するとせば、人民の個人生活に堪へ得られざる干渉をなすこととなり、且つ勵行するは不可能なるべく、加ふるに喫煙は、阿片を不經濟に使用すること、竝に個人が所持し得る限度を、低度に定めあることは、適法に所持したる阿片を此の目的に使用するに當り、牽制となるべし。

生阿片の人口一人當りの消費量は、既述の如く、僅少にして、準醫藥用の爲めに用ひたるものと、享樂の爲めに使用したるものと、量を分別することは、不可能なるべし。

緬甸に於ては特例を存せり、登録したる緬甸人の消費者、竝に州内多數の支那人分子は、阿片を食用するよりは、喫煙するの習慣ありしことなり、烟膏を緬甸に輸入することは、既に禁止せる處なるも、其の製造及使用は、禁止せられず、故に其の使用を阻止する爲め、一九二一年四月一日よ

り、特許店に於て、烟膏の製造及販賣を停止したり、而して阿片を喫煙せんとするものは、現今に於ては、自ら製造せざるべからざるに至れり、斯る狀勢なるを以て、緬甸に於て消費する阿片の幾干が、烟膏に化すやを示す統計は、之を取り得ざる所以にして、更に最近政策上數歩を進めて、地方廳は喫煙者全部の登録を命じたり。

此の新政策たる登録制度の有効となるや否やは、主として支那政府が緬甸に近接せる國境省に於ける、阿片の製造を取締り得るや否やに係れるが、現今に於ては消費稅局職員は、支那阿片の送付を差押ふるに、寧日なきが如く、若し支那より阿片の密輸入なかりせば、地方官權は甚大なる協力を與へられたることとなり。

阿片を喫煙用に調製することを、全然禁壓するを得ざれども、既に取りたる手段によりて、喫煙者數の減少著しきは事實なりとす。

印度全土に於ける、支那人移民數は、一九二一年の國勢調査に於て、一〇八、四九五にして、内一〇二、三四四人は、緬甸に居住せり、而して緬甸に於ける、支那人住民數は、緬甸に生れたるものを合して、一四九、〇六〇にして、内四七、一八三人は婦女なり、其州内の支那人阿片消費者數は、一七、二二九人と概算せり。

現今急速に減少しつつある緬甸人登録消費者の外には、一九二一年に一四、〇四九人なりしも、十